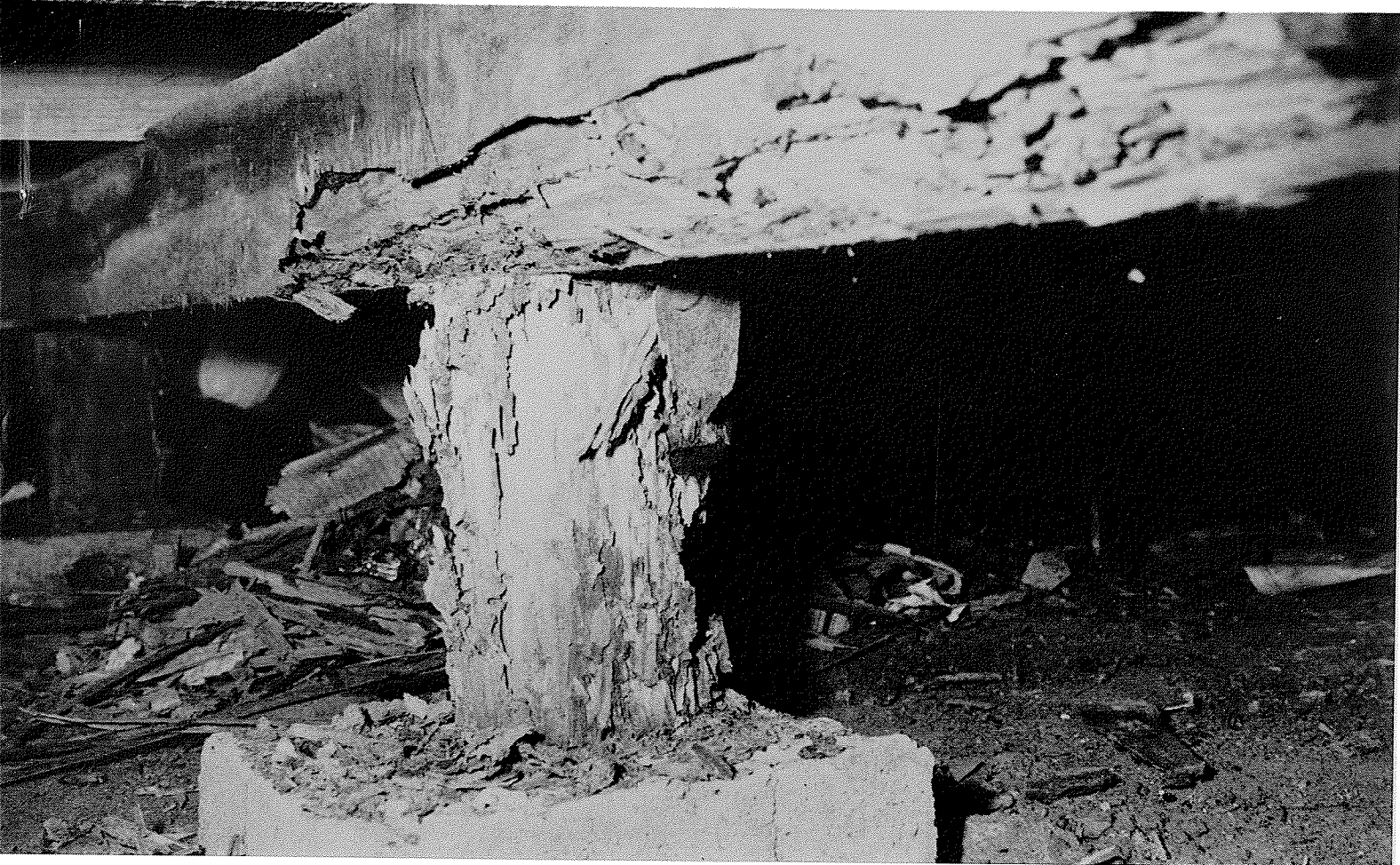


しろあり

SHIROARI

THE TERMITE CONTROL CORPORATION OF JAPAN



AUGUST 1977

社団法人 日本しろあり対策協会

No.

29

目 次

<巻 頭 言>

規制強化への糸口を……………曾根田 彰…(1)

建築用材料の耐蟻性試験……………町 田 和 江
森 八 郎…(2)

ヨーロッパにおける最近のシロアリ事情……………新 井 英 夫
森 八 郎…(11)

八重山群島のシロアリを訪ねて……………清 水 薫
中 島 義 人…(19)

東南アジア駆け歩き記……………香 坂 正 二…(23)

<講 座>

仕様書講座(Ⅲ)……………森 本 博…(29)

<防除業会員のページ>

社団法人日本しろあり対策協会の将来……………元 木 三喜男…(37)

アメリカのPC業界月刊誌抜粋……………柳 沢 清…(40)

シロアリの予防の効力について……………久保田 博…(44)

「しろあり防除処理標準仕様書」についての要望……………安 達 洋 二…(45)

第3回しろあり対策海外事情視察について……………辻 本 正 博…(46)

悪徳業者の営業防止に関する提言……………友 清 重 孝…(50)

<協会のインホームエション>

第20回通常総会報告……………(53)

第20回しろあり対策全国大会開催報告……………(67)

昭和52年度「しろあり防除施工士」資格検定試験結果の講評……………(69)

協会のうごき……………(77)

新会員……………(89)

(表紙の写真一束, 大引の被害……橋 本 智)

日本しろあり対策協会機関誌 し ろ あ り 第29号

編 集 委 員

昭和52年8月30日発行

森 八 郎 (委員長)

発 行 者 森 八 郎

森 本 博 ・ 山 野 勝 次

発 行 所 社団法人 日本しろあり対策協会 東京都新宿区新宿2
丁目5-10日伸ビル(5階) 電話(341)7825番

河 村 肇 ・ 元 木 三喜男

神 山 幸 弘 ・ 香 坂 正 二

印 刷 所 株式会社 白 橋 印 刷 所 東京都中央区八丁堀4-4-1

豊 田 浩

SHIROARI

(Termite)

No. 29, August 1977

Published by **the Termite Control Corporation of Japan**

Shinjuku 2-chōme 5-10, Shinjuku-ku Tokyo, Japan

Contents

[Foreword]

- Promotion of the Legislation of the Termite Control in Japan
..... Akira SONEDA...(1)
- Resistant Property of Building Materials against Termites...Kazue MACHIDA,
Hachiro MORI...(2)
- The present status of Termites in EuropeHideo ARAI,
Hachiro MORI...(11)
- Records of Our Observations on Termites in the Yaeyama Islands
.....Kaoru SHIMIZU,
Yoshito NAKAJIMA...(19)
- Travel Report About Southeast Asia..... Shoji KOSAKA...(23)

[Lecture Course]

- Course for the Executive Specification III Hiroshi MORIMOTO...(29)

[Contribution Section of T. C. O.]

- The Future of Termite Control Corporation of Japan..... Mikio MOTOKI...(37)
- Extracts from the Monthly of PC Business World in America
.....Kiyoshi YANAGISAWA...(40)
- A Story of My Experiences for the Treatment of Termite Control
..... Hiroshi KUBOTA...(44)
- Demand on Specification for the Treatment of Termite Control
..... Yōji ADACHI...(45)
- A Report of the Third Group-travel for Training Course on Termites
..... Masahiro TSUJIMOTO...(46)
- Proposition on Preventing Bad Operators from Termite Control Services
..... Shigetaka TOMOKIYO...(50)
- [Information from the Corporation].....(53)

Photograph in This Cover ; Damage of Wooden House by Termites
(Satoru HASHIMOTO)

規 制 強 化 へ の 糸 口 を

會 根 田 彰



シロアリの被害に対する世間の認識が年一年と高まってきたのは、会員皆様の懸命な努力の成果であることは申すまでもないことですが、また一方で考えられることは、わが国の一般住宅における暖房の普及によって、シロアリにとっても活動しやすい環境が次第に広がってきて、被害も広範囲に蔓延してきたとも言えるのではないのでしょうか。あるいは、またシロアリの体質も耐寒性の強い種族が殖えつつあることも考えられるわけですが、いずれにしても、対シロアリ闘争は今後ますます激しくなり、緊急の度を増してくることを覚悟しなければならないと考えられます。

言うまでもなく、蟻害は木造建築物に限るわけではありませんが、何と云っても、主体は木造住宅であり、その建築延面積は、他の一般建築の不振にかかわらず、毎年急速に延び始めました。殊に住宅の大部分は、その所有管理者が個人であり、素人であるために、建物の保守に関する知識も経験も足りないことから、新築時における予防措置が一般に軽視されており、また後の蟻害の発見が手遅れになり勝ちであるなどの実情から考えれば、会員の方々の努力にもかかわらず、客観的状況は不利な方向に進むのではあるまいかと考えるのは私の杞憂でしょうか。したがって、このことの啓蒙と共に法的規制を急いで強化推進しなければならない時期であることを痛感しております。

中国支部としましても、山口県につづいて、まず広島、岡山から県条例の制定を働きかけてきましたが、このことは勿論、本部のご努力による政令改正に一番の期待をかけていて、その促進剂的な意味を考えてのことです。しかし、一方県の立場としては、本省の方からなんらかの形で指導的な意向が打ち出されると、大変力強い根拠になると考えておられるように察せられます。これは一種の“水かけ論”の様態とも言えるのですが、この状況を打開するための糸口を何とか見つけ出すことができないものかと焦躁の念に堪えない次第であります。

(本協会中国支部長)

建築用材料の耐蟻性試験

町田和江・森八郎

建築物に対する蟻害（シロアリ被害）の予防法としては、(1)建築用材料選択による予防法、(2)建築構造上の予防法、(3)薬剤処理による予防法等があるが、(1)(2)は最も基本的な予防法であり、(3)は補助的な予防法であるといえる。すなわち、(2)とともに(1)はシロアリ対策としての基本的な手法であるので、各種の建築用材料をイエシロアリ *Coptotermes formosanus* Shiraki に供試して、その食害の程度を試験した成績を報告し、一般の人々が建築用材料を選択するときの参考資料とすることにした。

一般的にあって、シロアリはかなり雑食性で木材のみならず、パルプ・紙などセルロース製品を好んで食害するが、その嗜好性には意外に大きい差異が認められる。たとえば、ほとんどすべての木材を食害するが、そのなかではマツ類をとくに好み、ヒノキ系統の樹種はあまり好まない。これは化学的要因に原因するようで、その木材の組成として誘引成分を含有しているものが好まれ、マツ類はその最も代表的な樹種とされている。他方好まないヒノキ系統の樹種には、ヒノキチオール・その他シロアリの忌避成分や殺蟻成分が含まれているからである。これらの化学的要因以外に、物理的要因に原因することもある。南方の鉄木 (Iron wood) は、その硬さのためにシロアリの食害を受けにくい樹種とされているように、木材の硬軟の程度がとくに重大な関係をもっている。シロアリの食害に対する抵抗性を耐蟻性と呼んでいるが、各種の建築用材料の耐蟻性に関する試験成績を以下に述べる。

〔I〕木材の耐蟻性試験

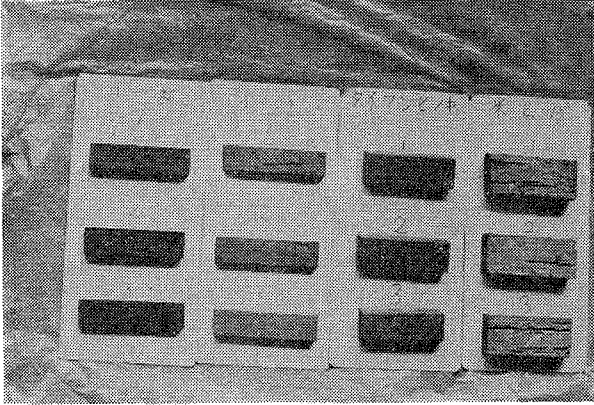
約 300 kg の巣を構築している最大級のイエシロアリのコロニーの近くに各種木材の試験片を配置

し、1週間経過時および2週間経過時の重量を測定し、その平均残留率(%)で耐蟻性を比較した試験成績を第1表に掲げ、食害の状態を第1～6図に示す。

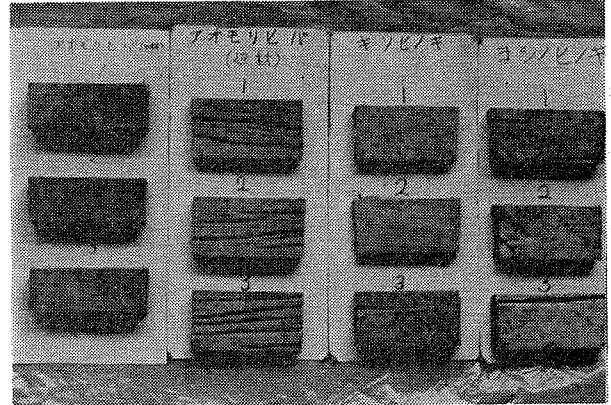
第1表 木材の耐蟻性試験成績*

耐蟻性の等級	樹種	1週間経過時	2週間経過時	備考
1級樹種 (供試当初の重量を100とし、2週間経過時で重量残留率が90%台のもの)	ローズ	101.3	101.5	排出物が付着して重量が多少増加したが僅かに食痕が認められた。 アオモリヒバは心材の場合にはほとんど食害を受けなかったが辺材の場合には多少食害された
	チーク	100.8	102.6	
	タイワンヒノキ	100.0	99.7	
	米ヒバ	99.4	99.4	
	アピトン	99.0	96.0	
	アオモリヒバ	99.5	94.1	
	ヒノキ	95.7	93.0	
2級樹種 (上記同様にして80%台のもの)	カバ	94.9	89.2	心材のみならば1級樹種
	ラワン	95.5	88.9	
	タブ	95.3	88.9	
	カツラ	92.2	88.4	
	ブナ	96.8	88.3	
	ナラ	95.9	87.2	
	キリ	91.0	87.0	
	スギ	94.9	86.1	
	クリ	93.6	84.4	
ケヤキ	94.7	83.8		
3級樹種 (上記同様にして70%台のもの)	タケ	86.3	75.4	
	米スギ	90.3	75.3	
	サクラ	81.7	71.0	
4級樹種 (上記同様にして60%台のもの)	エゾマツ	90.5	68.3	
	米ツガ	85.1	66.6	
	マツ	84.5	65.0	
	米マツ	87.8	62.5	
	スプレー	81.6	61.4	

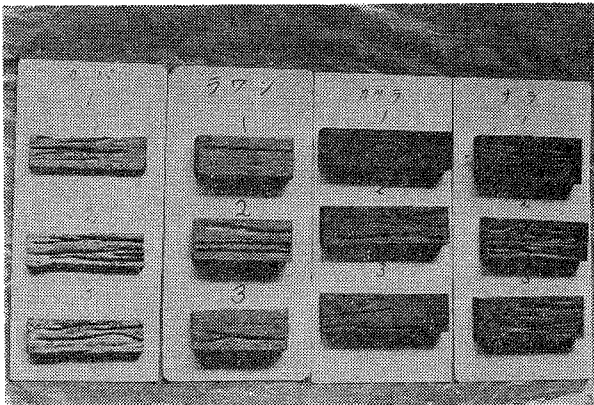
* 町田和江・森八郎・森正明・今井純子



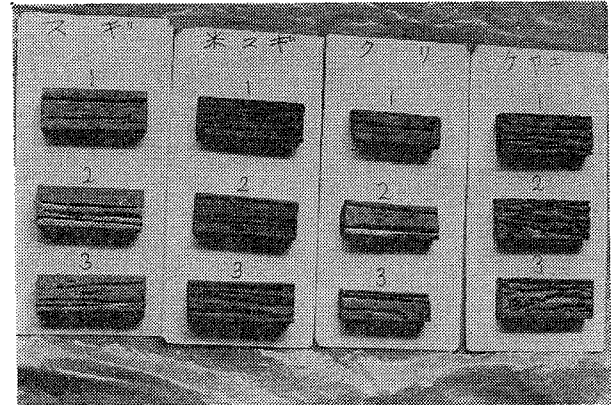
第1図



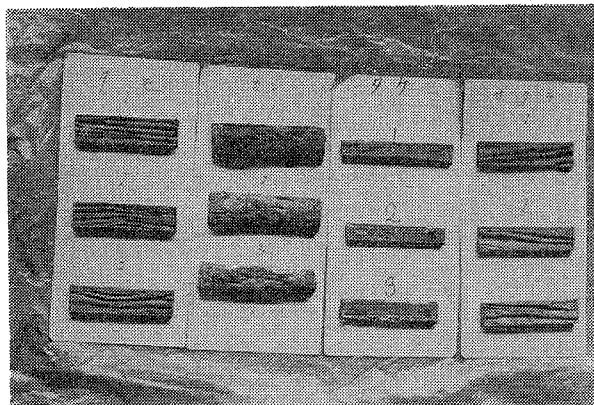
第2図



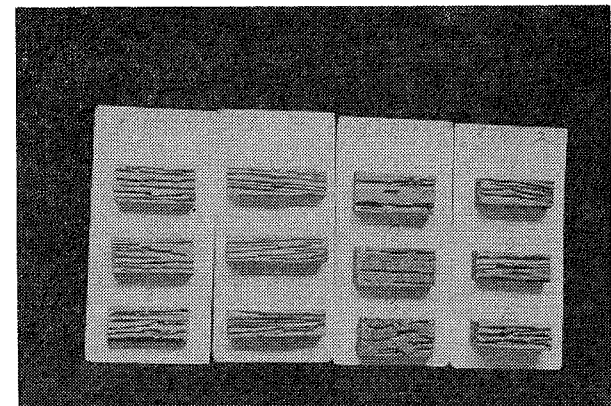
第3図



第4図



第5図



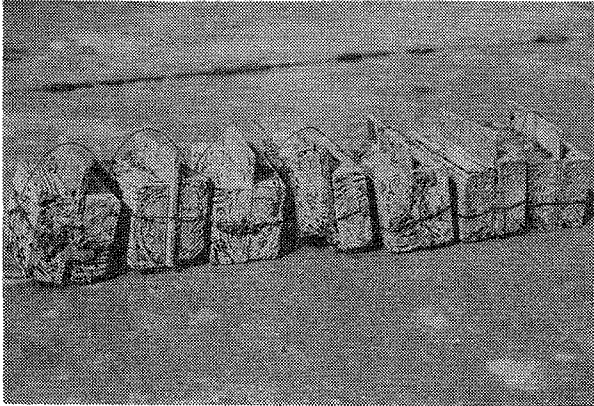
第6図

〔II〕スレートの耐蟻性試験

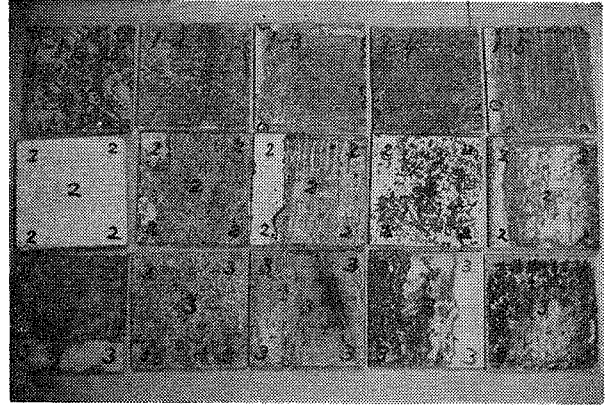
スレートがシロアリに加害されるか否かの問題については、これまでに実際に試験されたことがないので、〔I〕の場合と同様の最大級のイエシロアリのコロニーに各種のスレートをサンドイッチ形に木材(マツ材)ではさみ、針金でしばって供試した。約半年後に取り出して食痕の有無を調べた(第7～10図参照)。供試した試験体は、No. 1—パルプセメント板, No. 2—珪酸カルシウム板, No. 3—軟質板, No. 4—フレキシブル板(オートクレー

プ養生), No. 5—平板(高級品), No. 6—パーライトボード, No. 7—平板, No. 8—フレキシブル板, No. 9—パルプセメント板の9種で、各種それぞれ5枚を試験体とした。それらの硬さの順序は、 $1 < 3 < 2 < 6 < 5 < 9 < 7 < 8 < 4$ であった。

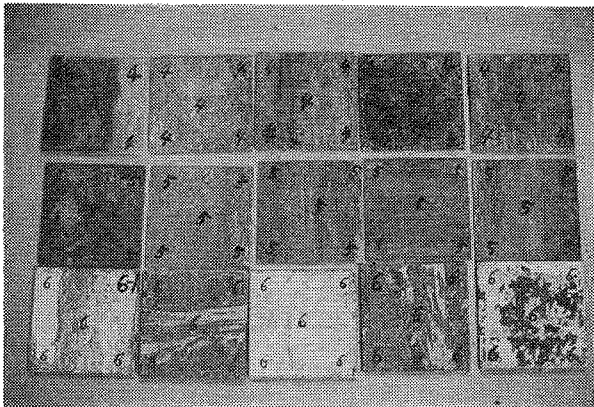
試験成績を以下に述べるが、約半年間の長期間にわたって供試したため、シロアリの排出物その他付着物が多く、その割合に重量減が少ないので、重量減によって耐蟻性を比較することが困難であると判明したので、重量測定を止め、食痕の



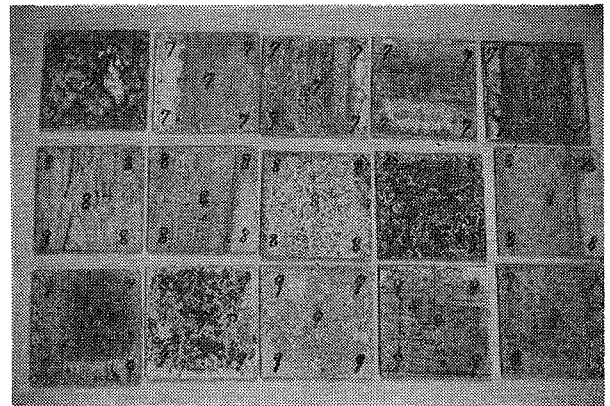
第7図



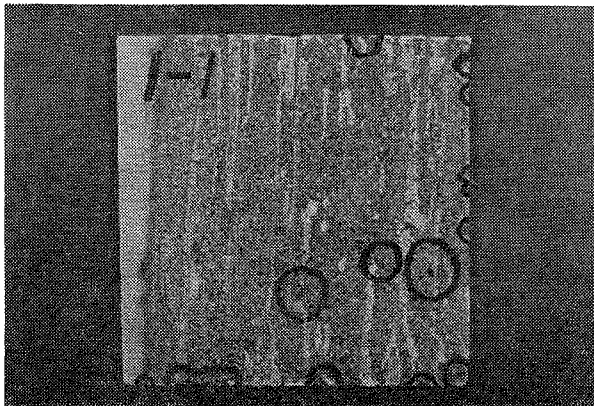
第8図



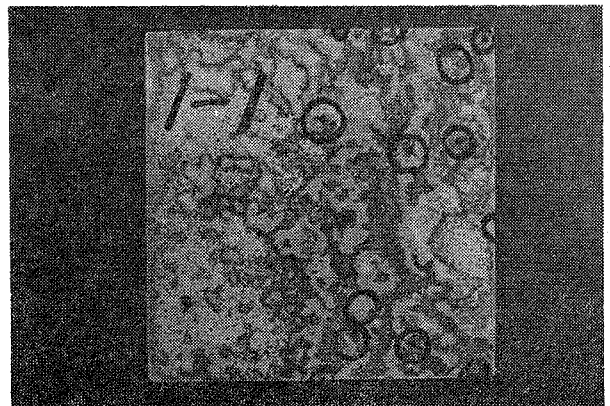
第9図



第10図



第11図 1-1表面



第12図 1-1裏面

状態について詳細に述べることにした。

試験成績

試験体 No.1 パルプセメント板 (5枚)

No.1-1 : 表裏とも10数か所の食痕が認められ、表裏貫通食痕もあり、かなりひどく加害された (第11, 12図)。

No.1-2 : 表裏とも周辺部が加害された (第13, 14図)。

No.1-3 : 前試験体同様 (第15, 16図)。

No.1-4 : 前試験体同様 (第17, 18図)。

No.1-5 : 表裏とも周辺部が多く加害されたが、中央部にも食痕が認められた (第19, 20図)。

試験体 No.2 珪酸カルシウム板 (5枚)

加害なし

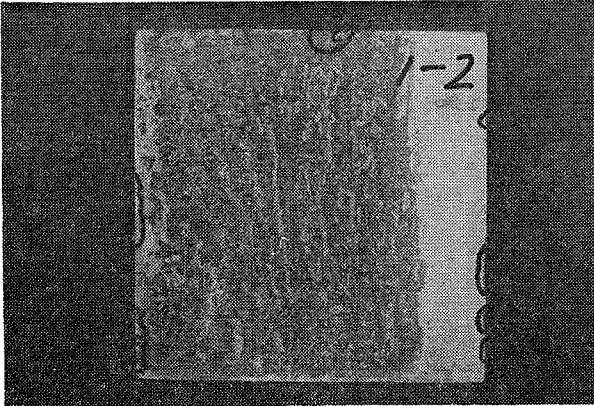
試験体 No.3 軟質板 (5枚)

加害なし

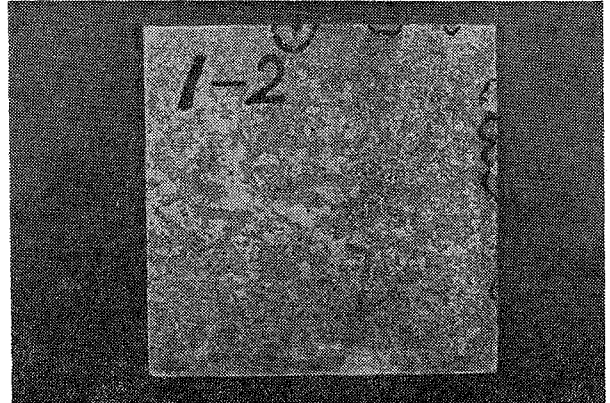
試験体 No.4 フレキシブル板 (オートクレープ養生) (5枚)

加害なし

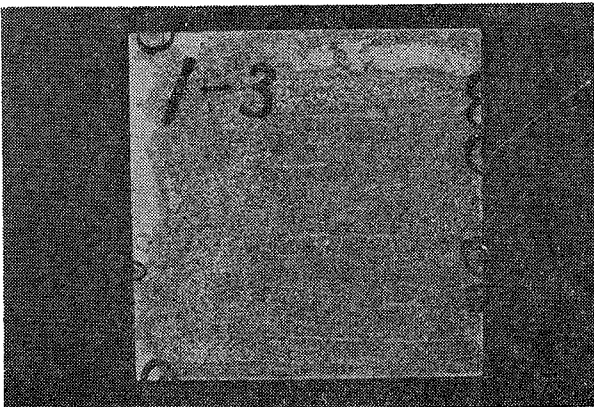
試験体 No.5 平板 (高級品) (5枚)



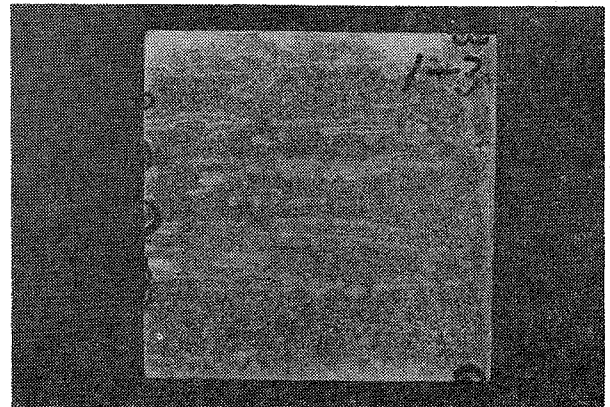
第13図 1-2 表面



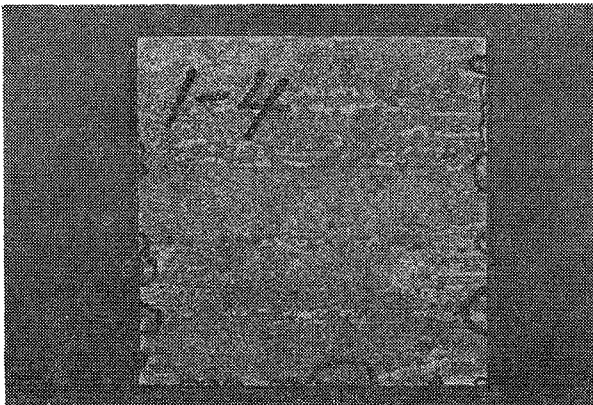
第14図 1-2 裏面



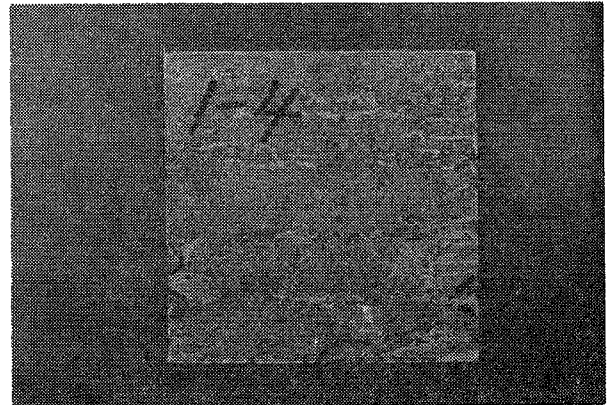
第15図 1-3 表面



第16図 1-3 裏面



第17図 1-4 表面



第18図 1-4 裏面

加害なし

試験体 No.6 パーライトボード (5枚)

No.6-1 : 表裏とも周辺部のみならず, 中央部にも食痕が認められた。しかし, 試験体No.1に認められたような貫通食痕はなかった (第21, 22図)。

No.6-2 : 表裏とも平面にかなりの食痕が認められたが, 前同様, 貫通食痕はなかった (第23, 24図)。

No.6-3 : 表は周辺部に, 裏は中央部に多数の食痕が認められた (第25, 26図)。

No.6-4 : 表裏とも全面的に広く食痕が認められた (第27, 28図)。

No.6-5 : 裏面中央部に食痕が認められたが, 比較的加害が少なかった (第29図)。

試験体 No.7 平板 (5枚)

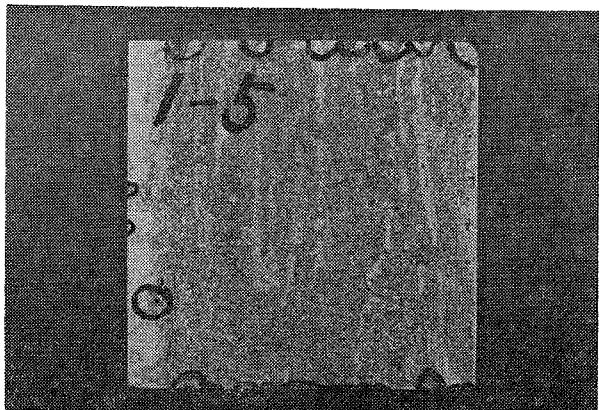
加害なし

試験体 No.8 フレキシブル板 (5枚)

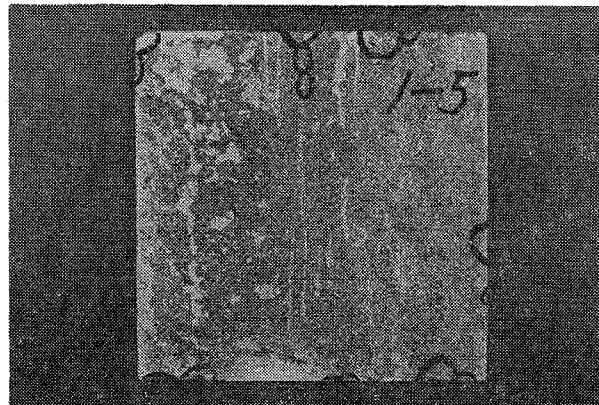
加害なし

試験体 No.9 パルプセメント板 (5枚)

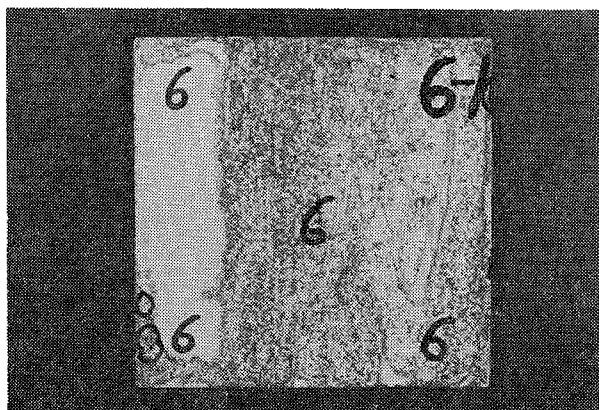
加害なし



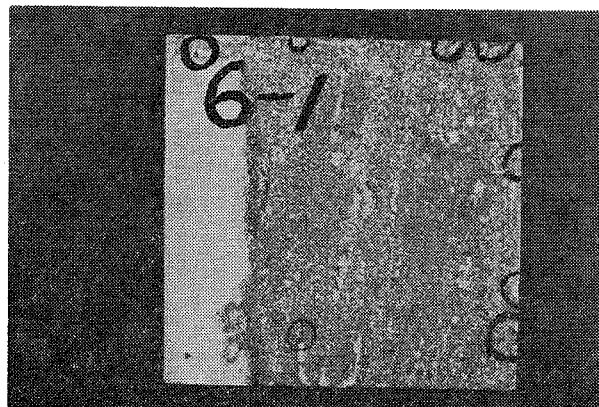
第19图 1—5表面



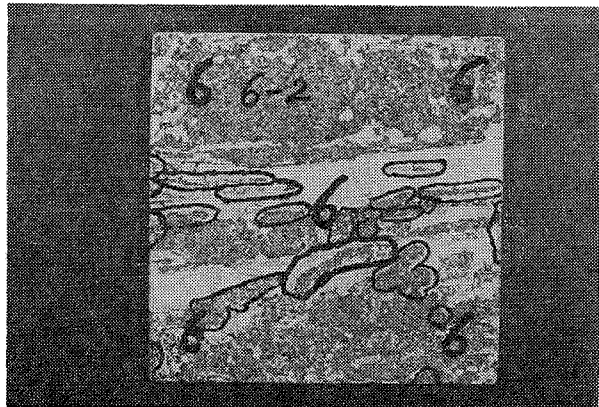
第20图 1—5裏面



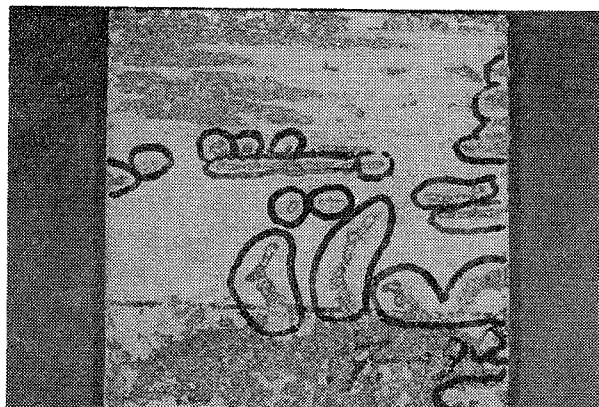
第21图 6—1表面



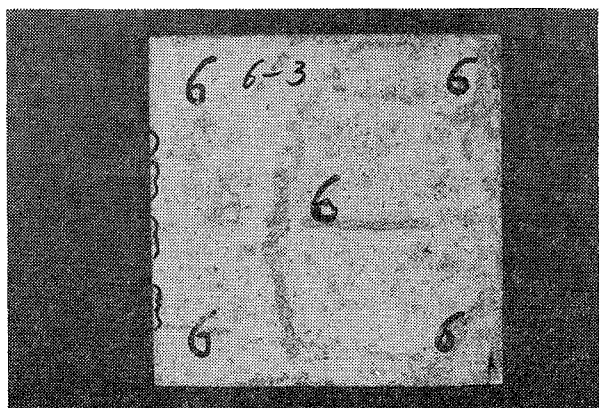
第22图 6—1裏面



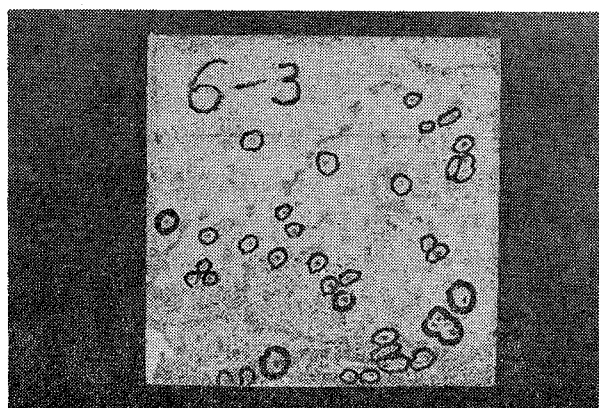
第23图 6—2表面



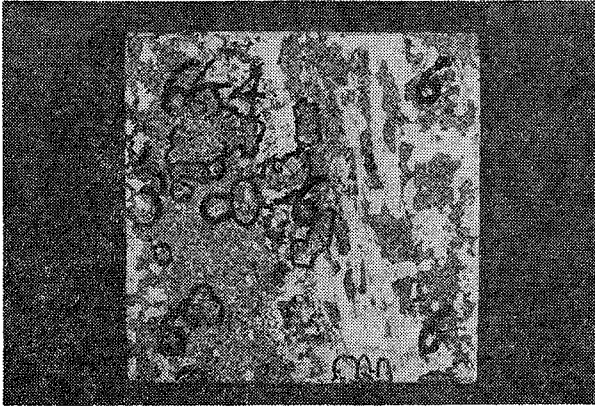
第24图 6—2裏面



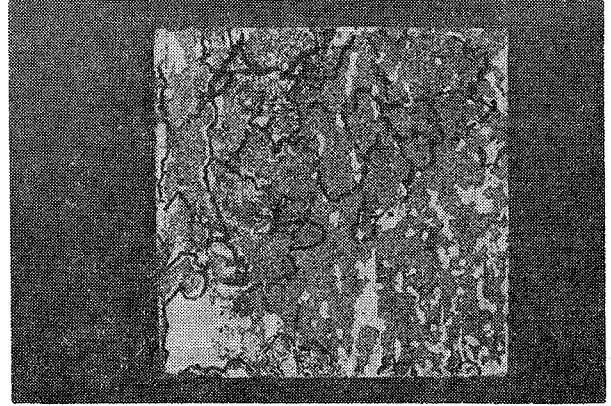
第25图 6—3表面



第26图 6—3裏面



第27図 6-4表面



第28図 6-4裏面

〔Ⅲ〕保温材の耐蟻性試験

建物の外壁を土壁にしないで、セメント製板を用い、内壁に化粧板を貼って仕上げる場合には壁体内に保温材を入れることがよくある。わが国では温帯地方が主であるにもかかわらず、シロアリ被害が広範囲にわたり、裏日本・東北地方のみならず、北海道にまで及んでいるので、冬季における壁体内や天井裏の保温材の問題も決して軽視できない。

供試材料としては、一般に保温材として広く使用されている軟質ポリスチロール（発泡スチロール）・ポリウレタン（ウレタンゴム）・グラスファイバー（ガラス繊維）をとり上げ、約200kgの巣を構築しているイエシロアリのコロニーに約1カ月供試し、耐蟻性試験を行なった。

試験成績

1. 軟質ポリスチロール（発泡スチロール）

シロアリにとってポリスチロールが栄養源となるとは、とうてい考えられないが、シロアリは最も嗜好する木材と同程度に好んで食害するようであった。木材は多少でも食い残されるが、発泡スチロールは軟質のためか、供試材料の一つは食い残されることなく、まったく消失してしまった。したがって、軟質ポリスチロールは蟻害をうけやすいというよりは、むしろシロアリが好んで食害する物質であるから、シロアリ被害の多い地域では保温材としては、とうてい使用できない材料である（第30図）。

2. ポリウレタン（ウレタンゴム）

ポリウレタンはポリスチロールほどではない

が、やはり軟質であるためか、かなり加害された。ポリスチロールとポリウレタンとは接触した時の感じが異なり、前者は同じ軟質であっても、弾力がなく、木材に似た感じであるが、後者はウレタンゴムと呼ばれるように、ゴムに似た弾力を有している。シロアリにとってもこの違いが加害程度の差に連なると考えられる（第31図）。

3. グラスファイバー（ガラス繊維）

この材料に沿って蟻道が構築されたり、土砂の一部が被覆されたりしていたが、注意して土砂を除去しても、明瞭な食痕は確認できなかった。したがって、ほとんど加害されないものか、あるいは加害されても、その程度はきわめて少ないものと思われた（第32図）。

要するに、以上の実験成績から考察すると、壁体内に入れる保温材としては、グラスファイバーが最適であり、ポリスチロール、ポリウレタンは不适当で、とくにポリスチロールはシロアリが好んで食害する傾向があるから、絶対に避けるべきであるとの結論に達した。

〔Ⅳ〕類似材料の耐蟻性試験

1. ポリスチロール製人工木材の耐蟻性試験

ポリスチロールを原料として製造された人工木材で、その硬度は前記の発泡スチロールほどの軟質ではないが、天然木材と比較すると、やはり軟質木材の部類にはいるものである。第33図に見られるように、かなり加害されるので、シロアリの生息地域での使用は適当でないと思われた。しかし、この程度の天然木材はいくらでもあるから、防蟻剤の処理によって予防することが可能である。

2. センチュリーボードの耐蟻性試験

この材料は主にセメントとセルロースから製造されており、前記のパルプスレート類似のものと思われる。第34, 35図で見られるように、やはり蟻害をうける材料であるが、やや硬いパルプスレートと同程度の被害である。

3. 硬質プラスチック板の耐蟻性試験

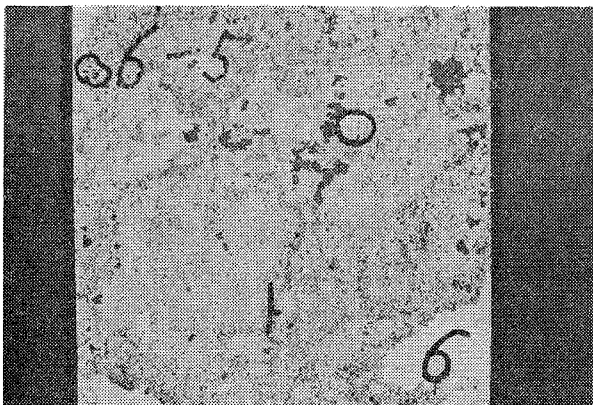
同じような原料でも、軟質の発泡スチロールがシロアリによってかなり好んで食害されたにもかかわらず、硬質プラスチック板になると、その硬さのためと考えられるが、シロアリによる加害は非常に少ないようである。しかし、約半年供試すると、やはり加害され、貫通食痕が認められるようになった(第36図)。

4. リノリウムの耐蟻性試験

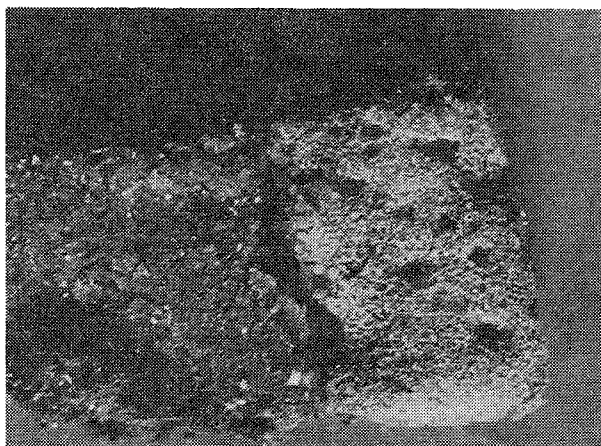
リノリウムも第33図に見られるように、貫通食痕が認められた。

要 約

〔I〕木材の耐蟻性試験について



第29図 6-5裏面



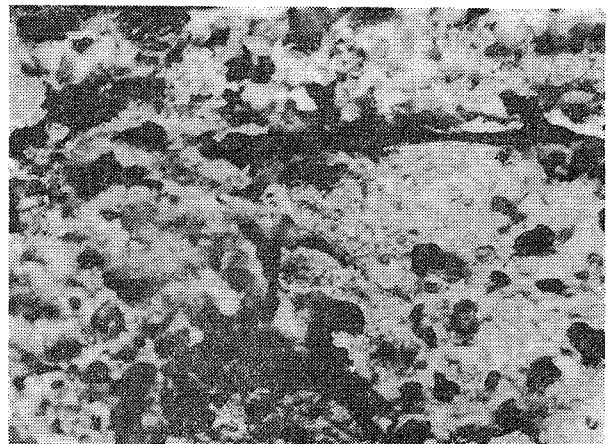
第31図 ポリウレタン(ウレタンゴム)の蟻害

約300kgの巣を構築しているイエシロアリの最大級のコロニーに各種の木材を供試した結果、つぎのような成績を得た。

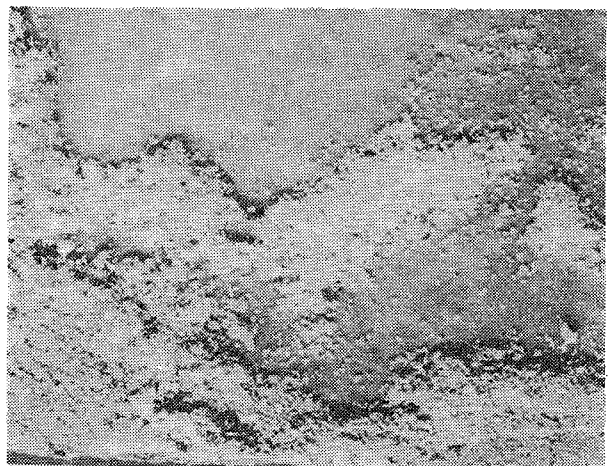
- 1) シロアリはほとんどすべての木材を加害するが、その嗜好性にはかなりの差異があることが判明した。一般にマツ材を最も嗜好するので、建築用材としてマツ材を使用すると、その建物にシロアリを誘引するおそれがある。
- 2) ヒノキ系統の材種は耐蟻性において非常に優れており、その要因は共通成分であるヒノキチオールであると考えられ、これが主たる忌避成分または殺蟻成分であると結論する。

〔II〕スレートの耐蟻性試験について

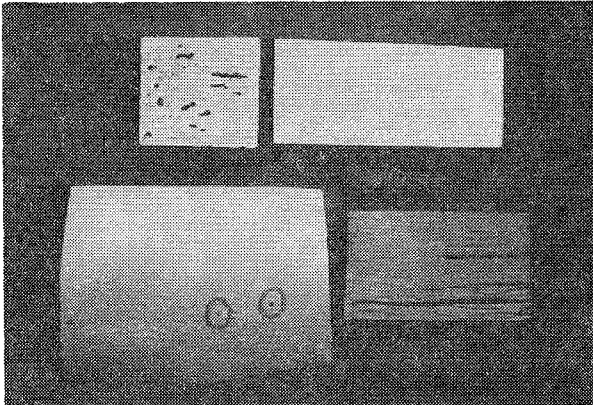
前同様のイエシロアリの最大級のコロニーに各種のスレートを供試した結果、つぎのような成績を得た。



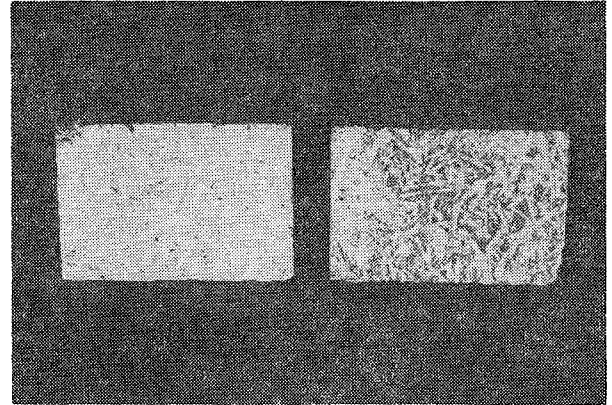
第30図 軟質ポリスチロール(発泡スチロール)の蟻害



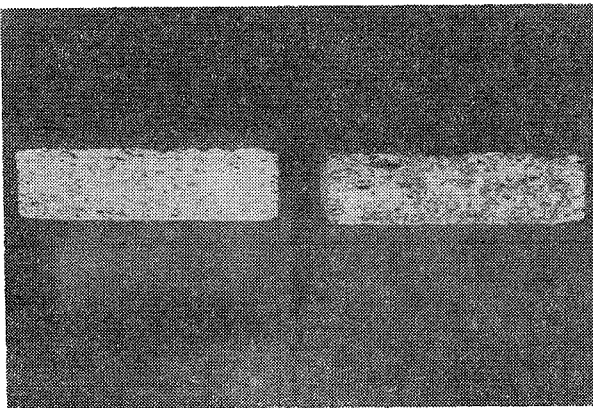
第32図 グラスファイバー(ガラス繊維)土砂をくっつけるが、蟻害なし



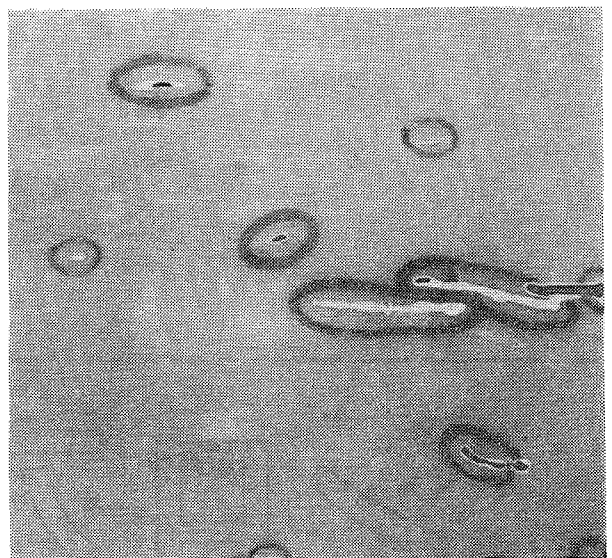
第33図 上右：人工木材（ポリスチロール）
上左：その蟻害
下右：フローリング材（ナラ）の蟻害
下左：リノリウムの蟻害



第34図 左：センチュリーボード 右：その蟻害



第35図 第34図の側面



第36図 硬質プラスチック板の蟻害

- 1) 軟質のスレートはシロアリによって加害されるが、やはりセルロースを含んでいる軟質のパープセメント板が最もひどく加害された。
- 2) パーライトボードがこれに次いで加害されたが、これは軟質のためであると考えられた。しかし、これより軟質のスレートでも加害されないものもあるので、硬さとともに、その組成にもよることが明らかになった。

〔Ⅲ〕保温材の耐蟻性試験について

約 200 kg の巣を構築しているイエシロアリのコロニーに各種の保温材を供試した結果、つぎのような成績を得た。

- 1) 軟質ポリスチロール（発泡スチロール）とポリウレタン（ウレタンゴム）は、シロアリによって加害されやすく、とくに発泡スチロールはシロアリが好んで食害する傾向が窺われるから、シロアリの多発地域では保温材として絶対

に使用できない。

- 2) グラスファイバーは耐蟻性に富むので、保温材としては最適であり、シロアリの多発地域でも十分使用できるものである。

〔Ⅳ〕類似材料の耐蟻性試験について

- 1) ポリスチロール製人工木材は耐蟻性がほとんどなく、比較的軟質のためか、かなり食害された。
- 2) センチュリーボードは、パープセメント板と類似の材料と思われるが、やはり同程度に加害される材料であった。
- 3) 硬質プラスチック板は、軟質の発泡スチロールと同じような原料であると思われるが、硬質のためか、加害されることが比較的少なかった。これは組成が類似でも硬軟によって明らかに加害速度に差異のあることを証明するもので

あり、シロアリが木材を加害する場合、軟かい春材部を嗜好し、硬い秋材部を食い残すのとまったく同じ傾向を示すものである。

4) リノリウムにも貫通食痕が認められた。
(森八郎研究室)

ヨーロッパにおける最近のシロアリ事情

新井英夫¹⁾・森 八郎²⁾

はじめに

本稿は、筆者の1人、新井が昨年1か年間ヨーロッパ(主にフランス)に留学中、入手した文献*を日本にいる森に送付し、森がこれを抄訳、他の文献より一部補遺したものであり、写真のシロアリはすべて新井が実際に採集し、送付をうけた森が同定したものである。(文責森)

以下は、最初に全ヨーロッパのシロアリ事情の概要を述べ、それから若干各国のシロアリ事情に

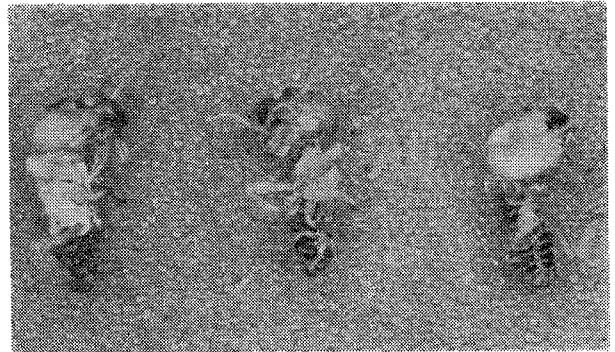


写真-3 同上のシロアリの職蟻

触れ、最後にヨーロッパにおける防除対策の問題に言及している。

概 要

世界で2,000余種のシロアリが現在までに記録されているが、その分布は南北緯度50°の間の熱帯・温帯で、年平均気温がだいたい10°C以上の地帯とされている**。ヨーロッパでは南欧がこれにはいるので、シロアリにとってはゆうに生息できる分布地帯であるが、北欧は気候的に制約されるために生息できない。しかし、一般的傾向としては、次第に北方に広がりつつあるのが現状である。シロアリの分布圏の拡大には、①人類によって木材などとともに運ばれる場合、②有翅虫の飛行による場合、③蟻道による場合の3つの経路がある。②③は大した距離でないので、この経路では長年月を要するが、①の経路は意外なほど長距離に及ぶことがあり、これはまったく人類の責任である。たとえば、フランスでは鉄道に沿ってシロアリ被害地区が広がっているが、これは鉄道の古い枕木を庭の垣の柱や土止めなど種々の他の目的

**わが国においては、ヤマトシロアリ *Reticulitermes speratus* (Kolbe) が北海道の札幌以北にまで定着しているので、10°Cの線をはるかに越しており、シロアリの分布としては世界の北限の可能性はある。

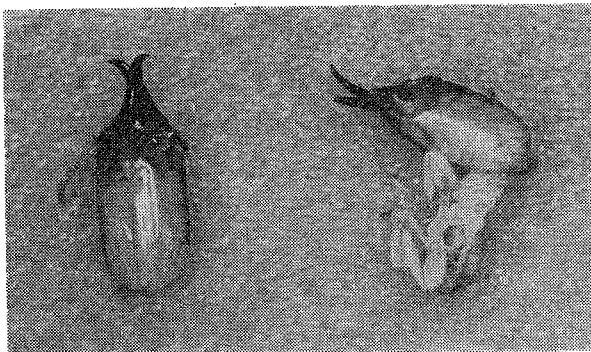


写真-1 新井がフランス(パリー)で採集したシロアリ *Reticulitermes lucifugus* (Rossi) の兵蟻

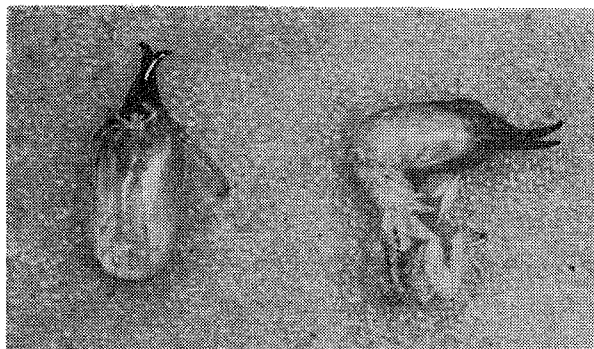


写真-2 同上のシロアリの反対面

* M. FOUGEROUSSE and J. PERLADE THE PRESENT STATUS OF TERMITES IN EUROPE B. W. P. A. ANNUAL CONVENTION 1975

に利用したことと相関々係があるようで、わが国における秦野のイエシロアリ (*Coptotermes formosanus*) の偶発の原因として枕木が疑われているのと同じである。また、ヨーロッパにおいても、第2次世界大戦後にシロアリの発生が急増したが、これもわが国においてと同様で、建物が破壊され、土中に埋れるものが多く、シロアリに餌をあたえたことになり、さらに、戦後の再建に際しては、バラックやそれに近い簡易建物が多く、使用する木材の種類を選択に余裕なく、その上有効な防蟻施工もほとんど実施しなかったことなど、シロアリ多発を促進する原因が数多く重なった結果である。シロアリの分布圏の拡大には2つのタイプがある。すなわち、すでに被害をうけている地域において、その被害密度が増大する場合と、まだ被害をうけていない地域において新しく被害が発生する場合とがある。この2つの現象によってシロアリ被害は絶え間なく進展していくようになる。ラセーヌ県の衛生部 Services d'Hygiene du Department de la Seine の調査によると、パリーがよい事例である。すなわち、1954年6月には3地区で発見された。1956~1965年は新しい重要な地区はなかったが、被害建物の数が55から86に増加した。1967年の末には、新しく発生した地区が発見され、被害建物数は170になった。さらに、1972年4月には384に達した。シロアリ対策がとられているにもかかわらず、このように増大しているのである。

温暖と多湿はシロアリ発生 の 根拠となる2大要因であるが、多くの種類のシロアリが高温多湿な熱帯に生息していることがよく理解できる。現在までに同定された2,000余種のシロアリのなかで、つぎの3種のみが代表的であり、圧倒的に他をしのぐヨーロッパ種である。

[I] レイビシロアリ科 Kalotermitidae

1) *Kalotermes**** *flavicollis* (Fabricus)

[II] ミゾガシラシロアリ科 Rhinotermitidae

2) *Reticulitermes***** *lucifugus* (Rossi)

3) *R. santonensis* (de Feytaud)

(本種はもと *R. lucifugus santonensis* と

*** 日本のカタシロアリ・サツマシロアリと同属

**** ヤマトシロアリ属

いわれた。)

このほか、*R. flavipes* (Kollar) が生息している。これは北米東部の *Reticulitermes* 属であって、ドイツ (ハンブルグ Hamburg) やオーストリア (シェーンブルン Schönbrunn) において被害をおこしているが、ヨーロッパの在来種とは考えられない。

K. flavicollis は地中海と黒海沿岸のすべての国々において、かなりひどく広がってきている。しかし、これは日本における *Kalotermes* 属の場合と同様に、野外種であって、そのコロニーはいつも古い切株のなか、枯死しつつある樹木のなか、あるいは古いブドウノキのなかにつくられているが、ベニス Venice で観察された重大な被害は、このシロアリによるとされている。しかし、*Reticulitermes* 属と比較すると、経済的重大性はまったく無視できる程度である。

R. lucifugus は、地中海沿岸のすべての国々において、田舎でも、市街地でも、広く分布している。その生態学的、生理学的必要条件は、とくに *R. flavipes* や *R. santonensis* と比較して、ベッカー (G. Becker 1970) によってよく研究されている。しかし、この広範囲な種のなかで異なった種族や系統のものが区別されないかどうかということは、まだ確められていないが、ボルドー Bordeaux の南に生息しているフランスの *R. lucifugus* はシリアの種と区別されるといわれてきた。後者は幼形成熟 Neotemies によってのみ繁殖するが、一方バルカン Balkan のものとイベリア Iberia のものもまた特異性を有している。それ故に *R. lucifugus* の種については、われわれがはっきりと理解するために、すでに完成されている仕事に基礎をおいて、いっそう深い研究がなされねばならない。*R. lucifugus* が定着しているすべての国々において、建築用材でこのシロアリに対する耐蟻性のものが非常に少ないが (多分ニセアカシアまたはハリエンジュ *Robinia pseudacacia* が最も耐蟻性であろうが)、あらゆる建築用材に損害をあたえている。電柱・枕木・垣根の杭など、建物の内外の木材製品に被害が及んでいる。要するに、南ヨーロッパにおいて最も経済的に重大な木材害虫の一つであるといわれることは事実であろう。

R. santonensis は、長い間 *R. lucifugus* の 1 亜種または変種として考えられてきたが、1 つの真の種であることが最近証明された。*R. lucifugus* よりも逆境においてははるかに活動的であり、よりいっそう抵抗性をもつが、多分ベッカーらは *R. flavipes* と *R. lucifugus* の元気旺盛な雑種であるらしいと考えている。その地理的分布をみると、前世紀において北米から *R. flavipes* が移入された可能性が十分肯けるが、その北米との交通機関をもつ港のある地域におけるフランスの海岸線の地区に沿って、はじめは集中的であったが、それから次第に北東へ広がってきて以来、このような考え方が好都合に思われている。

R. santonensis は非常に活動的で、早魃や寒冷（-3℃、数時間）に耐えており、絶えず食物を漁っている。幼形成熟によって繁殖する能力が分布圏拡大に大いに役立っている。また、このシロアリは建物内と同様に野外においても発見されている。

1, 2 の例外はあるが、アリやハチのような他の社会性昆虫とは逆に、過去においては、人々はシロアリにあまり多くの注意を払わなかったようで、今世紀の初めにおいてさえも、シロアリが発生している南西フランスの地方の人々は、シロアリになんら特別な関心もなく、シロアリとともに生活していたものである。これは、遠い昔においてシロアリに関する情報があまりなかったからである。

以下にヨーロッパの各国におけるシロアリ事情を述べる。

<フランス France>

古い時代におけるシロアリ発生の記録は非常に少ない。フランス国王チャールス Charles 7 世がラロシェル La Rochelle を訪問中であつた 1442 年 10 月 11 日にホテルの床が突然墜落したが、明かにシロアリの被害が原因であつた。1797 年ロシュフォールスジュールメール Rochefort-Sur-Mer の市議会は、市街地の住宅やビルのシロアリ被害をいかに防止するかの方法について協議した。1850 年までにキャトルファージュ de Quatrefage, その他ラロシェルにおけるシロアリ対策を確立しようとした。レスペス Lespès (1858) が南西フラ

ンスの *R. lucifugus* の立派な研究を発表している。1923 年、レスネ Lesne は全南西鉄道線の終点であるパリーのアウステルリツ Austerlitz 駅の近くの自然史博物館の温室でシロアリを観察した。フェタウド de Feytaud は、半世紀以上、サントンジュ Saintonge 種に関する完全な調査を実施した。フランスにおけるシロアリの実際の分布は重要であるが、主として国の西部および南西部である。

R. santonensis : シャラント・マリチーム Charente-Maritime 県の大西洋岸に沿って広がっており、内陸に約 50km の深さで、ドー・セーブル Deux-Sèvres 県を含んでいるが、自然の生息地域はあまり大きくはない。この地域におけるシロアリの侵蝕は非常に重大で、その辺から北部と東部に向けて次第に減っている。

ガロンヌ Garonne 川の河口のジロンド Gironde は *R. santonensis* の南方の限界線で、それを越すと、*R. lucifugus* のみである。前記の小地域を越すと、分散的ではあるが、北部のロアール Loire 川まで侵蝕する可能性がある。ロアール川の北方 2, 3 地点、主として鉄道の駅のなかや付近において、また、東方へ 100~150km の範囲で、その限界線は徐々ではあるが、確実に、川に沿って移動している。新しいコロニーの永久的な定着には、土壌に水が近いことが必要なようである。この東部への侵蝕もまた鉄道に沿って観察される。

一般的にいうと、フランスにおいてはシロアリの分布圏拡大には 2 つの形式がある。すなわち、東部への徐々の拡大と、自然の気候的な限界線を越して偶発的、散発的に起こる若干の地点と。パリーの数地点における *R. santonensis* の長期間の定着は、有利な小さい範囲の気候を利用したものであるが、なかなか絶滅せず、シロアリの偶然的移入がほんとうに恐いことを証明するものである。シロアリの新しい侵蝕の場合、分派が起こる前に完全に絶滅させるために十分な手段を採ることが必要である。絶滅に成功することは、市街地やパリーのような大都市よりも田舎のほうがはるかに容易である。

R. lucifugus :

このシロアリはジロンドの南に発生している。

新しい領域への広がりには、前種と同じような傾向ではなく、探知は前種より容易でない。ランド Landes やボルドーの南の広大な針葉樹林で発見される。人口まばらなために数多くの地点で記録されてこなかった。同じ理由で、地中海のフランス内陸 Inland France (モール Maures, エストレル Esterel) の乾燥した森林における分布については、有効な情報はきわめて少ない。そこでは、シロアリの生息にとって必要な湿気を供給している古い森林の伐根にむしろ普通に発見される。

R. lucifugus はランド地方の南ピレネー・アトランティック Pyrénées Atlantiques において、アドール Adour 川と多くのその支流によってよく灌漑されている地域の多数の村々において発見されている。また、ピレネー山脈の大西洋と地中海側の海岸地域でも発見されている。

また、*R. lucifugus* の偶然の発生は、ブルージュ Bourges (1967) とパリー (1967) で記録されている。

Kaloterme flavicollis :

フランスにおいては、このシロアリは経済的的重要性はないが、フランスの南部にのみ、とくにラングドック Languedoc において発見されている。しかし、経済的な関心がないので、その正確な分布は知られていない。ブドウノキで若干被害をおこすことがあるが、屋内でも、野外でも、木材での記録はない。

<スペイン Spain>

乾材シロアリの *Cryptotermes brevis* と *Calotermes dispar* が記録されているカナリア諸島 Canary Islands を除けば、スペイン (バレアレス諸島 Balearic Islands を含めて) には2種のシロアリが生息している。すなわち、*R. lucifugus* と *K. flavicollis* である。後者はフランスにおけると同様に、枯死木や腐朽木のみを攻撃しており、わずかしか重要性はない。他方、*R. lucifugus* は気候的条件と関連して種々の勢いで全国で発見されており、大量の被害をおこしている。マドリッド Madrid のいくつかの建物で発生し、また、エスキュリアル修道院 Escorial Monastery においても発見されている。

<ポルトガル Portugal>

ポルトガルからは、最近の情報はまったく入手できなかったが、イベリア半島の他の地域において観察されているものと、だいたい似た状況のようで、*R. lucifugus* は、建物においても、杭や他の外部の木材においても、疑う余地なく、木材の重大な害虫のようである。

<イタリア Italy>

R. lucifugus と *K. flavicollis* が、気候の不利な地域 (主に山々のなか) を除いて、全イタリアで発見されている。新記録は入手されないが、*R. lucifugus* はイタリアでは非常に危険な木材害虫であり、シロアリに対する防除が組織化されているということは衆知のとおりである。ここでも再びいうが、*K. flavicollis* はあまり重要でない。

<ユーゴスラビア Yugoslavia>

シロアリはウルチニ Ulcini からコペル Koper までの海岸地域と、アドリア海岸 Adriatic coast に沿っている全小島で、きわめて普通である。アルバニア Albania, ギリシア Greece, ブルガリア Bulgaria と国境を接しているユーゴスラビア南部のスコプリェ Skopje 地域では、*R. lucifugus* のみが記録されてきたようであるが、*K. flavicollis* と *R. santonensis* は同じ一般の地域において同時に発生している。しかし、建物の木材への大被害は *R. lucifugus* によると記録されている。*K. flavicollis* は記念樹、果樹、時には建物の木材で観察されているが、2次的な重要性をもつに過ぎないようである。

<ギリシア Greece>

この国ではシロアリは主要な問題ではないようである。シロアリの広がりには限られている。現在まではやはり前記の2種が生息している。*R. lucifugus* は建物の木材を加害している。主として、アテネ Athens 地域で、森林の古い切株で発見されているが、他の地域では稀れである。*K. flavicollis* はアテネの何軒かの家屋のオーク Oak 材の床を加害したと記録されている。また、生育中のサイプレス Cypress やポプラ Poplar を攻撃している。

<ブルガリア Bulgaria>

この国では *R. lucifugus* が広く分布しているが、そのコロニーはいつも非常に小さい。主とし

て海拔 500 m 以下のオークの森林で発見されており、クリの森林では稀れである。トルコ Turkish とギリシアとの国境線の近くの南部においては、*R. lucifugus* は北部におけるよりはるかに重大性があり、春、野外で石の下、古い切株や伐根のなかで発見することは容易である。*K. flavicollis* もまた生息しており、黒海の近くの南部で 2, 3 回記録されている。このシロアリの生息もまたオークの森林と関連している。

＜その他の国々＞

ルーマニア Rumania とソビエト連邦 USSR からは、特別な情報は何もないが、若干の古い記録では、黒海地域に *K. flavicollis* がおり、モルドヴィア Moldavia とウクライナ Ukraine のある地方においては建物の木材を加害している *R. lucifugus* が生息しているようである。

北欧諸国は、幸なことに、野外でシロアリが定着するには不都合な気候条件であり、ドイツ（ハンブルグ Hamburg, ミュンヘン Munich）やオーストリア（ウィーン・シェーンブルン Vienna-Schönbrunn）のような国々でおこるシロアリの発生例は、すべて偶発であり、例外である。たとえば、温室や果実の成熟室のような好適な小気候の小地区で、ある種のシロアリが定着可能な条件を見いだすことができるが、これらの限られた地区を越えて分布圏拡大に成功することは非常に稀れである。シロアリ被害国から輸入される木材やその他の材料で生きているシロアリが発見されることは稀れではなく、不定期的にはいつか来た記録は多い。代表的な熱帯種に関する限り、熱帯からはいつか来て実際に定着する危険性は非常に少ない。気候条件が移入国の条件と似ている国からくるシロアリに対しては、もっと大きな配慮が必要で、おもに市街地で、絶滅が特別困難な地域においてはとくにそうである。北米から輸入された木材についてきた *R. flavipes* のハンブルグにおける発生は、そのよい実例である。

シロアリをいかにして防除するか

Cryptotermes 属のシロアリのような乾材シロアリ Dry-wood termites は例外であるが、多くのシロアリは他の木材害虫と違って、必要とする水分

を得ている土壌といつも接触しなければならないという湿度要求性がある。それ故にシロアリの自然の住み家は土壌で、そのなかに、地面の下か、地面の上かのいずれかに営巣しており、ある熱帯の種（たとえば、*Nasutitermes* や *Microtermes*）は、蟻道によって地面と連絡する木のなかに営巣している。

野外の欧州種は、古い切株や薪の古い山に、あるいは環境条件（たとえば、温暖、湿気、静寂、隔絶など）がよいと、その他のどんな場所にも営巣し、そこから木材や他のセルロース物質を漁ることが、壁に沿ったり、木材のなかにつくられ、地中まで貫通している蟻道の内部でなされるのである。それであるから、土壌処理がこの種のシロアリに対して、まず第 1 であり、多分防除処理の最も重要な面である。

＜予防処理＞

一般的な原則を提供するに過ぎないが、1 国とその隣国においても、また、ある特定の国の 1 つの地区と他の地区においても、その適用は広く変わっている。というのは、建築材料や建築様式といったような多くの要因の違いがあるからである。

建物を建てる場所では、シロアリに対して有毒な状態にし、できるだけ長期間シロアリを一掃し、撃退させねばならない。今まで、そのような消毒は、土壌への殺虫剤の混入によってなされてきた。BHC, DDT, ディルドリン, ヘプタクロルのような有機塩素剤、とくにディルドリンが顕著に選択され、長年の間使用されてきた。ディルドリンは土壌中でながく残留し、疑いもなく最もよく、最も有効な成績を示している。

実際、そのような処理による土壌の毒性化は、地下水の汚染を防ぐためにあらゆる注意が払われているにもかかわらず、汚染の見地からも困った問題であるが、今日使用されている殺虫剤より危険の少ない新物質を発見するためのいっそうの研究が必要である。種々の試験が進行中であるが、現在までのところ、新物質の残効性は、とりわけディルドリンの残効性よりはるかに短いことが判っている。

この点において、研究の特別な分野は、ある種の菌やその他の生物によって産生される忌避物質

や誘引物質によって提供される可能性を考えてみることであろう。

汚染のおそれのある程度制限することは、認定薬剤、その荷積み、適用法、汚染の危険を制限する予防策などを公的に規制することによって得られ、また、適切な処理を行なうための有効な手法や科学的な実験によって諸会社を認可する管理当局を設けることによって得られるであろう。

シロアリに対する予防処理の第2の見地は、活潑に破壊される建築材料、たとえば、木材やその他のセルロース物質などを予防することにかかわっている。シロアリが容易に穿孔するプラスタのような物質、あるいは合成樹脂含浸ボードなどの保存法も重要である。シロアリが建物に侵入することを助けるような物質はすべて処理しなければならない。自然のままでは耐蟻性のない木材は、正しい方法で使用される適当な木材保存剤による処理が必要である。この点では一連のヨーロッパの国々における木材保存剤の認定または承認は疑いもなく非常にはっきりとした条項である。フランスでは改正された認定制度が一般の腐朽菌や害虫に対して広く有効である上に、シロアリに対して効果のある保存剤のみに C. T. B. F. の承認をあたえている。また、木材技術センター Centre Technique du Bois によって技術的な資格が認定され、識別され、監督されている会社の出願による処理規格に対して、もっと大きな保証があたえられる。

もし土壌処理と建築用木材の保存が、蟻害を防ぐための2つの重要な要因であるならば、シロアリが定着できるのを防ぐことを目的として、多くの工法や実際的な予防手段もまた、シロアリのつかない家を建てたり、維持したりするのにたいせつな役割を演じるのである。直接地面に降り注ぐ湧水や雨水は避けねばならない。雨戸・廃材・古いセメント袋などは地面の上に残してはならない。地下室や最下部の部屋は通風をよくし、壁や床は固いモルタルでよく上塗りしなければならない。四周や床下はシロアリ探知のために、はいりやすくしておかねばならない。床の上の防水塗装はやるべきでない。

建物の外部の壁に沿って地面を清潔にしておく

ようなこと（花や草木を植えたり、薪や、そのほか蟻害をうけやすい物を貯えたりしないで）がたやすくやれるように管理する。壁体（レンガや石）を通して、たやすく治療処理ができるのは、貫通したパイプ（外の口は日頃閉じられているが）を通じて薬剤が容易に拡散するように造られた建築工法の場合である。

建物の近くにシロアリが生息していることを定期的にチェックするもう一つの方法は、2、3の小さい無処理の木材の杭を土壌中にさし込んでおき、時々それを調べてみることである。シロアリがいるということは、警告をあたえ、建物が蟻害をうける前に施工（土壌処理に限るが）することができる。

<治療処理>

まず第1に、古くから定着している地域のシロアリの全滅を考えることは空想であり、明かなことは建物のなかの蟻害を絶滅させ、再加害を防止することだけである。シロアリが偶然発生した場所で、その地区を消毒しなければならないが、被害建物のすぐ近くというよりも、できるだけずっと大きな地域にわたって処理することが必要である。そんな場合、被害地域の完全な処理のために専門家に十分な便宜をあたえねばならない。

シロアリに対する駆除処理には、2つの方法がある。すなわち、

- (1) 土壌処理：土壌のなかの巣から、また給水源から、シロアリを断ち切るために建物の全周囲に切れ目のない均一の固い障壁をつくることである。常套的な方法としては、壁に接して建物の全周囲に少なくとも40~50cmの深さに掘られた濠のなかに毒物を広げたり、また、濠の土壌に殺虫剤を混入したりする。このような濠を設けることができない場合は、建物の全周囲に2、3mごとに殺虫剤を土壌のなかに注入する。必要な時、定期的に処理するために濠のなかに貫通するパイプを設置することは、非常に適当な方法である。
- (2) 壁体処理もまた、地階のレベルに応じた高さで壁体内に拡散する液剤を注入することによって施工される。注入孔は有効な深さが十分あらねばならない。建物の内部において土壌処理も

また基礎のなか、また交差壁のなかで推奨されている。土壌がコンクリートで被われている場合は、コンクリートを貫通して注入しなければならない。

木材処理は、被害部材をすべてとり除くために入念に予備調査が必要である。適当な化学薬剤の処理は、虫害をうけた木材の治療的処理の一般規定に従ってなされ、壁体内に部分的にはめこまれている部材に対しては、とくに注意しなければならない。そんな目的のために使用される保存剤は、それから先の蟻害を防ぐ効力のあるものでなければならないことは明かである。

<シロアリの生物学的防除の可能性>

シロアリの社会組織や生活法から考えると、時々おこる共食いも含めて、蟻害を防ぎ、絶滅させることのできる方法として、シロアリの生物学的な防除を考えることは、不合理ではないようである。現在までのところ、非常に明かな方法というものは何もないが、少なくとも研究室の規模で、いくらか有望な結果をもつ研究業績を簡潔に調べてみることは有益である。

C. Toumanoff と Ch. Toumanoff (1959) は細菌の *Serratia marcescens* Bizio が *R. santonensis* に及ぼす毒作用を報告している。この細菌はロシュフォールスュールメールの近くの衰微したコロニーの個体から分離したものであるが。さらに近く、Toumanoff(1965)および Toumanoff と Rombault (1965) は、種々の昆虫に起因する菌が *R. santonensis* に病気をおこさせる効果のあることを記述している。そのなかでは、*Metarrhizium anisopliae* と *Beauveria bassiana* が単独で、あるいは細菌 (*Salmonella*, *Shigella*, *Staphylococcus*, *Vibrio*) と関連して最もよい結果をあげている。

Smythe と Coppel (1965) は、*R. flavipes*, *R. virginicus*, *R. hesperus* および *Zootermopsis angusticollis* に対し毒性をもつ *Bacillus thuringiensis* の培養から1つの溶液を調製した。

Yendol と Paschke (1965) は *R. flavipes* に対し、*Entomophthora coronata* が病原作用をもつが、*E. virulenta* はもたないことを示している。しかし、Krejzova (1971) によると、後者は *E.*

destruens や *E. thaxteriana* 同様に、わが国のイエシロアリと *R. lucifugus* に対する作用を発現している。

ある種の糸状菌(カビ)が研究室の試験でシロアリに対し毒作用を発現している。Becker と Kerner-Gang (1964) は種々のシロアリに対する *Trichoderma* の一般的な毒性を証明した。*Aspergillus flavus* のような別の菌類は、作用の相違を示している。すなわち、使用された菌の系統によって、毒性、無毒、あるいは有利な影響などの相違がある。Lenz (1968) は菌の種類や年令や培養の条件に関連して、その現象がいかに複雑であるかを指摘した。疑いもなくやるべき大量の仕事が研究のこの分野で残されている。

木材腐朽菌に関する限りでは、多くの著者(Allen, Smythe および Coppel 1964, Becker 1964, 1965, Becker および Lenz 1972, Carter, Dinus および Smythe 1972, Rudman 1963, Unger 1973) が、ある種の菌によって腐朽した木材から誘引物質(たとえば、キチリメンダケ *Lenzites trabea*) が抽出できることを明かに証明した。この効果は検討されるシロアリの種類によってかなり変わるようである。他方、ある種の木材腐朽菌は、Kovoor (1964) が *Ganoderma applanatum* について指摘したように、シロアリに対し木材を有毒にする。

動物によるシロアリの絶滅については、ダニによってシロアリの飼育が犯されることは、ある程度研究されてきたが、寄生菌や細菌のような有望な可能性はないようである。Weiser と Hrdy (1962) は *Pyemotes scolyti* と *P. herfsi* が *R. lucifugus* および *K. flavicollis* に対し迅速な致死作用を有することを証明した。

<シロアリ防除に関する法律的行政的規制>

シロアリの思うままの行動や仕事する油断のならない、連続的な、よく組織された動作に対する人類の反応は、等しく連続的であり、よく組織されねばならない。それ故に治療的な仕事や新しい蟻害予防のために、シロアリ防除の組織は命令力をもった当局の手中にあらねばならないということとは必要なようである。

シロアリ防除は、公益の仕事の1例であり、時々個人の権利と衝突するように見えることがある。事実、蟻害のある家を持ちたいと思うものは誰れもなく、各人はシロア리를駆除したいのであるが、防除作業のある様式は個人の近視眼的な利益を圧迫したり、影響を及ぼすものと考えられる。これは、立法的な決議により政府のみが広く有効な規模でシロアリ防除を組織化する地位にあると信ずる理由である。この点において多くの項目が考えられねばならない。すなわち

—簡単に説明したリーフレット（小冊子）や、学校または社会的な組織での特別な努力によって、シロアリのいることを探知したり、識別したりするために人々の助けとなるはっきりとした簡潔な情報

—シロアリの危険に対する保険

—財政的援助（直接の補助金や所得税の減額によって）

—駆除処理同様に蟻害地域における建物建設に関する規制

—国民に対するあらゆる形の援助と忠告をあたえるために、シロアリの定着している地域に行政の専門法人の設立

—新しく、かつ、いっそうよい防除法の開発助

成のために専門の組織にあたえられる適切な研究費

このような組織はヨーロッパのどこにも存在しないということは、多分いうまでもないが、その状況は国によってかなり違っているようである。シロアリ防除のこの点に関する情報がないので、その状況を一般的に図解することはできない。明かにある国々は行政的レベルの組織を全然もっていないが、イタリアとフランスのような他の国々は専門の委員会と手の込んだ法規をつくっている。しかし、もっと多くの包括すべき仕事が仕上げられないで今なお残されている。

著者達は、論文の不完全なこと、ヨーロッパにおけるシロアリ問題の調査を明確にし、推進するための仕事を続行することが有益であることをよく知っている。それ故に、成功した時にシロアリに関心をもつすべての人々に利益となるこの仕事を完成させるために、役立つ情報は何でも受けたい希望を述べている。

（東京国立文化財研究所保存科学部生物研究室、¹⁾ 文部技官、室長、²⁾ 調査研究員）

編集＝NHK

白 い 侵 略 者 シロアリ対人間

頒 価 16ミリ 90,000円

カラー30分

8ミリ 58,000円

●お申込みお問い合わせは

東京都新宿区新宿2丁目5-10（日伸ビル）

社団法人 日本しろあり対策協会

八重山群島のシロアリを訪ねて

清水 薫・中島 義人

まえおき

本年5月に沖縄でシロアリについての講演を依頼されたのを機会に石垣島・西表島のシロアリの採集と調査の計画をした。一行は清水薫（宮崎大学農学部）、中島義人（宮崎大学農学部）、児玉勝（宮崎病害虫防除コンサルタント）、長野隆史（岩崎産業株式会社）、内田実（沖縄害虫対策研究社）、前野浩（日南シロアリ工事店）で、5月12～13日の2日間であった。

清水・中島・児玉は“奄美大島は12日梅雨入り宣言をした”というニュースを聞き、雨の中の調査採集を覚悟のもとに、あやしい空模様の鹿児島空港を11日午前11時15分飛び立ったが、南下するにつれて天候はよくなり、12時35分那覇空港に着いた。とたんに、汗がふき出してきてきらきら光る太陽の下、ここ沖縄はすでに宮崎の真夏に等しい暑さであった。

ここは4年前、タイワンシロアリとダイコクシロアリ採集に訪れたが、当時に比べて大きい建物が随分とふえ、街路もきれいになっていた。

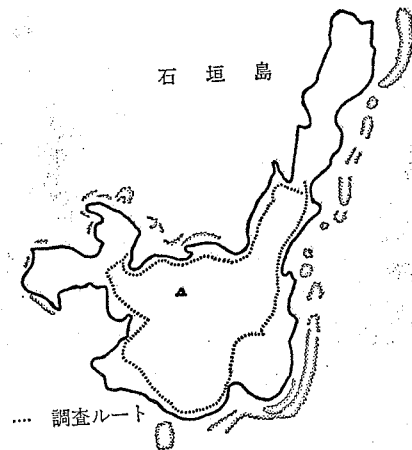
講演を終り、夜、長野・内田氏、その他沖縄の防除士の方々との懇談と打ち合せを行なった。沖縄の地図を見ると、群島とか諸島とか列島とか出てくるが、これを整理すると次のようになるらしい。沖縄県全体は琉球列島で、宮古島から南を先島諸島と呼び、それより北が沖縄諸島であり、さらに沖縄本島を中心とする沖縄群島・宮古群島・八重山群島の3つの群島に大別され、八重山群島は日本の最南端で、大小19の島々からなることをあらためて認識した。

12日清水・中島・児玉・内田・長野の一行5名は、南西航空のYS機で午前8時40分那覇空港を飛び立ち、429km南方海上の石垣島に向かう。晴天、途中、青い海の中にぽっかり浮ぶ絵のように

素晴らしい、宮古島の上空を通過して、午前10時日本の南端石垣空港に着陸した。

石垣島の調査採集行

石垣島は周囲89.890km、面積258.343km²、ほぼ中央を低い山脈が走っていて、この中には沖縄最高の於茂登山(526m)がある。(第1図参照)

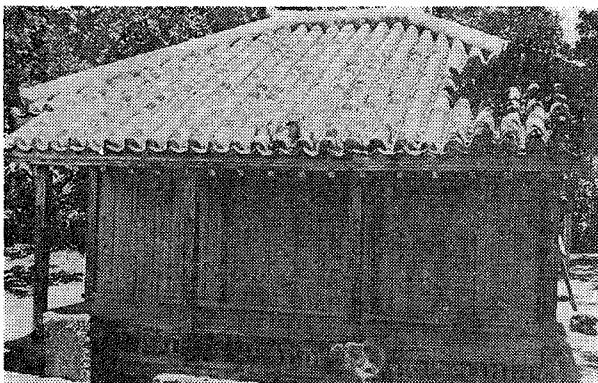


第1図

午前中は市街地、午後は全島一周の調査・採集をすることとし、内田氏運転のレンタカーに乗り、明日の西表島調査についての打ち合せのため前野浩氏宅に寄り、続いて国指定文化財、旧宮良殿内を見学料40円を払い調査した。本物件は文政2年の建造で今から158年前のものである。これを、ダイコクシロアリが加害したというのである。数年前すでに駆除されていて、現在はダイコクシロアリはいない。ただ、外側の柱に食害跡があるが、内部の柱には被害はないようである。用材は八重山産のイヌマキである。次は、県指定文

化財、桃林寺仁王像の山門を調査する。ここも、雨がかりの外側の柱・板壁に被害をみるが、現在ダイコクシロアリはいないようである。桃林寺は数年前に建て替えたのであるが、建物の外側の窓の枠の横木に、ダイコクシロアリ特有の乾燥糞の堆積があり、更に柱の土台石の上にもこれらの糞がみられ、目下、加害が進行中で、材はスギである。

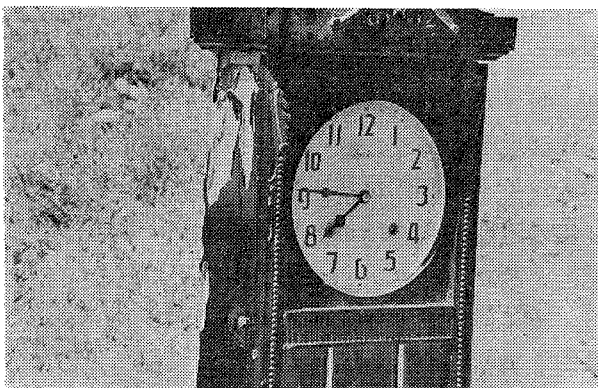
桃林寺の南隣に古い建物、権現堂があるが、これはイエシロアリの被害が著しく（第2図参照）、たる木がぼろぼろに食害されていて、軒先がへこんでいる。ここより南10mの所にある巨木（アカギ）の中に巣があり、加害の根拠となっている。道路越しの西に風呂屋があり、そこに燃料用の家屋の古材が積んであったが、ダイコクシロアリの被害がみられた。



第2図 権 現 堂

石垣島は、北部の突出部を除いて、全島海岸沿いに巡回路があるので、午後2時より右廻りに出発、まづ、宮良部落の川田茂夫氏宅に伺う。

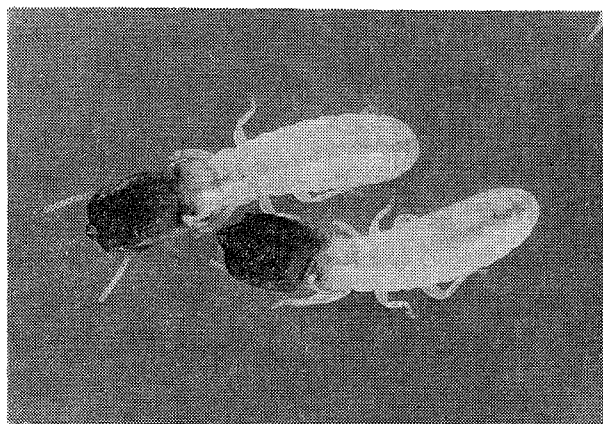
ここでは、ダイコクシロアリに加害された柱時



第3図 ダイコクシロアリの被害（柱時計）
（中島原図）

計の調査をした。現在は立派なコンクリート造りであるが、以前は木造家屋で梁に掛けてあった柱時計が、加害されたのである（第3図参照）。なお、小屋の外に積んであった廃材アカギをダイコクシロアリが加害していたので採集した。

北上して、大野という部落で海岸に出る。この海岸はヤエヤマギリが自生していて、防風林の役目を果している。この林中にころがっている折損枯死枝を採集して割ってみる。シロアリに食害された空洞があり、各空洞に20~30頭のシロアリがいる。ダイコクシロアリの擬職蟻・兵蟻・それに有翅虫もみつかるところ。ここでも、ダイコクシロアリを採集できた（第4図参照）。



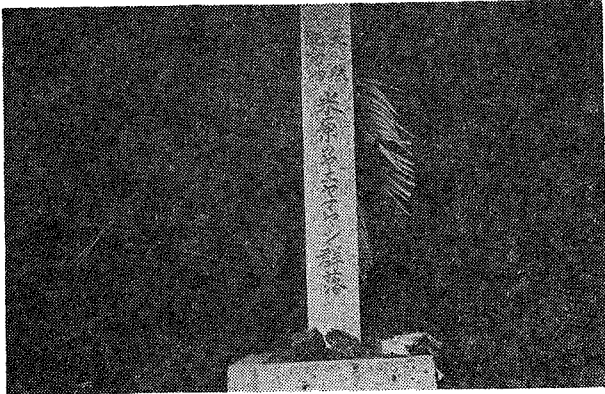
第4図 ダイコクシロアリの兵蟻（中島原図）

引き続き北上すると、舟越部落に着く。ここは最も細まったところで、東と西の両側の海が見られる。昔、舟をかついで一方の海岸から他の海岸に出たのでこの名称がついたのだという。あまり暑くてのども乾いた。伊原間まで行けば店があるというので、そこまで行き、汗をふきながら缶ジュースでのどを潤した。また舟越まで引き返して西海岸に出る。東海岸もそうであったが、ところどころに、ぼつぼつと廃屋が見られた。これは、終戦直後入植した人達が、過酷な条件のもとに大地にいどんだが、その厳しさに耐え兼ねここを去った人達の住み家であった。

島には、農業用としてスプリンクラーによる灌漑施設が行き渡っているが、そうでない地帯でもタバコ・甘しょが栽培されている。しかし、干ばつ気味で作物の生育はあまり良くない。目下、東南部地区に国営の事業として、灌漑工事が進めら

れている。

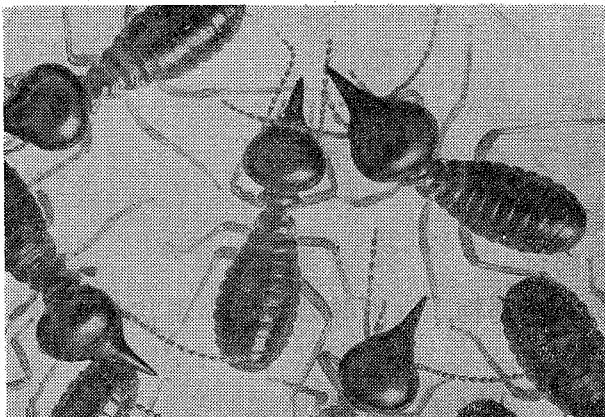
西海岸の中程のところの米原に、ヤエヤマヤシ林がある。国指定の天然記念物（第5図参照）で昭和47年5月15日指定を受けた。雑木の中にヤエ



第5図 ヤエヤマヤシ林

ヤマヤシ1属1種が混生している、観光ルートのポイントになっている。林内に、山腹に沿って歩道が設けられていて、入口が2か所ある。この時、すでに時計は午後4時を過ぎていた。

われわれは西口より山にはいり、調査を始め、約50mの地点に、枯死木があり、これにコウシュンシロアリの兵蟻・擬職蟻を発見し、研究材料として採集した。さらに両入口の中間地点で、サキシマスホウの幹にタカサゴシロアリの蟻道が1本スーと上にのびているのを発見、ここで蟻道の途中を破壊して下降してくるタカサゴシロアリの兵蟻・職蟻を採集できた（第6図参照）。



第6図 タカサゴシロアリの兵蟻（中島原図）

その付近には、タイワンシロアリがいて、これも兵蟻・職蟻を採集した。さらに進んで、東入口から30m付近で樹上3.5mの所にタカサゴシロア

の巣を発見したが、すでに午後7時近くになっていたので、写真だけとって下山した（第7図参照）。

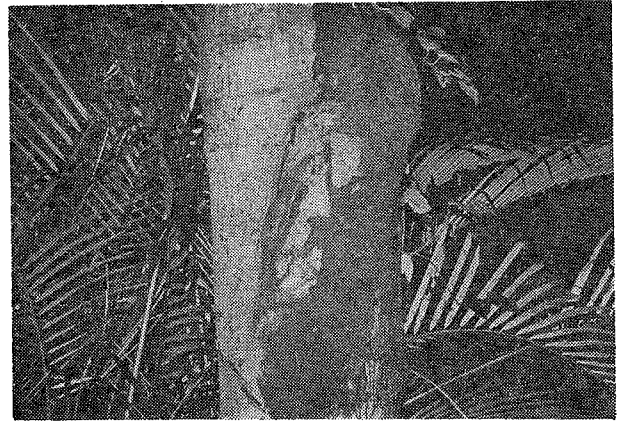


表7図 タカサゴシロアリの巣

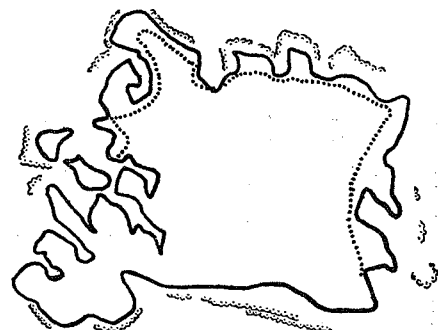
石垣の日暮は遅く、川平湾の絶景を車中から眺め、帰途についたのであったが、市街地に着いたのは、午後8時で、さすが南の果ての地も暗くなっていた。

西表島の調査採集行

13日、原始林の王者、イリオモテヤマネコの住む西表島の調査日である。今日は、前野氏が案内役として加わり一行6名である。

西表島の周囲は77,018km、面積322,887km²、琉球列島中、沖縄本島に次ぐ大きな島である（第8図参照）。その約90%に当たる290,598km²は国有林となっている。

西 表 島



…… 調査ルート

第8図

午前8時30分、石垣港を後に、西表島西海岸の船浦に向けて出発する。今日は薄曇りのよい天気

で、風もおだやかで船はまるで湖面を走っているようである。石垣港から眺めた西表島がうっそうたる原生林におおわれた重畳たる山岳として刻々と眼前にせまってくる。約2時間で船浦に着く。

手配してあったマイクロバスに乗り込み、内田氏の運転で西海岸沿いに通っている道を走り、青く澄んだ浦内川のマングローブの神秘的なまでの景観を賞でながら終点白浜に着いた。ここで道路沿いにある、サクラの直径8cmの枯死木を引き抜き、割って調べると、コウシュンシロアリの擬職蟻が見つかる。兵蟻もいる。さらに羽化間もないのや、成熟した有翅虫もいて、これらを採集し、被害木は、研究材料として、車に積み込んだ。

ついで、上陸地点に引き返し、そこから最近開通したばかりの道路を東海岸に沿って、大原に向かう。高那海岸に出て昼食のため休止する。

午後は、大富の若干手前の照葉樹林に入った所で数本の直径30cm大の枯死立木があるので調査する。その1本の根元に直径30cmの半球形のタカサゴシロアリの巣を発見、研究材料として採集した。

写真で見たアマゾンの秘境のような仲間川のすばらしい風景を車中から眺めながら大原港に向かった。

大原部落のお嶽の境内には、イエシロアリ・コウシュンシロアリなどがみられた。ここでの調査をこれで終え、午後4時ホーバークラフトに乗船30分にて、石垣港に帰着した。

引き続き市街地にある3か所のお嶽を調査し、ダイコクシロアリ・イエシロアリの加害を確認した。特に、イエシロアリの巣は直径30cm位のものであったが、何ら粘土層をつけていなかった。これは、本土に比べ高温がこのような営巣の仕方を生じさせたものと思われる。

おわりに

今回の調査採集行は、わずか2日間であったが、特にダイコクシロアリ・コウシュンシロアリ・タカサゴシロアリの各階級、それにタイワンシロアリの職蟻・兵蟻を採集できたことはまずまずの成功であった。これは、天候に恵まれたこと、レンタカーを利用して機動力を発揮したことによる。採集したシロアリの巣・被害木を整理したらダンボール箱7個の膨大なものになった。これをホテルの玄関に置いておいたところ、翌日、ホテルの管理人がシロアリが壁を伝ってはい出しているとさわいでいる。なるほど、それはタカサゴシロアリが列をなして、別のダンボール箱に移動中であつた。あわてて、ダンボール箱を戸外に持ち出すハプニングもあつた。タカサゴシロアリはなかなか活発で、蟻道なしで明るい所でも移動ができることを確認した。

ニトベシロアリについては遂に採集できなかったが、次の機会を期待することで、南の島に別れを告げてきた。

(宮崎大学農学部応用昆虫学研究室)

広報用しろありスライド頒布

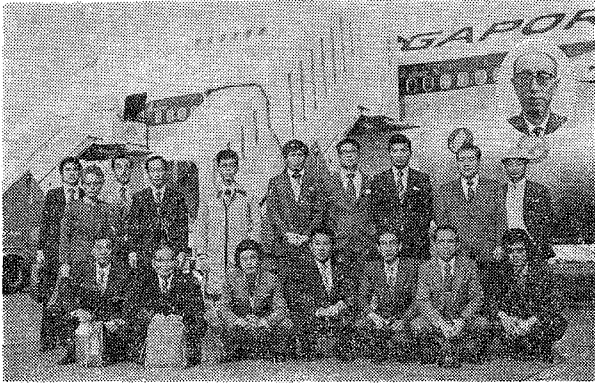
協会は広報用カラスライドを作成いたしました。

- カラスライド 72枚1組 ケース、説明書付
- 内 容 しろありの種類、生態から建築物、立木等の被害の現状および防除処理法
- 頒 布 価 格 10,000円
- 申 込 先

社団法人 日本しろあり対策協会

東京都新宿区新宿2丁目5-10(日伸ビル)

T E L 03(341)7825番



東南アジア駆け歩き記

香坂正二

第3回しろあり対策海外事情視察は、2月28日から3月5日までの5泊6日の日程で、シンガポール、バンコク及び香港を視察対象として行なわ

れた。

参加者は前田保永団長夫妻他15名、総員17名である。参加者及び日程は次のとおり。

参 加 者 名 簿 (順不同, 敬称略)

No.	氏 名	勤 務 先 (役 職 名)	勤 務 先 住 所 ・ 電 話	備 考
1	八 木 舜 治	日本国有鉄道鉄道技術研究所 研究員	〒185 東京都国分寺市光町2丁目 TEL : 0425-72-2151	
2	内 田 祥 一	山宗化学株式会社 役員	〒104 東京都中央区八丁堀2-25-5 TEL : 03-552-1341	
3	前 田 保 永	株式会社前田白蟻研究所 代表取締役	〒640 和歌山県和歌山市小松原通4-1 TEL : 0734-22-1389	団 長
4	前 田 菊 子	同 上 経理課長	同 上	
5	栗 栖 定 夫	同 上 営業部長	同 上	
6	南 条 久 雄	同 上 営業課長	同 上	
7	菅 弘 明	環境衛生薬品株式会社 管理部長	〒550 大阪府大阪市西区西長堀5-3 TEL : 06-531-0886	
8	山 田 至	日本疫学産業株式会社 代表取締役	〒536 大阪府大阪市城東区成育2丁目1-1 TEL : 06-933-4862	
9	福 島 宏 次	中村化学工業株式会社・松山支店 支店長	〒790 愛媛県松山市大手町2-9-18 TEL : 0899-43-6402	
10	山 下 昭	京阪白蟻研究所 代 表	〒573 大阪府枚方市長尾1508-01 TEL : 0720-51-5377	
11	鈴 木 健 児	株式会社帝装化成 取締役副社長	〒422 静岡県静岡市南町5-15 TEL : 0542-82-3840	
12	芦 沢 俊 二	同 上 係 長	同 上	

No.	氏 名	勤 務 先 (役 職 名)	勤 務 先 住 所 ・ 電 話	備 考
13	勝 股 真 也	イカリ消毒株式会社 建築害虫部長	〒160 東京都新宿区新宿3-23-7 TEL: 03-356-6191	
14	拓植山 正 一	日本環境衛生株式会社 施工課長	〒166 東京都杉並区阿佐谷北6-25-14 TEL: 03-337-4105	
15	長 田 義 和	長田防疫科学 代 表	〒593 大阪府堺市上野芝町4丁565-1 TEL: 0722-43-0481	
16	辻 本 正 博	株式会社チューガイ白蟻研究所 姫路営業所長	〒670 兵庫県姫路市綿町一番地 TEL: 0792-24-8392	
17	香 坂 正 二	社団法人日本しろあり対策協会 常務理事	〒105 東京都港区芝西久保明舟町19 TEL: 03-501-3876	
18	坂 下 栄 一	株式会社日本交通公社海外旅行 虎の門支店 社員	〒105 東京都港区芝琴平町35 TEL: 03-504-3706	添 乗 員

視 察 日 程

日次	月 日 曜	発着時間	発着地/滞在地	交通機関	摘 要
1	昭和52年 2月28日(月)	09:30 18:40	東 京 発 シンガポール着	S Q 637	B-747 ジャンボ・ジェット (台北, 香港経由: 時差 1時間半, 所要約10時間半) 着後 休養 シンガポール宿泊
2	3月1日(火)		シンガポール } ジョホール州 } シンガポール	特別バス	午前 市内視察 (ラッフルズ広場, 熱帯植物園, マレ ーシア領・ジョホール・パール等) 午後 業務視察 (国際ベストコントロールサービス機 関訪問懇談・しろあり実態調査) シンガポール宿泊
3	3月2日(水)	13:00 14:35	シンガポール発 バンコク着	S Q 642	(時差30分: 所要約2時間) 着後 自由視察 バンコク宿泊
4	3月3日(木)		バンコク	特別バス	午前 市内視察 (水上マーケット, 暁の寺, 黄金仏寺 等) 午後 業務視察 (ウエルカムタイランド社訪問懇談・ しろあり実態調査) バンコク宿泊
5	3月4日(金)	10:35 15:25	バンコク発 香 港 着	S Q 632	(時差1時間: 所要約4時間) 着後 ホテルで休養 夕刻 ビクトリア・ピークで香港の夜景を見た後, 水 上レストランで夕食 香港宿泊
6	3月5日(土)	14:15 20:30	香 港 香 港 発 東 京 着	特別バス S Q 638	午前 市内視察 (タイガーバーム庭園, レパルス・ベ イ, 難民アパート等) B-747 ジャンボジェット (台北経由: 時差1時間, 所要約5時間) 着後 通関解散

(注) S Q : シンガポール航空

今回の視察報告については同行の辻本正博氏がまとめてくれた（本号に掲載）ので、私は見たこと聞いたことを思いつづきまま書いて、その責をはたしたい。

東京からシンガポールへ

2月28日朝7時の羽田集合は東京参加組にとってはなかなかきつい時間だった。折柄の東京は連日の異常寒波で、この朝の気温も6度前後の真冬なみ、夕方は赤道直下の30度近いシンガポールとなると風邪が抜けず閉口していた時だけに、コンディショニング調整が気にかかった。今後の旅行の使

用機は、往復共シンガポール航空のB747ジャンボジェット機で、途中台北、香港で各1時間の寄航時間を含めてシンガポールまで11時間の長旅である。塔乗機は予定より10分遅れて9時40分羽田の空を後に一路シンガポールへ。僅か6日間の旅だが心がはずむ思い。第2回の台湾沖縄の旅行記を書かれた、森本博氏が当日の使用機日本アジア航空の機内食を絶賛していたが、今回のシンガポール航空の機内食はこれに優るとも劣らないのではないか。参考にメニューを紹介する。

東京—台北

午餐

開胃菜

墨西哥式鶏
青豆片
煎蘑菇與冬葱、大蒜
炒麵

炕牛扒與蘑菇
炕番茄
青豆片
馬鈴薯

甜品

乳酪與餅干

麵包與牛油

咖啡—茶

軽食メニュー

オードブル デラックス

若鶏 メキシコ風
薄切りビーンズのバターあえ
マッシュルームのソテー シャーロット ガーリック ハーブ添え
ヌードル バターあえ

グリルド トルネード マッシュルーム添え
グリルド トマト
薄切りビーンズのバターあえ
シャトー ポテト

チョコレート ヘイゼル ナッツ ケーキ

チーズとクラッカー

ロールパンとバター

コーヒー—紅茶

台北—香港

點心

什錦沙律
法式配醬

芝麻鱈魚扒
芥蘭菜
熟蘑菇
炒飯

菓沙律

烘麵包—牛油

咖啡—茶

リフレッシュメント

コンビネーション サラダ
フレンチ ドレッシング

カツオの切身 胡麻風味
ブロッコリーのバターあえ
ホール マッシュルームの蒸し煮
フライド ライス オリент風

フルーツ サラダ

メルバ トースト—バター

コーヒー—紅茶

香港—シンガポール

便餐

開胃菜

炸芝麻大蝦
菜豆
熟蘑菇
炒麵

炕牛扒
菜豆
熟蘑菇
馬鈴薯

甜品

麵包與牛油

咖啡—茶

軽食メニュー

オードブル デラックス

極上車海老のフライ 胡麻添え
さやいんげんのバターあえ
ホール マッシュルームの蒸し煮
麵類 オリент風

グリルド トルネード ドミニク風
さやいんげんのバターあえ
ホール マッシュルームの蒸し煮
田舎風 ポテト

キャラメル パーバリアン クリーム

ロールパンとバター

コーヒー—紅茶



マレーシヤスタイルのステュワーデス

午後7時10分(時差1時間30分)予定のとおりシンガポール空港へ安着。出迎えの「シャクソン社」のバスで「オペロイインペリアルホテル」へ。機内の3食でうんざりしてたのに二度目の夕食が待っていたのにはげんなり。夕食後は長旅での疲れで早々に自室へ。若い人は夜のシンガポール探訪へ。

シンガポールの一日

「東南アジアで一番清潔な都市」「緑の街、公園都市」「香港と並ぶ買物天国」、何れもシンガポール観光のキャッチフレーズだが、これが誇張でなく、その表現だけではむしろ言い足りていない位の素晴らしい都市である。

3月1日9時ホテルを出発、バスでジョホール観光へセレジ通りからブキテマ通りの道路沿い緑樹の下を走り続ける。「昭和19年シンガポール攻略のマレーの虎といわれた山下将軍と守備に当たったパーンバル将軍が歴史的会見を行なったフォド自動車工場はここです」というガイドの説明に戦前派には感無量、車は更に北上ジョホール水道を超えてマレーシヤ南端の街ジョホール市へ、サルタン王宮跡、回教寺院を見学。この間も1行は木棚に見る蟻道からシロアリの採取。その熱心さに思わず最敬礼。帰途、ジョホール水道を前にした「ニューホンコン」で支那料理でスタミナ補給。帰途、道路沿いのゴム園管理人住宅のシロアリ採取。今日のお目あて「インターナショナル

ペストコントロールサービス社」へ。

インターナショナルペストコントロールサービス社は予めアポイントしていたので、同社のマネジャー他2氏が出迎えてくれた。懇談の場として特にレストランを準備していた。同社マネジャーの挨拶があって懇談に入る。

問 処理業者の数はどのくらいか。

答 約20社位。

問 営業のためのライセンスを必要か。

答 必要はない。

問 業者の横の組織はないか。

答 ない。

問 防除処理の基準は。

答 当該社の独自のやり方で実施している。

問 使用薬剤は。

答 砒素剤である。

問 防除処理費はいくら位か。

答 標準建物(2間×7間=14坪)でシンガポールドル130~150(15,000円~18,000円位)。

問 オペレーター(従業員)の月収は。

答 シンガポールドル 250~280(30,000円~34,000円)位。

この他団員それぞれの立場で質疑が交わされ充分な交歓が行なわれた。終って同社の厚意によるシロアリ見本を頂戴する。帰途、同社近くに予め確知していた、シロアリの巣からシロアリ採取を行ない、訪問日程を終る。

別れぎわに同社マネジャーが日本の従業員の企業への定着性のよいことをうらやましがっていた。「その秘訣は何か」との問いに対し団長が、



インターナショナルペストコントロールサービス前の一行

それは待遇をよくすることだと即答した。この広接からこの国でもこの事業の雇用対策に苦勞していることが、推知された。帰路、時計貴金属品店等のお土産店に立寄り、思い思いのショッピングを楽しみホテルへ。

3月2日9時ホテルを出発、ノースブリッジ通りからシンガポール港を前にしたエリザベスウォークを徒歩でかみしめる。青いジュータンの芝生の向うにゴシック建築のアンドリュース教会、市長舎、最高裁判所、議事堂及びビクトリア記念劇場が立ちならんでいる。かつてのイギリス植民地時代を偲ばせる。

再びノースブリッジ通りから飛行場へ。13時シンガポール空港を後に、第2の訪問都市バンコクへ。

シンガポール余話

1. シンガポールの緑の素晴らしさは身も心も洗われる。立ち並ぶ街路樹はどこ庭園においてもはずかしくない程の銘木である。しかも充分に手入れされている公園都市を公称している行政当局の努力に敬意を表する。
2. 道路上に紙屑はもちろん煙草の吸殻1つない清潔さ、強権による規制もあるが東京の汚れた街を見ているものにはうらやましい限り。
3. 訪問3市に共通だが、自動車の汜乱である犯人は日本の経済進出と思いが。これに苦しんだ政府がラッシュ時の自家用車は満席でないと入市させない、止むを得ない場合は特別負担金の納入を義務づけている。日本の大都市でも考えてよい交通対策。
4. この国には輸入税も物品税もない香港にも負けない買い物天国だが、御土産店の銜詰押売り作戦には観光客にとって閉口千万。

シンガポールからバンコクへ

シンガポールからバンコクへは約2時間の航程予定どおり13時出発14時35分(時差30分)ドンムアン空港へ到着。出迎への「サイアムエクスプレ社」のバスで市内観光へ。ガイドは現地人と結婚した日本女性ミセス・モリ。行届いたサービス、車中での滞在中の注意、生水を飲むな、貴重品はホテル内でも注意を怠るな、一流ホテルにもポンピキが入ってくる絶対に相手にするな、戒厳令が

布かれている午前1時から午前4時30分までは外出禁止となっているから注意のこと、女性の方(団長夫人)は黄色のころもつけた托鉢僧とすれ違う時は、さけて通ること、これは女性に心を動かすなという小乗仏教の戒律を守らせるため、等々。

この日の宿泊先のシロム通りのナライホテルへ夜はウェルカムタイランド社(2名)の方と一緒に晩さんを共にする。

バンコクの一日

3月3日午前7時ホテル出発ホリエンタルホテル前から遊覧船の客となる。トンブリ地区のフローテングマーケットの見学である。メナム川を下り、クンテップ橋をくぐって右側の運河に入る。ニッパ椰子の葉で葺いた屋根の民家が水辺に立ち並ぶ。各戸が川べに足場を作り。この川水で口をすすぎ、米をとぎ、水浴し、洗濯する。そのたくましさにと驚くばかり。住民は水路を通じて野良へ、買物へ、この川水なしでは生活がない。生鮮食料品から生活物資一切が小船に積まれてこの川を上下する。これを見るため観光船が殺到する。この川の交通整理におまわりさんが汗だく。帰路暁の寺(ワットアルン)その名のとおり天にそびえ朝日にかがやいている。その後、王宮、エメラルド寺院等に仏教国の歴史的文化遺産の素晴らしさにただ驚嘆するばかり。昼はタイ料理専門店へ。支那料理を辛くしたもの。午後「ウェルカムタイランド社」へ。

「ウェルカムタイランド社」で

「ウェルカムタイランド社」(英国系)

営業内容は、医薬品の製造販売、殺虫剤の開発、ペストコントロール(ターマイトコントロールを含む)サービス

職員数 72名

マネージングディレクター「ロルフ・スタヘル」氏他3氏の出迎え受け、同社会議室で懇談歓迎のことば、訪問の挨拶の交歓があってロルフ氏より同社の概要を聞く。質疑次のとおり。

問 処理業者の数は。

答 大手3社、中小はかなりの多いが明確でない。

問 業者の横の組織があるか。

答 ない。現状では大手3社の競争が激しいし。

中小と同列で一本化することは難しい。

問 ベストコントロールのライセンスは必要か。

答 必要である（薬剤の取扱いについてのようである）。

問 日本におけるオペレーター1人当たり年売上高はどの位か。

答 1千万円位と思う。

問 当地はどうか。

答 2万2千パーツ（邦貨300万円位）。

問 当地の対蟻処理は。

答 バンコクは雨期は豪雨で全市が水浸しになる当地では予防処理の考え方はない、保守サービスだけである。

問 一年間の保守費はいくらか。

答 約1,500パーツ（邦貨22,000円）。

問 国民の衛生観念について。

答 自分はスイス人であるから衛生については深い関心があるが、この国の衛生観念は非常に人と全然ない人大きな巾がある。一般的にはアリに関心はあっても、ゴキブリ何するものぞの感覚である。

問 10年間の再発保証の引当金はどうしているか。

答 特別積立の税法上の特典はない、処理した年度の経費としておとすだけである。

以上で質疑を終了。同社々員の案内で保守契約対象の住宅を見学。高級住宅であるが、洗濯場にシロアリがうようよ。これで保守しているか不可解。続いて国立精神病院の蟻塚へ近接の洗濯場に被害を与えているのに未処理のまま放置。この国にターマイトコントロールなしの感を深くする。

バンコク余話

1. 火災より盗難がこわい。

バンコクでは建物の窓と云う窓に鉄格子がはまっている。盗難がこわいからである。火災事故があれば逃げ場がなく命をなくすることとなるが、それよりも毎日の盗難の方がこわい。

2. 自動車の汜乱は日本の大都市並み、バスには乗客がぶら下って走っている。10万から30万キロ位走ったポンコツ車が100万円以上でひっぱりだこ。

3. 華僑の大成功者は「座山」、中位成功者「唐山」、失敗者は「義山」という、「座山」「唐山」

が抛出して社会施設を作り、義山を援助する組織作りをしている。海外で活躍する華僑の団結力を示している。

香港へ

3月4日9時ナライホテルを後にドンムアン空港へ直行。10時35分発で香港へ約4時間の航程で啓徳空港に到着。迎いの「パシフィックツアー社」のバスでプラザホテルへ。車中のガイドの注意、香港はすりの街、すられたらそれっきり。手のこんだすりは自動車とのタイヤアップがあって歩行中危いといったときはすられている。街頭での買物はしないこと、財布ぐるみひたたくられる恐れがある。ホテル内の貴重品の紛失でもホテルは責任を持たない。

何れも盗難御用心。ここでは業務視察がないので各自思い思いの行動。19時水上レストラン「ジャンボ」（珍宝）でツアー最後の晩さんを楽しむ。ここも日本人観光客で超満員、この峠から見下す香港の街の灯が目につぶ。

3月5日9時ホテルを出発タイガーバームガーデンへ。銅羅湾に面した丘の上に建つ億万長者胡文虎の別荘。「万金膏」を売り出して巨万の富を築いた人とか。庭内に陳列されている人形動物像はグロテスクの感じ。余りよい趣味ではない。

この丘から林立する難民アパート群を望むことができる。ここに入るためには火災事故でもおこさないと入れないとか。

続いてビクトリアピークへ。ここから眺める香港の美しさは素晴らしい。山の中腹から頂上まで高級マンションに埋まっている。香港のバイタリティーの象徴か。帰途。美麗華ホテルで昼食をとり啓徳飛行場へ。14時15分発、途中台北に寄航。予定のとおり20時30分無事羽田着帰国。

第1回のハワイ、第2回台湾沖繩、今度の東南アジア並びにこだま会のアメリカ本土の視察報告を通じて知る範囲では、ターマイトコントロールに関する限り日本は先進国であることは間違いなし。本業界もこの技術を海外に輸出し、相共に携えて資源時代に対処すると共に、このための国際会議をもつ日のあることを期待したい。

仕様書講座〔Ⅲ〕

森 本 博

—— 2×4工法技術基準の大幅改正 ——

建設省は本年8月1日より2×4工法（枠組壁工法）の技術基準を大幅に改正して施行すると発表した。新技術基準が決まったことで、49年7月に定められた現行の技術基準（非常に不備な基準で各方面で問題になっていた）は7月31日で廃止されることになった。建設省はこの改正で2×4工法の設計自由度が増大し、また、多雪地でも建築できるようにしたことで、同工法の普及、生産体制の合理化、品質、性能の向上が一段と促進されるとしているが、これはとんでもないことで、新しく使用が可能になった材料といい、防錆および防ぎ措置としては、特に防ぎに対しては全く考えられてはおらず、防錆に対しては現行の建築基準法施行令（政令）の第49条の適用以外には手が打たれてはいない。これでは今後この種の構造の木構造に対する耐久性（寿命）には全く信頼性が持てなくなる。建設省はこの種の新工法に対しての耐久性にはまたもやほおかぶりするつもりであるのか。この工法による新設住宅戸数は、49年度で250戸、50年度で2,500戸、51年度でもまだ6,000戸で、全体としてはまだ10,000戸にも達していない僅かの戸数なので、それほど問題にすることはないが、建設戸数が多くなってくれば、当然早く手を打っておかねばならない。すでに建設してしまった方々には大変に申しわけない言い方であるが、新工法で建設したことは少し早まったといいたいのである。新工法のどこに魅力を感じて、問題にされている建築工法を採用することに決断したのかを疑いたくなるのである。今からでは完全なことは手遅れかもしれないが、やらないよりはやったほうがよいから、今からでも早急に保存対策に対する処置を施しておくべきである。特にこ

れが関西以西、それも九州、四国では絶対的にこの処置の対策を考えたほうがよい。

こんな不完全な工法が、わが国で採用されることになる、防除士の責任はますます大となり、仕事は増えてくること必定であるし、防除士にとっては喜ばしいことというべきことであるともいえる。旧技術基準については、すでに本誌 No. 25（1976年3月号）で、「ツー・バイ・フォー工法の耐久性増進対策と工法上の問題点」と題して詳細に説明してあるので、それと合わせて以下の改正点をよく熟読して検討していただきたい。建設省の技術基準に対しては各メーカーも信用していないので、各自の方法で、それに対する独自の方法で保存対策を考えているから、防除士もこの改正点については無関心ではありえないはずである。

改正の内容は、①新材料として床材、屋根下地にパーティクルボードを、壁材にハードボード（硬質繊維板）など9材料をそれぞれ追加した。また、新材料を使った耐力壁の倍率規定などを定めた。②これまで認めていなかった積雪量1メートル以上の多雪地帯での基準を新設した。③耐力壁の間隔をこれまでの8メートル以下から12メートル以下に緩和して大きな部屋も造れるようにしたことが主要改正点である。これらをさらに詳説する。

2×4工法については建築基準法第38条の特殊の材料又は構法の規定に基づいて、49年7月27日に同省告示により一般的な技術基準を定めた。しかし、この基準は、わが国と同工法に関する技術水準などが大きく異なるカナダ、アメリカの基準を参考にして定めたもので、わが国での安全性が明確でない1メートルを超す積雪地での建築などは、告示の対象から除外していた。建設省は、49年度および50年度で総合技術開発プロジェクト「小

規模住宅の新施工法の開発」により、この工法に関する研究をして、その実験結果から、それをもとにより一般的、合理的な新基準を定めたというが、これでも耐久性、すなわち、建物の保存については全く検討されていない。木造建物は建設時と同じ構造強度が経時変化によっても保持できると思ったら大きな間違いである。特に急激に耐力の低下する建物には危険性がある。

大幅改正点と称する概要は、次のとおりである。

(1) 新材料の追加

- ① 木材で組まれた枠組に打ち付ける下張り材料としての床材、壁材または屋根下地として、旧告示で認めた構造用合板、石こうボード、シーリングボードのほか、一定の厚さを有するものを追加する。床材または屋根下地としてパーティクルボード。壁材としてハードボード、パーティクルボード、硬質木片セメント板、フレキシブル板、石綿パーライト板、パルプセメント板、石綿けい酸カルシウム板、製材、ラスシート。
- ② 新材料を用いた耐力壁の倍率を定める(0.5～3)。倍率の表の整理の方法としては、各壁材を片側全面に打ち付けた耐力壁の倍率を基本として定め(政令第46条構造耐力上必要な軸組等を参照)、各壁材を両側に打ち付けたもの、および筋かいを併用した耐力壁についてはそれぞれの倍率を加算できる。
- ③ 今後新材料が開発された場合は、その使用を可能にするため建設大臣が認定するための根拠規定をおいた。(建築基準法第38条特殊の材料又は構法)

(2) 多雪区域(垂直最深積雪量が1メートル以上の区域について特定行政庁が規則で推定する区域)における基準の新設

- ① 多雪区域における必要壁量を垂直最深積雪量に応じて定める。(政令第86条積雪荷重では、積雪荷重は、積雪の単位重量にその地方における垂直最深積雪量を乗じて計算すると規定している)

多雪区域とは、函館をのぞく北海道全域、青森、秋田、山形、岩手の一部、新潟、富山、

石川、福井、島根、長野などの各県および京都府の北部。

(3) その他

- ① 耐力壁線相互の間隔を8メートル以下から12メートル以下に緩和した。
- ② 耐力壁線の端部の条件を緩和した。
- ③ 床根太、たるき、一般地における枠相互の間隔を47センチ以下から50センチ以下に改めた。今回追加された壁材料のなかには、パルプセメント板(内装材料でセメント55、無機質混合材30、パルプ15の割合で構成されている)のように2×4工法には不適当な材料(この種の構造には内装といえどももっと剛性のあるものが望ましい)や、木質系の材料も追加されているので、構造材として用いるならば、保存処理の必要がある。現状規定の技術基準では不安なために、各社それぞれの保存対策をたてているようであるが、新工法であるだけに一定の基準のもとに需要者側の納得のいく材料の保存強化策の必要がある。

——地方公共団体の条例——

最近しるありの防除に対しても地方公共団体に条例必要の声が大きくなってきたので、日本しるあり対策協会のなかにも「モデル建築条例案作成委員会」が設けられるようになった。この条例の作成に対する法的基礎は、建築基準法第40条地方公共団体の条例による制限の附加の規定によるもので、これには、「地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章(注：建築物の敷地、構造及び建築設備)の規定又はこれに基く命令の規定のみによっては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。」と定めているからである。これとは逆に、建築基準法の規定より基準の程度を地方によって下げたい場合の基礎になるものには、法第41条「市町村の条例による制限の緩和」の規定がある。この場合には、「市町村は、土地の状況に因り必要と認める場合において

は、建設大臣の承認を得て、条例で、区域を限り制限を緩和することができる」という便法も設けられている。ただし制限の緩和はしるあり防除では全く必要がなく、必要なのは制限の附加である。政令第49条に「必要に応じて、シロアリその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない」とあるから、それを根拠に条例が作成できるというのではなく、法的根拠は前記の法第40条である。筆者が、2×4工法が保存上全くなっていないという根拠も「気候、風土の特殊性」によって、日本国内の特定地域では経時変化による耐力低下で、建物の構造上の安全性が問題になってくるから斯くいうのである。

モデル建築条例案作成に当っては多くの人の意見を広く聞く必要があるので、意見のある人は協会に連絡していただきたい。本年度内には作成してしまうつもりである。現状の条例については既に前掲の本誌 No. 25 で説明してあるが、その不備なことは今更説明するまでもない。決定的にいえることは、条例が具体的に規定されていないので、条例の基本的な精神が簡単にはよく理解され難いことである。佐賀県の条例などは突っ込んで検討すると非常によく規定されているが、一般人には条例の意味する真意がよく読みとれない。それに一般に各県の条例がイエシロアリの被害に対しては、現行規定の程度では安心できない。条例だから最高を望む必要はないかもしれないが、少なくとも、処理した以上は、絶対的とまではいかなくとも、処理の効果が認められるような方法でないと、費用をかけて処理した価値がなく、一般にも信用されないことになる。建築基準法の精神が最低の基準であるのとはちょっと意味が違い、考え方を変えねばならないと思う。また条例であるために同一県内でも被害の及ばない地域にまで適用を義務付けることもできない。それに最近のように各種の新工法による構造の異なった建物や、構造を異にする異種の建物を組合わせたものが多くなると、それに対する構造種別による方法についても検討の要がある。単純に在来の木構造だけ（建築基準法の木造の構造規定はこれだけに限られている）を検討するのであれば容易なことであるが、そうでない場合には対策は複雑にな

る。考えられることは、イエシロアリとヤマトシロアリに分けて、その被害地によって条例を考えるべきであろう。地域性による違いを考えねばならない。土壌処理を入れるかどうかも問題になるが、効果の点からは絶対的に採用すべきであろう。木材処理と土壌処理の両方をイエシロアリとヤマトシロアリの両方に条例で義務付ける必要があるか否かも十分に検討の必要がある。現在対策協会の仕様書で規定している諸方法を如何に組合わせていくかということが問題になる。たとえばイエシロアリに対しては土壌処理は採用するが、ヤマトシロアリに対しては採用しないで木材処理だけということも考えられる。処理の場合に重要な問題であるが、イエシロアリは地面との接触なしに直接に小屋組などで生存するという事になると（この場合には地面以外より水分の補給するルートがある）、処理の対象になる部材が多くなり、現行規定の仕様書の対象としている部材を全部とり入れなければならないことになり、これでは条例としては過多になり過ぎて採用し難いことになる。条例による義務付けであるから、おのずから限度があるが、さればといって最低線でも不安である。最高とまではいかなくとも、レベルが高過ぎても問題になるであろう。このあたりが条例の一番むずかしいことである。ヤマトシロアリでは、木材処理か土壌処理のいずれか一方が完全に行なわれておればよいと思うが、木材の防霉処理との関連性を考えるならば、いずれか一方ということになると木材処理法の採用ということになる。それは建築基準法施行令第37条及び第49条との関連性がある、構造耐力上主要な木材であって、腐朽しやすい部材には保存の対策をしなければならないからである。木材処理法と土壌処理法との両方を併用することが建前になっている現行規定は条例においてはこの理由で一步後退しなければならないかもしれない。それと条例は絶対的に新築の場合だけに限られていることと、既設建築物の予防を考えることはない。また、駆除の規定もしている仕様書とは相違ししてくることは当然である。いろいろ考えなければならないことは多いが、防霉と防ぎの両方の処理を別々にやることは考えられないから、法律で義務付けられ

ている防霉措置と一緒にこなうようにしなければならぬことは第一条件として考えておかねばならない。その点で使用される薬剤もおのずと現状の規定の防霉剤ではなく、防霉・防ぎ両方に効果のある協会が認定しているような薬剤ということになる。これだけに限っていえば、決定事項といえようか。さらに大きな問題で、防除士にとっての最重要問題は、使用する薬剤は如何にして決定されたものか（日本しろあり対策協会で認定された薬剤とできるなら最良であろうが）、処理を防除士が行なうのかどうか（それを望むべきであるが）ということである。防除士をよく口にする法制化の問題に直接に関連が生じてくる大きな問題である。

——いわゆる法制化の問題——

しろあり問題に対する法制化の問題が叫ばれてから既に久しい。ここ数年来、毎年の大会宣言にとりあげられているいわゆる法制化とは一体何を意味しているのであろうか。これの真の意味は考えていることがお互いに相違しているようである。建築基準法でしろあり防除処理を義務付けることを法制化という人もあり、防除士の試験を現在のように対策協会でやらないで、建築士の試験のように建築士法という法律で国家試験でやるような方法にしたいと考えている人もいる。法制化とは最終的にはこの両方を一体にしたものでなければならぬと思う。現行の防霉処理の規制では防霉処理をすることは規定しているが、だれがやらなければならないかという点についての規定はしてない。しかしこれは現行制度下でも問題があると思う。防霉処理が建築基準法制定当時の昭和25年からごく最近まで考えられていたように、「防霉処理とはクレオソート油を土台が基礎に接する底面だけに処理するもの（本誌No.27仕様書講座〔Ⅱ〕で記したように、本協会の中国支部より寄せられた、住宅金融公庫の共通仕様書で防霉の項に「クレオソート」という薬剤指定されているのは如何なる理由なりやとの質問が提出され、それに対して回答を記しておいたので一読されたい）」と考えられているように、建築と防霉剤としてのクレオソート油は古くから結び付けて考えられてきてい

る。防霉剤がクレオソート油だけならば問題はないかもしれないが、取扱いに注意を要する危険な薬剤になってくると、特定の人が処理することが必要になってくるし、また、防ぎ処理のように特殊の専門的基礎知識が要求される処理では、だれでも行ないうるものではないし、それでは期待する効果のえられないばかりか、極めて危険になってくる。したがって法制化すれば当然処理する人も特定の人がやらなければならないことになる。現状のように放置しておくことはできない（防除士以外の人が危険な防除薬剤を使用している現状）。政令第49条では「有効な防霉措置を講ずる」と規定しているが、これは極めて抽象的ないい方である。必ずしも薬剤を使用する必要はなく、構造的な対策で腐朽する条件である木材の含水率を高めないようにすることも考えられるので、この方法でも有効な防霉措置を講ずることは可能である。ただしその場合には、有効な方法なりということだれかが認定する必要があるが、現状ではこれは建設大臣ということになるだろう。ここで「防霉剤」という用語がでてこないのは、建築用に使われる防霉剤が、クレオソート油以外にどんなものがあるか、その決定方法を如何にするかということに問題があったので、このような表現方法になったのである。このように有効な防霉措置には、有効な防霉剤を使用して木材処理する方法と、防霉剤を使わないで構造的に有効にすることと、この両者を併用してより有効に行なうことの3方法が考えられるのである。これらのことは条例でも必ず問題にされることであろうと思うのである。すなわち、使用する薬剤を、それも歴史のある防霉剤とは違って、歴史もそれより浅い、それも試験の困難な防ぎ効果を如何にして試験して使用可能と認定するかということである。それは基準法の法制化でも条例でも問題になることであるが、現在、対策協会で行なっているような方法以外には考えられないであろう。これに関しては（試験方法も含めて）、日本しろあり対策協会より建設省に提出してある「建築基準法施行令一部改正要望案（防ぎ処理関係条文）」を参照されたい。

政令第49条で防霉剤なる用語を用いなかったのは理由のないことではない。旨く逃げたといえ

それまでであるが、具体的に明示するにはあまりにも問題点が多いからである。「防腐剤とはクレオソート油のことなり」とする建築における古からの考え方を変えるのにはまだ時を要するのである。それが変更されれば事は比較的簡単に解決するのである。この考え方は、建築防腐に対してだけならばまだ通用するかもしれないが、これからの建築用保存薬剤が防腐、防ぎの両方の効果がなければならないとする考え方からは通用しない前世紀的の考え方であるといわねばならない。

防除士に対する法制化の問題については、さらに私見を述べておきたい。それには既に法制化されている建築士の制度について述べておく必要がある。建築士法では第1条の目的で、「この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。」とあって、明らかに建築の設計と工事監理のみに関する資格であって、建築に関するその他の業務については無関係の資格である。建築士には1級建築士と2級建築士とがあるが、1級または2級の建築士でなければ設計または工事監理ができない建築物の範囲は第1表のとおりである。

第1表

		木造建築物 (下記のいずれかに該当するもの)	木造以外の建築物 (下記のいずれかに該当するもの)
(1)	1級建築士でなければならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店で延べ面積が500㎡を超えるもの。 ・延べ面積が100㎡を超え、かつ、階数が2以上のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が300㎡を超えるもの。 ・高さが13mを超えるもの。 ・軒の高さが9mを超えるもの。
(2)	1級建築士又は2級建築士でなければならないもの	(1)にあげたものを除き <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積100㎡を超えるもの。 ・階数3以上のもの。 	(1)にあげたものを除き <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が30㎡を超えるもの。 ・階数3以上のもの。

試験は1級は建設省が行ない、2級は都道府県で行なわれることになっている。

これとは別に、労働省で行なっているものに技能士制度がある。これでは技能の程度を1級と2級とに分けている。たとえば、建築大工、左官職の技能に1級、2級の別が設けられている。この技能には建築士のような行ないうる仕事の範囲というものはなく、1級技能士でも2級技能士でも同じに仕事ができ、現在では一種の呼び名に過ぎない。仕事の範囲に区別が設けられていないところに問題もあり、それに対する魅力も持たれていない。防除士制度が法制化された場合には、建築士のような制度になるのか、技能士のような考え方ものになるのかが問題になってくる。防除しうる構造物別に、たとえば木造と不燃構造別のように分けることも考えられ、しろありの種類によって区別を付ける分類で、イエシロアリの防除を行ないうる防除士、ヤマトシロアリの防除を行ないうる防除士のようにすることも考えられるが、これではまた別の問題が生じてくるかもしれない。しかしこの方法は条例の考え方がイエシロアリ地域に対する条例、ヤマトシロアリ地域に対する条例と区別して考えるならば、当然この考え方も採用できないこともないのである。しろありの防除は前記の熟練による技能のほうに近いから、労働省の行なっている技能者職種に近いものがある。防除士を法的に意義付けるとするならば、これが望むべき姿かもしれないので、このような考え方も今後の検討事項となろう。それにしても必要なことは、防除士の数の問題で、これがもっと全国的に増えることが必要である。50年度で1級建築士が約10万、2級建築士が約30万である。また技能士のうちでは多い大工を例にとると、48年度における数で若干古いのが1級技能士5,500、2級が3万である。現状の防除士の程度の数ではまだ当分法制化は望めそうにない。法制化の問題にはこの全国の防除士の数も大いに問題にされるのである。今後は建築物の保存という意味から、防ぎ処理も含めた技能職種が新しく求められる時代になってきたのではなかろうか。古い建築工法から新しくなり、それらの組合わせの建築が多くなってきた現状では、防除士も新しい建築構造についてはよく知っておかねばならないと同時に、これからの新しい技能職種としては考えなければな

らないものと思われる。

——仕様書による処理法と薬剤量の問題——

何回となく説明しても理解してもらえないものに標準仕様書による処理法と薬剤量の規定の問題がある。防除士たるものはもっと仕様書について勉強する必要があると思う。この仕様書講座を設けた理由は、防除処理に関連したいろいろのことを防除士の方々に理解していただくことではあるが、最終的には仕様書の問題に結び付いてくることである。仕様書で規定されている防除処理の目的は、とにかく処理して効果の実があがらなければならないことである。よくいうことであるが、仕様書というものは、立場の相違によって、すなわち、観点の相違によって、内容に対する考え方には若干の違いのあることは当然であるが、要は処理しても効果が認められない、実効のあがらないようなものでは仕様書としての価値はまずないといってよい。そのためには、この方法ならばまずよからうというものでなければならない。したがって、ある程度のところに基準線を引き、効果の点からしてそれ以下の線では妥協できない一線がある。基準法が最低の基準であるということと相違する所以である。最低線ではやはり効果のある場合もあるが、被害激甚な地域では効果のない場合もおこりうるのである。そのために条例による制限の附加が必要になってくるのである。防除した以上は効果がなくてはならないし、処理したけれどすぐに被害を受けたということでは一般の不信を買う。そうすると被害の大小によって地域ごとに処理の方法を検討して変えていかねばならないし、その処理方法を仕様書規定の方法のうちから選択して防除士がその現場向きの処理法を決定しなければならない。そのために木材処理方法として種別でA種からD種の穿孔処理法までを規定し、土壌処理の3種の方法を規定しているのである。また木材の予防処理の対象になる部材をヤマトシロアリ（建物の下部に重点をおいて処理する）とイエシロアリ（建物の下部はもとより、原則的には従来から被害例としてよく調査され、被害の対象材とされている上部木材までも処理する）とに分けて処理部材の原則を明示している。

実際にはこの全部の材を処理することもあるし、その一部を除いて処理することもありうる。それによって積算価格も異なってくる。しかし、処理の基準原則だけは明確に決まっています。木材処理と土壌処理とは必ず行なうことになっている。この土壌処理を行なう個所は、必ず実施しなければならないのは、基礎の内外（内側にはとくに入念に処理する）、束石の周囲、これだけは必ず土壌処理しなければならない。基準としてはここまでの範囲であるから、最低の積算価格はここまですまってくる。土壌処理はその他にしろありの侵入のおそれのある個所に行なうことになっている。侵入のおそれのある個所は具体的には建物の構造を見ないと決定することはできないから、その建物の構造上より検討して防除士が決定するようになっている。現状では、土壌処理は基礎の内外を含めた床下全面の処理をやっている人も多いが、もちろん結果的にはこのほうがベターではあるが、これは仕様書による規定ではない。自主規定が仕様書より上回るということは全く喜ぶべき現象で、次回仕様書の改訂では大いに参考にして検討する価値がある。したがって、それだけ積算価格は高くなることは当然で、競争入札では不利になることは承知していなければならない。よく協会で単位面積当たりの標準価格を決めたらどうだという声を聞くが、これは仕様書の内容をよく理解していない人の声で、強い要望はあっても標準になる価格を明示しないことのほうが賢明というべきである。ただし、処理を特定部材に限って、規定薬剤量を使った木材の吹き付け、土壌処理も規定どおりの基礎の内外と束石の周囲、土壌処理剤も規定量を使用するという条件でならば標準価格は決まるのである。この場合の特定部材とは、土台（火打土台も含む）、大引き、1階根太掛、床束の全面。大壁造では土台上端より1メートル以内の部分にある柱、間柱、筋かいなどを基準とするとよい。真壁造では1メートル処理すると着色された木材部分が表面に出るので30センチ以下とすればよい。政令第49条では地面から1メートル以内の部分に処理する（有効な防衛措置）となっているが、真壁造ではこれは実施し難い。なぜ斯くの如くなつたかといえ、昭和34年の政令の改

正時に、従来からの規定を2つに分けて現在のよ
うに1項(防水紙の使用)、2項(防腐措置)にし
たためである。もとはこれは大壁造の規定であ
ったのをその検討をしないで分けたため、2項が大
壁造と結び付いていないので極めて不備なものに
なってしまったのである。この点からも、外壁内
部等の防腐措置等の規定の第49条は見なおす必要
がある。

対策協会で決定する最低価格の基準を算定する
場合には床下の全面処理は採用すべきでない。現
在の処理価格が防除土によってまちまちの価格が
出ているようで大きな問題になっているようであ
るが、最近問題になっている極めて悪らつな一部
業者のやり方は別として、処理価格がお互いに若
干相違するのは、この算定の基礎に異なる点があ
るためにおこるものである。

処理法に関連のある問題で、穿孔法について最
近よく質問を受ける。この方法は仕様書では、駆
除はもとより、予防の場合には新築にも既設の予
防にも採用されている。新築の場合にはわざわざ
孔をあけなくともよいではないかという声をよく
聞くが、これは採用しなければならないというの
ではなく、非常に混み入った構造部分にはこの方
法のほうが的確に処理ができて効果のあがる場合
があるからである。そのために仕様書では採用し
ているのである。いかなる個所にも行ないうる処
理方法ではないが、仕様書の新築の予防では残し
ておかねばならない木材処理法の一つである。一
部の地方では穿孔処理を方々に行なって、いかに
も処理をしたように見せかける防除士がいるとい
うが、これは仕様書の基本的精神を間違っている
ものである。これに使用する薬剤は、従来古くか
ら使用されていた粉末防除剤では不可で、液剤の
予防剤(予防の場合)か、駆除剤(駆除の場合)
かを穿孔部分に加圧注入することになっている。
穿孔処理法と粉末防腐剤は現在の仕様書では結び
付かないことに注意していただきたい。仕様書規
定の穿孔法は木材処理法であるが、最近よく行な
われている方法に土壌処理のための穿孔法があ
る。それはコンクリートの打ってある個所を穿孔
して、孔の部分より土壌内部に強力な圧力をかけ
て薬剤を広く分散さす処理をするために穿孔する

のである。この方法は現在の仕様書にはないが、
土壌処理の有効な方法であり、新築、既設建築物
の予防はもとより、駆除にも採用できる方法なの
で、次回仕様書の改訂では採用したい方法であ
る。

次に薬剤であるが、現在防除土の使用している
薬剤は協会認定の防除薬剤を使用していることは
大体確かである。しかし使用量にいたってはまず
仕様書規定どおりには使われていないことも確か
である。機会あるごとに使用量を聞いているが、
木材処理については土壌処理より規定が守られて
いないようである。加圧、拡散、浸漬処理はほと
んど建築現場では行なわれていないから問題はな
い。現場で一番よく行なわれているのは吹付け処
理(塗布処理法でも使用する薬剤量は同一であ
る)であるようであるが、使用する薬剤量が 1 m^2
について油性または油溶性薬剤で 150 ml 以上、水
溶性または乳剤で 200 ml 以上であり、1回の吹付
けまたは塗布をして木材に吸収させてからさらに
1回以上の吹付けまたは塗布をするのが規定であ
る。規定どおりだと薬剤の使用量は最少量 1 m^2
について少なくとも前者で約 300 ml 、後者で約 400 ml
ということになるのであるが、これが実際には行
なわれていないのである。その第一の理由は、木
材処理をする場合に、最初に処理して木材に吸収
させてからさらに2回目の処理をするという手間
を省いてしまうからである。この間には表面の乾
燥時間が必要であるから、材種と木材の乾燥状態
によっては若干の相違があるが、かなりの時間を
待たねば次の処理はできない。実際の施工ではそ
んな手緩いことはやっておれないということで処
理は1回になってしまって使用薬剤も半分になっ
てしまうのである。ここでも1回と2回とでは使
用薬剤量に相違がでてくる。施工費を求める薬剤
価格の算定はどちらで行なっているのであろう
か。また別の理由とするところは、木材 1 m^2 当
たりに薬剤を一度に 150 ml とか 200 ml 以上も吸収
することができないということである。これは材種
によっては困難なものもありうるが、時間をかけ
て、塗布法で入念に処理すれば不可能なことでは
ない。しかし時間を急ぐ防除土の仕事とは結びつ
かないかもしれない。薬剤量の規定は効果に必要

な薬剤量から決定されているので、ぜひとも規定量だけは使用しなければならないが、実際の工事と結びつかないとすれば問題点として改訂の場合には検討しなければならない。一度決定した以上はお互いに厳守するところに仕様書の意義があるので、取り決めは皆が守らねばならない。

土壌処理については薬剤はさらに問題点があるようである。層状散布法の場合は粉剤 600 g を 2 回以上に分けて層状に散布し、混合法は 600 g を土壌中に混合するのであるから困難ではないが、加圧注入法、散布法でも表面散布法は液剤を 1 m²につき 5 ～ 10 ℓ の範囲で処理するのに問題があるという。薬剤の使用量の範囲は大きく規定しているが、最少量の 5 ℓ でも 1 m² に処理するのは困難が、不可能だというのが一般の強い声である。薬剤メーカーと防除士とでは言い分は異なるが、適正な判断は中立者側の研究者の任務であり、これには従ってもらわねばならない。土質の種類によ

っては困難な場合もあるかと思うが、できる限り最少限度の薬剤の使用量は厳守していただきたい。

土壌処理は仕様書では木材処理の不備な場合を補う処理（全部の木材を処理することができないから）であることと、絶対的に効果ある方法として採用しているので、ただ土壌の表面に流すという考え方の処理でなく、土壌中によく均一に行きわたるように処理することが必要である。使用量の幅が大きいので積算の算定にも問題が起こりうる要素を含んでいる。

建築物の腐朽防止法と大いに相違する点は、しるあり防除の場合に限っては、常識的に考えられる最高度の処理をしても、確実に被害を受けないという意味での保証（だいじょうぶだ、確かだと今後の無被害なることをうけあうこと）の点には確証は持てない。ここにも今後検討の問題がある。

（職業訓練大学校教授）

社団法人日本しろあり対策協会の将来

元 木 三 喜 男

本誌の会員のページの中に、技術・施工上の問題点、調査と営業との関連性、作業上の特殊経験、協会に対する希望、意見など、幅の広い話題を会員から提供して頂き、会員に、そして読者の間に興味深いページとして親しまれているのがこの欄である。森八郎委員長のもとに機関誌しろありの編集委員会があるが、その委員の1人として、この欄を大いに活用して頂きたいと望んでいる。本稿は題名からしても時折、本協会の批判のような言葉が出てくるかも知れないが、協会を思う切なる気持ちの表現と考えて頂き、御寛容の程を切にお願いしたい。

以下に本協会の現在の運営と将来どのような方向に向かって発展すべきかを私見として申し述べたいと思う。

1. 本協会の現状

(1) 会員の資格について

昨年3月従来までの防除士会員と法人会員を編成替えして、現在は三つの条件を備えた防除処理業者、しろあり防除薬剤メーカー、防除材料メーカー、ならびに上記3業種に加え、しろあり問題に関心を有する法人または個人の4種に分けて会員の資格基準を設けたことは適切な処置であったと思う。理由は従来までの会員は個人が多かったため、移動、廃業、転業が多いのに比べ、法人が主なる会員になったため、会員の把握が非常に容易になったものと思われるからである。

(2) 正会員しろあり防除処理業者委員会について

会長→執行部(理事会)→事務局→会員の連繫については、本協会の性格上防除を専業とする会員が圧倒的に多いため、とかく上部組織と会員とのつながりが弱い傾向があったことは周知の事実である。パイプつなぎのために上記委員会が昨年

12月18日に発足し、すでに本年4月19日、第1回の委員会が開催されたことは喜ばしい。本委員会が会員の希望を伝え、執行部にその実行を促す機関として、大いに活動して頂きたいと思う。

(3) 苦情処理委員会について

防除処理に関する対外的な苦情処理だけではなく、理事会に対する提案の上達、協会運営上の改善事項の処理事案の提出など、今後の活動が望まれる。

(4) 会員の声

この問題については種々の希望が多いと聞いている。現在まで総会や全国大会での発言について、じっくり吟味して対処する必要がある。元来社団法人なる公益法人は会費によって運営されているが、本協会は会費収入以外に薬剤認定申請料やその他の収入が多い。そのために会費を拠出している会員の声を忘れるような傾向があってはならない。また、会員も私語しないで、公的な機関を通じ、堂々と発言すべきであることは申すまでもない。苦情や希望の内容は種々雑多である。アカデミックでよいところもあるが、反面やや官僚的な運営が多いとか、理事会の運営について公報機関を通じて会員に明瞭に衆知されないとか……とかくの批判が多い。

2. 本協会の将来

(1) 法制化の必要性

昨年秋から不祥事件が頻発し、残念ながら当事者は除名処分または防除士資格のはく奪などの処分が決定された。私も本誌27号のこの欄に随感を寄せ、最後に法制化委員会の設置による規制の必要促進について大いに叫んだ。大会で何度、スローガンを掲げ、確認しても実際の運動を起さない限り、この道の実現は遠い。とにかく着手すべき

である。現に大都市においては、正に百鬼夜行、消費者の批判の声はきびしく、警戒の心は強い。防除士資格は自主規制であるがため、法的権威がないのが残念である。このような観点から理事会としては、もっと法制化への政治的な活動に目を向けなければならないと思う。そのためには理事会の議題に具体的に推進が上程されるべきであると主張してやまない。

(2) 理事の選出方法について

本協会の定款第13条（役員を選任）の条項に役員は正会員（法人にあってはその代表者）のうちから選任する……とだけあり、理事の選出に関する内規は全くない。慣行に従い、おおむねこの人にといいことで、草案ができ、その後は個人折衝になっているようである。本部と支部の関係、地域条件による人的資源などを考慮し、現在まで学識経験者、薬剤機材メーカー、防除業者から成り立っている理事の選出については、詳細に検討を要する問題ではなからうか。たとえば、上記の層から、それぞれ人数の割当などが考えられるし、選出内規などを設ける必要があると思われる。

(3) 理事会の在り方について

理事会の議案の上程は単に事務局の一方的な提案であってはならない。理事会は次期会合の検討議案について個々に十分な事前検討を行ない、議事の進行については慎重審議の姿勢の上に、積極的かつ前進的な歩みを続けるとともに、常に会員の発展に意を配らなければならないことは言うまでもない。理事は協会の運営全般に関し、会員の声を反映して正に重大な責任を持ち、また通常総会において円滑な討議と該当年度の反省とともに、次期年度の飛躍に対しても諸策の討議を推進する責任の追及からまぬがれるわけにはいかない。

(4) 本協会の特殊性

他にもこのような性格をもつ団体はないでもないが、本協会の会員は、先に述べた3種類の会員に分別されており、それぞれの会員の業態に相違点があり、したがって、思惑も異なっていることに気がつくのである。当然のことながら、根底となる団結意識はあっても、運営面について、事なかれ主義におちいり勝ちな傾向を見逃すわけには

いかない。特殊性格を有する団体は、必然的に組織ができたなら、その組織に魂を入れ、特殊な感覚をもって運営がなされなければならないと思う。以下にまとめの意味において協会に対する希望を述べさせて頂きたい。

3. 希望事項のいろいろ

(1) 事務局に対して

積極的な運営の実施と理事会の補佐、会員の相談を受けて立つ積極的な姿勢が一段と望まれる。理事会への提出議案は、慎重に、事前に各理事の意見を聴取して、会長の承認によって定められるべきである。

(2) 職員の内規（諸規定）について

職員の就業規則、給与規定、旅費規定などの諸規定が設立後の年数にしては、充実していないように思われる。事務の処理、外部との応待は、本協会の窓口としてきわめて重要であり、官僚臭を避け、民間団体である以上、万事民主的な運営が大いに期待され、また要望される。

(3) 理事会に対して

遠く沖縄から、九州から、往復の労苦は察するに余りあり、どの理事も多用の中を本会の運営のため、多大な時間を割いて上京しているので、五ヶ条の御誓文ではないけれど、広く会議を起し、万機公論に決すべしの明治天皇の名言が思い出される。各理事はもっと発言し、会長はこれをよく聴取し、事務局はこれをよく助け、有意義で実のある議事を取り決め、実行に移す必要がある。また議事内容の選定は、会議を左右する重要な基礎となることは言うまでもない。

(4) 会員に対して

(イ) 総会への出席が少ないこと

総会は改善と進歩のため最善の手段であり、機会である。長時間にわたって延々と続く総会は決して立派とは言えないが、短時間で形式的に終る総会は、決して自慢の種とはならない。特に事業計画の中の諸事項は、具体的に事業を進める基礎となる重要議案である。このような場所で、大いに発言があってしかるべきであると思う。

(ロ) 希望・要望事項は文書で

協会の運営に当って、種々要望事項があること

と思うが、このような場合は事務局宛、会長宛に文書で開陳すればよい。事の軽重に従って即時返答のできるものと、理事会にはかる事項に分けて、執行部はすぐに善処すべきである。

イ) 会員の結束

同じ道を歩む会員同志は、同一の目的をもって同一の協会に加入しているいわば同志である。互いにかばい合い、助け合い、英知を集めて、強固な団結が望まれる。会員の質は協会の質につながる。

ロ) 機関誌「しろあり」について

前文にも述べたとおり、会員のページを大いに活用して頂きたい。技術上の問題、要望事項、トピックス、随感随想、なんでも歓迎する。

おわりに

日本におけるただ一つの団体である(株)日本しろあり対策協会は、内にあるは今後の発展、外に対しては社会的な貢献を目指し、常に脱皮し、常に進歩し、常に前向きで、意見をきく窓口を開き、積極的な活動が望まれる。会長を中心として理事の皆様方、会員の各位が正に一体となって事業の目的に邁進しなければならない時機が到来している。支部、支所もまた、これに続き積極的な運動と中央への意見具申を活発に行って頂きたいと念願し、重ねて、文中のやや過ぎた文言に対し、お詫びの言葉を述べて本稿を閉じたいと思う。

(アペックス産業株式会社代表取締役)

しろあり防除施工士の必携書出版

「しろあり防除処理標準仕様書とその解説」

内 容

1. 木造建築物しろあり防除処理標準仕様書とその解説
2. 鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造のしろあり防除処理仕様書とその解説
3. 地下ケーブルしろあり防除処理標準仕様書とその解説
4. 建築物の燻蒸処理標準仕様書とその解説
 - (1) しろあり燻蒸士規程
 - (2) 建築物の燻蒸処理標準仕様書による燻蒸処理

危害防止措置規程

- (3) しろあり燻蒸処理業登録規程

頒布価格 ¥500 (送料 200)

発行所

社団法人 日本しろあり対策協会

申込先

東京都新宿区新宿2丁目5-10 (日伸ビル)

社団法人 日本しろあり対策協会

アメリカのPC業界月刊誌抜萃

柳 沢 清

アメリカのシロアリを含めたペスト・コントロール業界の月刊雑誌は、Pest Control, Pest Control Operator News, Pest Control Technologyの3誌があったが、PCO Newsは特にOperator Newsの題名のとおり、カリフォルニアの現場的ニュースとして興味深かったが、廃刊になって、現在は2誌しかない。

PC Technologyは4年前から刊行され、PCO Newsに代って西海岸の業界で評価を得ている業界雑誌である。

PC Technology 1977年2月号掲載のDr. Leon A. Daucoの論文“経営者の評価法”の抜萃を紹介しよう。

レオン博士はオハイオ州のジョン・キャロル大学の企業経営学の助教授で、同族企業や非上場会社の社長、オーナー、その後継者やマネジャーを対象に特別の講習会を各州で催し、会や人、課税、財産計画の管理分野でユニークな指導を展開して注目されている。

“経営者の評価法”のタイトルの副題として、次のように謳っている。

「企業オーナーは増幅する要求や機会に対応し、人事をすることによって、その企業の成長する複雑性とペースが合っているかどうかチェックすべきである。」

また論文中で上場会社等の大企業のマネジャーを対象とした著書は多いが、同族会社などの小企業のそれを対象とした論評が非常に少ないことを指摘しているが、日本の現状とも近い。ユニークな論評として業界オーナー諸氏のご参考に紹介するしだいである。

「経営者の評価法」

典型的な企業オーナー（これはPCOを含んで

いるが）は、いかに獲得するかだけを学び、いかに分配するかを学ばない。彼は働き方は学ぶが、教え方は学ばない。問題の解決法は学ぶが、処理できない問題に直面した時、他人からの援助を得る方法を学ばない。

オーナーは自身の経営教育を増大させる時、たいていの問題は、自身の設計であるという事実を受け入れることから始めなければならない。

第1の主要な問題は、本当に彼自身なのである。営業に対するすべての関係は、技術者のもので、経営者のものではなく、そして第1級の経営者になるために努力しなければならない態度や行動を変えることは苦痛の多い目覚めである。

しかし、彼は確かにその苦境にあって1人ではない。たいていの経営者は、ボスより少ない管理知識しかもたないで、ペスト・コントロール企業に入ってゆく。そして、もしボスが継続的な教育をしなければ、現在行なっている仕事の狭い視野をこえた仕事に関して多くの知識がえられない。ボスもいず、援助もなければ、以前の経営者であったにすぎないのである。会社が成長する時に、彼らもまた成長すべき時に、その行動を真に判断し、その発展を図示するすべを知らない。特に従業員は、その仕事の遂行がよいか、悪いか、重要でないのか、知るすべがないので、そのような雰囲気を見出すことは困難である。彼らが知っているすべでは、解雇されなかったということである。彼らの妻が離れなかったので、幸福な結婚をしたというのは少し僥倖なようである。

同族企業における行動の客観的評価は、しばしば困難であるが、それはオーナーが自身を含め、すべての職務に対し、仕事の説明を決して書いたことがないからである。オーナーは業務報告について標準制度を発展させなかったのである。オーナ

ーが好感を持った時、タイトルを分け与えたり、昇給させる代りに、会社が予期した経常利益より高い利益を出せば、賞与宣言をし、物事が巧いかなければ、事態を非難する。

“何処に機能があるか、マネジャーに示しなさい”

人々は男も女も個人企業の管理レベルで働きたがる理由は、機能により近くいられるからである。すなわち、彼らはその仕事の結果をみることができ、その努力の因果関係を直接立証できるからである。増加する給料を通してのみでなく、昇進の可能性や、仕事の濃密化、自己満足、参加意欲を通して創造することに助力した報酬のいくばくかにあずかることを示すより、マネジャーを動機づけるよりよい方法は何か。

彼に客観的にそれを示しなさい。会社の将来の成功に参加する気持を積極的に強化する組織図を明瞭に彼に示しなさい。

今日みられるたいていの管理動機づけの文章は、上場会社のマネジャーのために書かれてきたが、それは株式選択権、進出や部分譲渡の機会、その他種々の方策が追加動機力として利用できる会社である。主な動機づけ者たりうる成功した企業者は、一般に著者にならないから、個人経営の会社における動機づけについて書かれているのは少ない。もし彼がそうであっても、忙しく働いている日中やぎっしり予定の詰った夜のどの部分から孤独な多くの時間をこのような著作の要望に配分するだろうか。しかし、仕事に対し主な執行権のある技術者の役割で、彼は一貫して、しかも可能な時間の範囲内でマネジャーに対し生産的な一定量の情報を伝える能力と可能性を持っている。

けれども、企業オーナーが多くの有能なマネジャーを支持するために組織的構造を発展させないなら、よりよいマネジャーにするために重要な従業員の教育に時間をとることは無駄な投資である。かような構造を現わす技術的方法は組織図を通してである。組織図が重要である理由の一つは、法人と個人的関係を別々にする方法を提供するからである。オーナーが低賃金で長時間働くような従業員——友人や親戚の人——だけの数を増やすと、同族企業は低賃金の人手の早期な不足に

悩まされる。

数年後、これらの同じ人々が、しばしばまだ方々にいるが、彼らの助力は入ってきた場所、入ってきた時の段階では一般に最も役にたった。しかし、彼らは本当に専門的な管理能力は全然持っていなかったし、通常獲得もしなかった。企業が伸張した時、その組織は家族と外部の人との矛盾する混合となった。家族は取扱いに最も厄介なグループであるかもしれない。従業員であることに加えて、しばしば株主でもある。無能な親戚の従業員である株主をどう扱うか。

たいていの企業は1組の家族ペットをもつ余裕がある。もつ余裕のないものは、生活費を稼ごうとする1組の家族ペットである。もしオーナーが妻の未婚の妹を簿記係りとして雇いたい時は、彼女に小切手を送るだけの方が安上りであろう。組織を監視しようとして会計部門を彼女に邪魔させるべきではない。あるいは、もしチャアリー叔父さんが甥のペスト・コントロール会社で15年働いた後、他の何処でも働けないのなら、甥はチャアリー叔父さんをシベリア支店のマネジャーにすべきである。彼の生活費は給料として記載されるので、営業経費として政府の50%補助をうけ、情深い行為として彼は続けて雇われるが、どんな企業オーナーも活潑な組織の中で、ペットを養いながら会社を運営してゆくことはできない。非生産的な家族社員は本当に企業の中では場所がない。正直に図示すれば、組織図がこの問題を解決するのに役立つであろう。

“会社は書類をどう読むか”

組織図は企業オーナーに経営と人員の分野における決断と行動をきめるための明らかな材料を提供してくれる。さらに、それは会社の成長と発展を再調査するための類似の材料を主力マネジャーに提供する。彼が何処にいるか、何処から来たか、前進可能なのは何処か、そして、誰が彼を助けるか、をその図はマネジャーに教える。それは企業内の命令系統を示すメカニズムを提供する。

- 1) 何に対し誰が責任があるか。あるいはあると思われるか。
- 2) 誰に対して彼より上のレベルの仕事に対して直接責任があるか。

3) 仕事と責任の委任を含めて、彼の下に対して誰に援助を期待できるか。

4) 組織内で経験と地位をえた時、会社内で昇進できるのはどの地位か。

がその図でわかる。

個人経営の会社としては、図は株主、取締役、幹部、マネジャー、現場監督の適当な下降序列を入れるべきである。それは生産現場の段階までおりの必要はないし、売り場の女性や受付まで含める必要はない。加えて、その図は外部の相談役が企業の各部門の機能にいかにか影響するかを指示すべきである。たいていの同族会社は法律部門を常備としていなかったり、ある会社は経理部門も常備していないので、弁護士や経理士が実際にはその穴を埋める。彼を組織図に含めないと混乱するであろうというのは、その会社への彼の関与は強い管理ニューアンスを持っているからである。

組織図は世間に認められるものでなかったり、その内容がマネジャーグループに判っていないと非常に有効ではない。もし現場監督が退社したら、その名前は図から消され、後任者の名前が記入されるべきである。もし現場監督の退社で機構のその他の管理変化が起こったら、それはまた摘記されるべきである。

“ABCのように基礎的に作りなさい”

図は忠実に有益に作りなさい。各管理職は7に分けた個有の区切りを持たせなさい。すなわち、

- a) 地位の呼称
- b) その地位につく人の名前
- c) その人の年齢
- d) 会社の勤続年数
- e) もしあるなら、所有権の%
- f) 彼の家族関係

もし、ショックを与えなければ、図の各職務の横の枠内に給料や賞与やその他の付加給を記入しなさい。

この実験の結果は常に肝をつぶさせます。企業オーナーは組織内で真にすべてのことを客観的に知っている人がいかに少ないかをすぐ発見するが、それは彼らが今まで働いていたのはその会社でただ1個所だったり、オーナーは彼らに新しい

ことは何も教えなかったし、会社が本当にどう機能しているかを彼らに説明したことがなかったからである。

たいていの従業員はオーナーと殆んど同じ期間そこにおいて、学んだこと、オーナーから学んだことの何と少ないことか。新鮮な空気や思考が必要なことは以上のとおりである。真の展望のためには、企業オーナーは5年前、10年前に会社が創立した時と同じ図を書くのがよろしい。そのために最も参考になるのは、会社内における本当の人の成長不足を実証することである。

“現在何処にいるのか”

たとえば、そのPCOは過去20年間に重要なポジションでいかに多くの移動があったかを調査すべきである。セールス・マネジャーは会社が始まった時、その仕事をしてきた同じ人かどうか。もしそうでないなら、現在彼はどこにいるか、昇進したか、降等したか、あるいは組織内の横道にいるのか、彼の責任分野は増大したか、減少したか、同じに残されているか、何が彼の適格であるか、彼の報酬はどうか、それは忠実さに基いているか、在職期間や能力にふさわしいか。もし本質的に同じ人達が同じ地位において、しかもより多く金をとっているのなら、そのオーナーはマネジャーの人達を持っていないことになる。オーナーは彼が彼らより長生きすることを唯一の希望としていて一群の食客を持っているにすぎないかも知れない。

手遅れにならぬ中に、会社に新しい血を入れるため、再組織したり、退職させたり、新しい親兵が昇進するために旧兵に年金を与えたりする急激な処置を取らねばならないかも知れない。誰が退職すべきか、それは何時か。誰がさらに多くの責任や異なった責任を必要とするのか。図は全てのこれらのことを決定するのに役立つが、オーナー経営者は、きっぱりと事実を事実として認めて、それに対処しなければならない。

一般にその図の中で明かになる他の事柄は、その会社が過去10~20年に亘って成長してきたことである。10中8、9は、その成長は増大する複雑さをも伴ってきた。後方業務や需要や要求や技術的、非技術的知識量が増大したように、人生が20年

前、いや10年、5年前よりも今日は一層複雑になっていることを誰も否定しないであろう。組織図も企業の増大する複雑性を反映すべきである。かような諸指標は機敏な「企業オーナーが増加する要求や機会に対応し、人事をすることで、その企業の成長する複雑さにペースを合せてきたかどうか

かのチェックを速かに推進する。」悲しい例としては、企業がオーナーを乗り越えて成長した場合である。すなわち、企業がオーナーの横を通りすぎてゆき、オーナーは過去の遺物としてとり残されることである。

(本協会前理事、白蟻保険経済機構代表)

シロアリ予防の効力について

久保田 博

私はかつてシロアリ防除に関する問題で、宮崎市の有力建築士の方々と懇談会をもったことがあった。席上、シロアリ予防に関して最も熱心な某建築士に対し「あなたはシロアリ予防の効力に対してどのような評価をしておられますか」と問いかけてみたところ、しばらく思案の末、「気休めですな!!」との返事が返ってきた。この建築士と私はおよそ10年の付き合いがあり、彼が設計した住居は全部予防工事を施しておられることを思うとき、それ程でもない建築士や一般民衆の方々の予防効果に対する期待はおよそ想像に難くないような気がする。一方、私共業者の立場としては、予防駆除を生業として、それによって生計を立てているわけであるが、「気休め」を売って生計を立てているとは何とも情ないことではないだろうか。

私が本業に着手した昭和27年頃のシロアリ業は殆んど駆除業だけであって、予防工事など全く行なわれていなかった。治療のできる病気は予防ができないはずはないというのが医学の考え方であるとすれば、駆除のできるシロアリは予防ができなければウソだという着想で、私は一意薬品の開発と技術の練磨に専心して今日に至っている。

開業10年近くは随分失敗もし、幾度か再処理をしたことがあったが、本協会が設立されて以来、多くの学者先生が薬剤や技術の研究で私共を指導して下さった効果もあり、現在ではだいたい所期の効果を挙げるに至っている。シロアリ予防の効力も少なくとも流行感冒に対する予防注射と同程度の効力を期待したいのが私の念願である。万一、再発しても、被害は極めて軽微で、僅かの再処理で全治するというでなくてはならない。

前述の「気休めを売って生計を立てる」という情ない状態から早く脱脚して、一般住居人に対して、ほんとうに安心して予防工事をしてもらえるような信用ある具体的なデータを得る方法はないものかと思案していた矢先、昨年（昭和51年）5月、宮崎市の住宅生協から『およそ11年前に予防

工事をしたK東団地54軒とK西団地86軒の班長からシロアリ被害の調査をしてくれとの依頼があったが』と申出があった。私は多忙な時間を割いて喜んで、これに応ずることにし、各班長と生協の職員に立ち会ってもらった。私の予想では少なくとも5%以上の被害があるものと覚悟してかかった。予防に使用した薬剤は三酸化砒素を主剤とした粉剤を束柱の下部と土台の横に約1m間隔で穿孔して粉剤を充填する方法で極めて原始的なものであった。今から思えば、ヒヤアセの出るような幼稚なものだった。にもかかわらず、調査の結果は、風呂場出入口の木材部に、少々木腐れができ、そこにヤマトシロアリの被害の痕跡が見られたものが僅か2軒に過ぎなかった。同地区はシロアリの多発地区であることを考慮に入れると、この結果の素晴らしさに私自身が驚いたし、また安心もした次第である。此のような事実を何とかして社会に発表し、一般に知らせる方法はないものかと色々考えてみたところ、次のような事柄に思い当たった。第1、私自身の個人宣伝に陥る可能性があること。第2、予防工事をしたのも被害調査をしたのも私自身であって、第三者に対する信用度が欠けること。第3、立会人の生協職員、住居者の班長共にシロアリに関してはズブの素人であったこと。後から思いついたことだが、もし宮崎大学の専門の先生や、県庁の関係官に立ち会って頂き、彼らの手で社会に発表して頂いたら、一般的に大いに信用されるものができたのではあるまいかと。

後書き

以上、何だか尻切れとんぼのような文章で終わりましたが、実は右の事情を参考にして色々対策を立てて頂くのは、しろあり対策協会なり、あるいは行政当局等にゆだねるべき問題であって、たとえ意見があるにしても、私のような名もないき一介の業者が口にすべき事柄ではないと思い、あ敢えて書きつづれなかったしだいであります。

（西日本しろあり研究所）

「しろあり防除処理標準仕様書」についての要望

安 達 洋 二

今回、しろあり防除処理仕様書の改正に際して、少しばかり要望事項を述べさせていただく。「しろありの防除処理」の仕様書に対する改正の要望事項は、過日の中国支部総会の席上、森本博先生をお願いしておき、われわれ業者と多少の意見の相違もあり、先生に対して失礼な質問と、反論もいたしました。

さて、仕様書の改正要望事項は今回改正の仕様書に追加される「防腐処理」について少しばかり述べさせていただく。

木材に腐朽をきたす病原菌ともいべき木材腐朽菌（細菌による軟腐朽も含めて）は葉緑素を生じない下等の植物であって、同化能力をもたずかれら自体の発育の根源を既成の有機物の木材にもとめ、この菌類の栄養管である菌糸が木材の微細構造内に増殖して、菌類の出す酵素群（セルロース分解酵素を主として）によって木材繊維を侵害し、菌糸は木材の細胞膜を直接穿孔して、細胞から細胞に進行し、木材の微細構造の、細胞膜の表層、細胞質、核の三つを侵害し、ついに木材のほとんどを腐朽（木材劣化）せしめるとされている。

この腐朽の主因は、腐朽菌糸の酵素によるものであって、われわれシロアリ業者が昆虫のシロアリを薬剤で殺すと同じ考えで防腐処理を施工するとしたら、必ず将来、問題がおこるものと思われる。あくまでも腐朽菌糸の発育阻止（阻害）を目的とすべきであって、この防腐処理の名称に対して、業者間では予防、駆除の言葉を使用して簡単にシロアリの防除処理と、防腐処理を同一視して

いるが、この点も問題と考える。

防腐処理は機能的にみて、栄養を営む栄養菌糸の細胞内と、細胞外に出す酵素と、防腐剤の接触による酵素変性（酵素の破壊）によって、やがて菌糸の発育阻止によって生じる自己消化、すなわち溶菌現象を第一に考えねばならないのではなからうか。

この菌糸の溶菌には、薬剤が直接菌体にふれて細胞の致死、細胞構造の破壊、およびタンパク質の変性などがおきて、自己分解酵素による細胞の溶解する自己消化—溶菌現象がはじまるものと考えられる。

では、いかなる薬剤を使用して、木材の微細構造内に薬剤の結晶（結晶体でないものもあるが）を分布（存在）せしめ、菌糸に接触せしめるかが防腐処理の最難関と考えられる。また効果的な薬剤については、腐朽菌の繁殖機関の子実体から生じる胞子の発育阻止作用を発揮する材中の薬剤濃度も重要な問題であろう。

ではいかにして木材微細構造内に薬剤（防腐剤）を分布、存在せしめるのか。その薬剤浸透と、処理方法、効果的な薬剤（防腐、防菌）のご指導と、防腐処理仕様を示していただきたい。特に新築建物の防腐処理範囲と、その責任（防腐処理に対する保証）についても考えていただきたい。しかしながら、既設建物、特にモルタル塗りの準防火建物などに対する防腐処理はまず不可能と考えられるが、いかがなものでしょうか。

（農芸化学試験所）

第3回しろあり対策海外事情視察について

辻 本 正 博

昭和52年2月28日より3月5日（6日間）まで全国から17名が参加して行なわれた。訪問先はシンガポール、バンコック、香港等であった。

2月28日 朝7時に集合。

気温低く、寒さが身にこたえるが、待望の海外旅行で、皆はりきっている。

集合後、全員、添乗員（日本交通公社の坂下氏）より旅行中の注意説明を聞いた後、税関を抜け機内へと向かう。搭乗機の前にて記念撮影をすませる。

搭乗機（シンガポール航空 B-747）は、なごやかな雰囲気のうち一路シンガポールへ向かって飛び立った。所要時間は約11時間（台北、香港経由）程度である。

夕方シンガポールに着いたが、日本とまったく気候が違い（気温29℃）、全員冬着のため、まるでサウナ風呂に入ったような感じがしたが、ホテル到着までには身体が自然に馴れ、夕食後、全員自室へ向かう。

最初にシンガポールの気候、民族、現況の順に説明する。

気 候

赤道直下のため、さぞ暑くてたまらないと思いがちだが、海洋性気候の恩恵で、日中は平均気温30.5℃、夜間も23.6℃と年間を通じてほとんど変化がない。

また、シンガポールに雨季はなく、11月から1月にかけては、北東のモンスーンがもたらすスコールがある。それもザーッと来て、サッとあがるので、むしろ気温や湿度の調節に役立っている。日本の夏場の高温多湿の梅雨期に比べて、す

ごく過ごしやすい。

民 族

シンガポールは約225万人の人口のうち、76%は中国系、15%はマレー系、7%はインドおよびパキスタン系、残り2%はイギリス、ヨーロッパ人を主体に構成されている。典型的な多民族国家である。だが、だれもが、この多民族国家を構成する一員として、若い国家の建設にあたり、その繁栄のために全力をあげている。

現 況

シンガポール共和国は、大統領を首長とし、議会と首相および12人の各大臣により構成される内閣によって行政が行なわれている。そして政治、経済、労働分野での安定のうえに間断なく成長し、繁栄を続けている。

機械工業が生産高の半分以上を占める重要産業となり、衣料品から精密機器に至るまで、多くの生産品が輸出されて、国家の発展をささえている。また、世界最大の石油精製ならびに分配基地であり、電子機器を輸出し、造船および船舶修理の各分野でも世界的水準に達している。

3月1日 朝8時30分熟睡中であるが、モーニングコールで起こされる。食後、バスでジョーホールの観光に出かけたが、昨日の疲れか、身体全体がだるく、すっきりしない。車窓から見える建物、風景はパンフレットに出てくると大差ない。

昼食後、業務視察先である“国際ペスト・コントロール・サービス機関”（International Pest Control Service）

を訪問する。事務所に全員入れないので、レストランで懇談する。技術・施工などが話題となり、施工方法は日本とほとんど同様だったが、ガス剤などは使用せず、薬品もイギリス、ドイツより購入するということである。

施工料金は、保証施工面積などに規定がなく2、3社で一番安い業者に依頼するようである。国際ペスト・コントロール・サービス社では保証は1、2年までで、1㎡あたりの施工料金も決まっていないとのことだった。検査方法も月に1回は行なうなど、シロアリ防除その他においても日本と違い合理的である。防除会社設立においても公共機関に申請すれば、すぐにでも営業することができる。

レストラン懇談終了後、現地シロアリの巣（蟻塚）発掘にと出かけた。着いた所は学校の外庭であった。まったく被害するようなものはないが、現地人が作業を始めると、直径50cmぐらいの巣が出てきた。やはり巣の中には、日本のイエシロアリに似たアリが多数入っていた。中で私が手にしたのは体長40mm、体色淡白色の女王蟻である。推測では5年前後（日本のイエシロアリでは10年以上ではないかと思う）、そして兵蟻・体長8mm、



写真一 1 シンガポールで蟻塚発掘に出かける。



写真一 2 同上、発掘の現場。

体色は黄褐色、頭部黒褐色、職蟻は体長6mm、体色は透白色である。シロアリを日本へ持って帰れるだろうかと思いながら、採集を続けているうちに夢中になり、全員が団体行動をとらず、相手側に失礼になったのではないかと思ったが、施工後、マネージャー、施工員の方たちと、日本の技術、施工の比較など一緒に雑談することができ、よい勉強になったと思った。現地で国際ペスト・コントロール・サービス社と別れ、ホテルへ向かう。

3月2日 8時30分起床。朝食後、自由行動であったが、つぎの訪問先バンコックの下調べをする。

午後バンコックへと向かう（所要時間約2時間）。到着後、シンガポールの暑さより一段と厳しく、気温34℃にも達していると聞き、おどろく。ホテルに着くと、すぐ汗を流すためプールへと向う。日本は今ごろ雪かも知れないと思いながら、しばしプールで水泳を満喫する。

夕食後、待望のナイトツアーに出かける。見るもの聞くもの、すべてめずらしく、夜遅くなるまで時間を忘れてバンコックの町を楽しんだ。

バンコックの町はほとんど道路という

ものはなく、住宅や商店のほとんどが、天然の河川や人工の運河沿いに建てられている。このようなバンコックの姿をみた外国人が「東洋のベニス」と呼んだのも充分理解できると思われた。

真のバンコックの姿はモダンな高層ビルや、広い大通りの活気溢れる大都市ではなくって、昔ながらの水上生活が、大都市の威圧に屈することなく、生き生きと営まれていることだと思ふ。

3月3日 6時00、モーニングコールで起床。今日は水上マーケットの観光である。

運河をのぼっていくにつれて、国民の貧富の差がはっきりしてくるのを感じる。一方では大邸宅に住み、他方は運河で顔を洗い、風呂も川ですます。すべて運河に密着した生活である。

バス、鉄道はなく、交通機関としては水上バス（ボートに自動車エンジンを取り付けたもの）だけである。ちょうど通勤時間と重なり、大勢の人々が水上バスで勤務地へと向かっていた。水上マーケット観光後、暁の寺へ向かう。

船着場には、5～10才ぐらいの子供が陶芸品を売りにくる。日本では学校に通っている子供たちが、バンコックでは子供時代から商売を覚える。ここに後進国の悲哀を見たように思う。市内に入ると、交通機関はタクシーである。料金などはメーターがないために話し合いで決めるという。バスの料金にしても、0.5パーツ（約8円）程度で町から町へと行けるという。日本では想像もつかないことである。

エメラルド寺院見学の後、次の業務視察先ウェルカム社（Welcome Thailand Ltd.）へと向かう。会議室に入り、マネジャー Rolf Stahel 氏に紹介され、業務について香坂氏のバンコックにも協会はあるかとの質問から始まる。

Rolf Stahel 氏は、バンコックは貧富



写真-3 バンコックの蟻塚。

の差が激しく、シロアリ防除も日本のように多数依頼がないので、協会という組織もなく、主体は住宅機器を扱っているとのことであった。薬剤なども会社がイギリス系のため、イギリスより購入することである。懇談後、現地蟻塚へと向かう。イエシロアリの本巣が地上に見えるような感じがした。体長・色もイエシロアリとほとんど変わらないように思われた。巣を約30分ほどスコップで掘ったが、巣本体が固くて取れないので、あきらめることにした。まことに残念であった。

ウェルカム社で感じたことは、ビジネスは5時までという割り切った考え方である。5時過ぎると、質問もお断わりという。外国人特有の合理主義が私達日本人にはなじめない。5時でウェルカム社を出発しホテルへ向かう。

3月4日 バンコック空港から最後の訪問地である香港へ向かう。夕方、香港に到着したが、バンコックに比べて、とても寒い。まるで日本へ帰ったかのようなようであった。空港から九龍を通り、海底トンネルを抜けると香港島である。

ホテル到着後、すぐにビクトリアピークに登る。100万ドルと謳われる香港の夜景のすばらしさは、とても言葉では現わすことができないものであった。ビク

トリアピークで夜景のすばらしさを満喫した後、名物の水上レストランへと向かう。

レストランの内部は、まるで竜宮のように色とりどりで美しい。建物全体が電気によって輝いているのである。そして、各階には美しいマスコットガールが愛想をふりまいてほほえんでいる。食後、最後の夜になるので、町へショッピングに出かけることにする。

同じ商品でも、店によって価格が全然違うのには驚いた。ビールなども日本のメーカー品がたくさん出回っているのにはびっくりした。

今夜は皆、なごり惜しいのか、遅くまで町に出かけていた。東洋最大のショッ

ピングセンターと呼ばれている香港だけあり、さすがに何でも揃っているが、価格がまちまちで、夜などは、やはり現地のガイドを雇ったほうが無難だと思う。

今回の視察で感じたことは、旅行者、特に観光目的の人々のマナーの悪さなどである。他国においての習慣などをよく頭に入れた上で行動すべきだと思う。私も日本人の1人として反省すべき点も多いと思うが、この視察旅行が、将来きっとプラスになると感じている。

3月5日 タイガーバーム公園、難民アパート等見学の後、空港へ向かう。これからは一路日本へ向かって旅立つのみである。

(関チューガイ白蟻研究所姫路営業所長)

悪徳業者の営業防止に関する提言

友 清 重 孝

昨年は悪徳業者の逮捕というシロアリ防除業界にとって最悪の年であり、また、その報道による一般の高い関心からシロアリ防除の手控えが痛感されるのが今年の業界である。本協会としては、最初の事件の業者は非会員であり、他山の火事と受け止めていたところ、ついに会員の業者に司直の手が及ぶに至り、除名処分を行なったものである。われわれは、これらの一連の事件をみるに、関東地区での特異な一部の業者がひき起こした事件として除名処分をすることで「一件落着」としてよいものであろうか。全国各地で、これに類似のことが毎日なされているのが現状である。

- シロア리를床下に持込む。
- クロア리를シロアリと称して注文をとる。
- クイムシやその他の害虫をシロアリと称して注文をとる。
- 夏期のみ営業し冬には解散し、次年は別の名称で営業する。
- 技術の未熟のため、または故意に中途半端な防除をする。
- 保証（保障）などの社会的責任を果たさない。

等々……

このように反社会的行為をする業者が増大した理由は、

- (1) 建築基準法施工令、県条令等ができて行政指導が進むにつれ、シロアリ予防の市場が形成されてきたので需要が増えてきた。
- (2) 予防施工の具体的方法の仕様書や技術基準を定めてなく指導がなされていないので、各自思い思いに作業内容を行なってきた。
(協会の仕様書は標準仕様書であり、基準仕様書ではない。また、総花的であり、一般には理解し難いものである。)
- (3) 処理をする者の身分を国が定めていないの

で、誰でも自由に営業開始できる。

- (4) 薬剤について、国はその販売、取扱い、貯蔵に関する規制、指導（取締り）を行っていない。
- (5) 一方、協会は薬剤の認定を行なったが、上記の規制、指導、取締りを全く行なっていないので、誰でも自由に薬剤を入手することができる。
- (6) シロアリ防除を営むために必要な直接的な身分法以外の関係法令の研究がなされていない。

例えば、危険物関係法令に基づいて営んでいる者が全国でどれだけいるであろうか疑問である。

- (7) シロアリ防除施工士制度について抜本的な改革を躊躇してきた。
- (8) 協会は会員の資質を問わず、専ら防除士および会員の増大にのみ奔走してきた（会員が少なくないと国が本協会を顧みないと理由を聞いている）。
- (9) シロアリ防除業は薬物を使用し、そして技術的要求度が高い業種であるから、国民はその業を開くに当たり、法的なものに基づいていると思込み、業者を信じ（このことは国の行政を信じていると言っても過言ではない）、防除依頼をしているため、看板をあげれば受注することができた。
- (10) 一方、社会的責任を重んずる業者は自己の企業に自らをして「たが」を締めて対処するため、そうでない業者に比べ経費が入用で価格競争力が弱められ、悪貨が良貨を駆逐し始め、悪貨は益々助長することとなった。
このようにして、業者はますます雨後の竹の子のように増え続け、市場との需給バランスが崩れてきた。そして、これらの増え続ける業者は全く

の素人が始めるものが多く、本協会ではその実態をつかむことができないのが実情である。愛媛県では、5年前の昭和47年には9業者（当時防除士を有する企業は6業者、そのうち1業者は昨年倒産、そうでないもの3業者）であったものが、現在、本協会会員13業者、非会員15業者、合計28業者となり、5か年で実に3倍となってしまったのである。そして本年5月になり、愛媛県的生活センター建築住宅課、地方の市役所および各業者へ苦情が殺倒してきた。このため、建築住宅課の同席の上、6月18日本会の愛媛県支所の臨時総会を開いたものであるが、この会議で発表された問題は、

- (1) 倒産業者の後の保証ができない。
- (2) 施工内容の適否について
- (3) 非会員の横行

の報告があり、その後当社への苦情として、

- (1) 商号（屋号）を変更し、元の商号での保証を回避する。
- (2) 建築行政官の紹介として、セールス活動を行なっているのが迷惑である。
- (3) 代金は通常のものを受取りながら防除作業をしていなかった（当社の調べにより判明したため再度の工事を行なった）。

等であった。

上述のようなわけで、県当局も防除業界に対して何らかの行政介入を必要と認めたものであり、建設省との関係もあり、現在本部に協力を依頼しているものである。これは、さきの京都大会での決議に基づいて行動しているものであるが、本協会を中心に国および地方行政の窓口に対し積極的な行動をとる必要がある。この場合、単独立法として困難であれば、建設業法に定める業として追加規定する方法の検討が早道であると思われる。

これと平行して、本協会としても8月1日からの事務局の移転に伴い、本協会の専従として邁進し、今年は発想の転換を願いたいものと思ひ、次のような改革を提案するものである。

- (1) 現在の防除士は現場作業員としての資格であるから、この上に上級の管理防除士を定め、開業に当たっては管理防除士の在職を条件とする。
- (2) 防除士の技能試験に現場試験を導入する。

(3) 防除士の実務経験年数は正会員に在職の期間とし、その正会員が会員となった時点からの在職期間をもってする。

また、管理防除士の実務試験年数はシロアリ防除士の有資格者となってから3年間とし、試験も高度なものとする。

(4) 防除士の受験資格に係る法令の有資格者の条件を組み入れる（危険物丙種以上、特定化学物質の取扱者、毒劇物の資格が考えられる）。

(5) 正会員の登録については関係法令の遵守事項のチェックをする。

(6) これらの認定は本部と支部、支所の両方がこれに当たる。

(7) 非会員として営業していた者は、食員としての資格を満たしても入会することができないようにする（この理由は非会員として営業している期間は本協会の主旨に反する行為を行なっているものであるから当然のことであるが、この規定については一年間の猶予期間を設け、救済措置を行なうことが必要と思う）。

(8) 本協会の認定した薬剤は正会員に販売し、正会員が自己の防除業務に用いる場合にのみ認定の標示（協会は標示ラベルを販売する）をした薬剤を販売できるものとする。その理由は、現在非会員は肩書きに本協会の会員標示ができないので「認定剤使用」と標示している者がおり、一見、会員のようにみせかけている業者がいる。

また、われわれ会員は相互に非会員に販売しているような薬剤メーカー、または薬販業者との取引は中止すべきである。もし薬剤が入手できなければ不良業者の発生は不可能となる（不良業者の除名規定もここではじめて有効な作用をする）。

(9) 薬剤メーカーは防除業者の保証（保障）に連帯で責任を持つこと。

われわれ防除業者が技術を駆使して防除を行なっても、薬剤が不良であれば、その効果は期待できないものであり、現行では防除業者の責任負担は薬剤メーカーの分まで行なっ

ていることとなっている。また一方、薬剤メーカーも自己の薬剤について、国民にその効果の責を果す義務もあるのではなかろうか。そして、このシステムにより不安定な業者への薬剤の販売は自粛されることになり、不良薬剤の排除にもなるものである。

以上を提言するものであるが、本協会は社団法人であるので、排他的行為はできないとか、独禁法に抵触するなどのご意見を盾に殻を閉ざす人もいるかと思われる。しかし、われわれのまわりの

各種の業者を見渡すと、そのほとんどが何らかの法令によって規制を受けており、全くなんの規制も受けない業種を探すのが困難ではないかと思われる。これらの各種の業法は国民の立場から国民の生活を守るために規制されているものであり、われわれの自主規制についても、この点に立脚して対処すべきであると思う。

最後に、本協会に入会しないのを誇りに喧伝している者がいることをつけ加えておきます。

(株式会社友清白蟻, 代表取締役)

第20回通常総会報告

日時 昭和52年3月10日(木)午後2時～5時

場所 東京農林年金会館

東京都港区芝西久保巴町36-1

議題

- 第1号議案 昭和51年度会務および事業実施報告について
- 第2号議案 昭和51年度収入支出決算承認について
- 第3号議案 昭和52年度事業計画案の承認について
- 第4号議案 昭和52年度収入支出予算案の承認について
- 第5号議案 役員、顧問および参与の改選について
- 第6号議案 定款の一部改正について
- 第7号議案 会員の除名処分について

議事経過

(司会者) 只今より第20回通常総会を開催する。総会成立の定足数充促状況を報告。

次のとおり報告し、総会成立した旨を告げる。

総会構成会員 863名 定足数 432名

出席会員45名(遅参者を含める) 委任状 442名
計 486名

(芝本会長 挨拶)

芝本会長挨拶あって、議事に入る。

定款の定めるところにより芝本会長議長席につく。

(議長) 議長の挨拶あって、議事録署名人を栗本修、西部陽三郎両氏にお願いする旨をはかり、全員異議なく承認

(全員賛成)

それでは、第1号議案「昭和51年度会務報告及び事業実施報告について」ならびに関連がありますので第2号議案「昭和51年度収入支出決算書の承認について」を一括提案する旨を告げ、事務局より説明願います。

(事務局) 資料朗読説明 1～28頁

(議長) 只今の説明に対し質疑ないかをはかる。

(高木) 昨年も剰余金が多かったが、本年もこれにまして多過ぎる。予算のたて方がルーズの様に思われる。基本財産に積み立てた金は使えなくなると思うが何んでも大きな金を積み立てるのか。

特別会計剰余金は、課税の対象となると思うが一般会計でも余り多くなるとその危険があるのではないか。

(他団体でその実例があった)

(事務局) 剰余金が多く出たのは、収入予算を辛く、支出予算を安全に見た結果であり、予定事業を実施しない

で残したものでないのので了承願いたい。

基本財産は、必要があれば総会の決定で取りくずし使用出来る。余裕金がある場合、協会の経済的基盤確立のため特別目的のない積み立てをすることは望ましいと考える。1,000万円程度の金はそれほど大きい金額ではない。特別会計の収益残は課税対象であるが一般会計の割掛けでむしろ赤字となる。一般会計の剰余金は、その金額が大きいからと云って課税の対象とはならないが、協会としての剰余金が余り多過ぎることは好ましくないので充分注意する。

(近藤) しろあり防除相談の内容と、その処理の実態と新聞その他啓蒙活動について地方ではどうしたものか。広報されたか分らない。機関誌に再録してほしい。

(事務局) 前々年度までは、東京地区の団体に相談事務を委託して実施したが現在はこれを取り止め協会に直接受けている。内容は、業者の照会と技術的相談である。業者の照会に対しては、当該地域の正会員名簿を無償交付している。

しろありキャンペーン記事の機関誌「しろあり」に掲載は考慮する。

以上で質疑終了

(議長) 第1号議案及び第2号議案異議ないかをはかる。

(異議なしの声)

御異議ないものと認め本案は承認された。

続いて、第3号議案「昭和52年度事業計画案ならびに関連議案として第4号議案昭和52年度収入支出予算案の承認について」を提案する。事務局より説明願います。

(事務局) 資料朗読説明 29～38頁

(議長) 只今の説明に対し質疑ないかをはかる。

(西部) 大会宣言決議実現のための経費はどうなっているか。又補助金交付対象に支部支所と同様関東しろあり防除協会にも交付出来ることを考えて欲しい。

(事務局) 大会宣言決議実現のための経費として、宣言決議の印刷製本及び通信運搬的経費は大会開催費に入っている。その他の運動費的経費は計上していない。支部支所以外の団体をこれと同じ扱いはしていないが理事会が認めれば考慮することができる。

(田口) 汽車の都合で遅れて来たので、第1第2号議案について質問したい。支部活動費用が不足して充分に活動出来ないのが現状である。本部に剰余金が多くあるので本支部一体化の立前から支部に充分の交付金を支給して欲しい。人件費の支出内容、支部交付金の支部別内容を明確に説明して欲しい。

本支部一体化の提案として、正会員入会の際は支部長

又は支部会員2名以上の副申添付を条件とすることを考慮して欲しい。

(事務局) 支部交付金は、当該支部納入会費の10分の4を交付している。交付率を引上げて欲しいということと考える。機関で検討する。

人件費は、一般会計3名、特別会計1名、社団法人日本住宅協会の事務局規程に準拠している。

支部交付金の内訳は、別途連絡する。

議事進行について提案

種々関係ある意見があるので、本日の議事全部を提案して問題のないところから標決して欲しい。

(議長) 只今の提案のとおり全議案を一括提案してよろしいですか。

(賛成の声)

それでは、第5号議案、第6号議案、第7号議案いたします。

第5号議案「役員および顧問、参与の改選について」を提案いたします。現在の役員は、昭和52年2月27日を以て任期満了となりましたので本日総会において選任することといたしたい。選任方法は如何取計らいますか。

(栗本) 執行部に原案がありましたら御提示願いたい。

(賛成の声)

(議長) 執行部原案を提示願います。

第6号議案は本案との関連がありますので説明願います。

(事務局) 第6号議案「定款の一部改正案について」

資料朗読説明 40頁

(議長) 続いて、第7号議案「正会員(しろあり防除処理業者)の除名処分」を提案いたします。

事務局より説明願います。

(事務局) 資料朗読説明 41頁

(議長) 提案議案全部について、御質疑ありましたら御意見を願います。

(山根) しろあり防除処理業務基準の調査チェックリストを本部で一括して印刷して欲しい。研修会日程に余裕を持たして欲しい。地域的に細分して実施して欲しい。

(田口) 本支部会員一体化のための具体的措置を考慮して欲しい。決算書に人件費を明記して欲しい。

総会に会員を動員する態勢を考えて欲しい。

(西部) 協会々員の待望するしろあり予防処理の法制化及び技術者の法制化の最近の動向についてを説明されたい。

(近藤) 地域的に好ましからざる会員が入会している。入会チェックの方式を考えて欲しい。東北、甲信越で支

部結成を進めているが理事に立候補してよろしいか。

(西部) 本支部会員の一体化として支部活動による会員のメリットを考えてやれば入会負担金を分担すると思う。

(吉野) 協会は従来の協議会的体質から圧力団体として活動すべきである。

以上の諸要望に対し、事務局より次のとおりの説明がある。

(事務局) しろあり被害調査チェックリストは本部で一括印刷を考慮してもよい。

本支部会員一体化のための入会に、支部長又は地元会員の紹介制度は考慮に価する提言である。

支部組織が出来ない現状で理事立候補はおかしい。組織が出来たその時の状況で考えるべきである。

しろあり予防処理の法律上の義務化は、現行政令で充分であるとの見解が強いが防除士の法制化と共に協会として努力を続ける。中央折衝だけに任せないで地方側の積極的な努力が望ましい。

(議長) 意見も出揃ったと思いますので採決いたします。

第7号議案「正会員(しろあり防除処理業者)の除名処分について」を採決します。

(異議なしの声)

第7号議案は承認されました。

(拍手)

続いて、第6号議案「定款の一部改正について」を採決します。

(異議なしの声)

第6号議案は承認されました。

(拍手)

続いて、第5号議案「役員および顧問、参与の改選について」を採決いたします。

(異議なしの声)

御異議ないものと認め本案は執行部原案どおり承認されました。

(拍手)

続いて、第3号議案「昭和52年度事業計画案の承認について」及び第4号議案「昭和52年度収入支出予算案の承認について」を採決いたします。

(異議なしの声)

御異議ないものと認め両案は承認されました。

以上で本日の議事は、全部終了いたしました。

議長不慣れのため時間を要しましたが却て皆様の卒直な意見を聴くことができました。

皆様の御協力に対し厚く御礼申し上げます。

閉 会 午後5時

上記、議事録が正確であることを証するため議事録署名人が署名捺印する。

昭和51年3月10日

議 長 芝 本 武 夫
議事録署名人 栗 本 修
西 部 陽三郎

第1号議案

昭和51年度会務および事業実施報告

1. 会務報告

1-1 会員の状況

51年度会員制度改正後の新会員数

会 員 種 別	51.12.31現在	備 考
正会員	防除処理業者	469
	薬剤製造業者	43
	防蟻材料業者	4
	個 人	343
計	863	
賛 助 会 員	8	
合 計	871	

1-2 諸 会 合

理事会および各種委員会開催

昭和51年1月以降の理事会および各種委員会の開催状況は次のとおりである。

理 事 会

第1回理事会 昭和51年1月30日(金)

於 レストラン立山

出席者 芝本会長、前岡、森両副会長、森本、河村、山野、豊田、内田、亀崎、元木、前田、酒徳、桑野、川田、吉野、香坂

委任状出席者 野村、西本、伊藤、清水

議 題

1. 昭和50年度収入支出決算について
2. 昭和51年度事業計画案について
3. 昭和51年度収入支出予算について
4. 昭和51年度防除士受験資格指定講習会開催計画について
5. 昭和51年度防除士資格検定試験の実施について
6. 薬剤認定審査結果報告について
7. しろあり防除処理基準安全対策について
8. その他

第2回理事会 昭和51年5月15日(土)

於 虎の門共済会館

出席者 芝本会長、前岡、森両副会長、森本、元木、豊田、吉野、山野、川田、酒徳、西本、内田、河村、香坂

委任状出席者 野村、桑野、伊藤、前田、清水、酒井、星、亀崎

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査結果報告について
2. 昭和51年度実施しろあり防除施工士資格検定試験結果について
3. 支部、支所設置基準改正案について
4. 昭和51年度後期事業計画案について
5. 正会員入会資格基準案について
6. その他

第3回理事会 昭和51年10月15日(金)午後2時

於 レストラン立山

出席者 芝本会長、前岡、森両副会長、森本、檜垣、山野、酒井、豊田、内田、星(代理)、亀崎、元木、香坂

委任状出席者 野村、伊藤、神山、清水、河村

議 題

1. しろあり防除処理の不正事件発生に対する協会の措置について
2. 防除施工士資格検定試験線上実施について
3. しろあり防除処理業務基準(案)について
4. しろあり写真全国コンクール開催(案)について
5. しろあり防除薬剤認定結果報告について
6. しろあり防除薬剤の内容分析調査について
7. 正会員業種別部会の設置について
8. 陳情について
9. その他

第4回理事会 昭和51年11月26日(金)午後2時

於 レストラン立山

出席者 芝本会長、森副会長、森本、河村、檜垣、香坂、豊田、前田、亀崎、元木、伊藤、酒徳、内田、河田、吉野、桑野

委任状出席者 前岡、山野、酒井、西本、清水、野村、神山

議 題

1. くん蒸土検定試験合格者決定について
2. しろあり防除薬剤認定結果報告について
3. 正会員業者別部会委員会規則の一部改正および委員選任について
4. 全国写真コンクール審査委員会委員選任について

5. 第20回しろあり全国大会実施計画について
6. 事業費補助実施要領(案)について
7. しろあり防除士の資格はくだつについて
8. しろあり防除施工士規程一部改正について
9. 沖縄県支部設置について
10. その他

第5回理事会 昭和51年12月18日(土)午後4時

於 レストラン立山

出席者 芝本会長, 前岡, 森両副会長, 森本, 河村, 山野, 香坂, 前田, 伊藤, 酒井, 吉野, 檜垣, 内田, 亀崎, 神山, 元木, 川田

委任状出席者 清水, 野村, 西本

議 題

1. 正会員業者別委員会処理業者委員選任について
2. 第1回しろあり写真全国コンクール審査結果について
3. その他

第1回企画調査委員会 昭和51年1月21日(水)

於 レストラン立山

出席者 芝本委員長, 前岡, 森本, 神山, 亀崎, 前田, 香坂

議 題

1. 予算編成基準案について
2. しろあり防除処理業務基準案の安全対策について
3. その他

第2回企画調査委員会 昭和51年2月27日(金)

於 レストラン立山

出席者 芝本委員長, 前岡, 森, 森本, 前田, 香坂

議 題

1. しろあり防除処理業務基準安全対策案について
2. 第19回全国大会宣言決議案について
3. その他

第3回企画調査委員会 昭和51年4月27日(火)

於 霞山会館

出席者 芝本委員長, 森, 森本, 河村, 豊田, 亀崎, 前田, 香坂

議 題

1. 第19回通常総会における会員提言事項の検討について
2. 各種行事の開催計画案について
3. その他

第4回企画調査委員会 昭和51年8月2日(月)午後2時

於 レストラン立山

出席者 芝本委員長, 森, 森本, 神山, 豊田, 亀崎, 香坂

議 題

1. 団体および会員の要望事項の検討について
2. その他

第5回企画調査委員会 昭和51年11月4日(木)

於 レストラン立山

出席者 芝本委員長, 前岡, 森, 森本, 檜垣, 豊田, 亀崎, 香坂

議 題

1. しろあり防除処理監査制度について
2. 正会員業者別部会委員候補者選任について
3. しろあり写真全国コンクール審査委員会委員候補者選任について
4. 第20回全国大会実行計画案について
5. その他

第1回防除士資格検定委員会 昭和51年5月8日(土)

於 当協会6階会議室

出席者 前岡委員長, 芝本, 森, 森本, 河村, 雨宮, 神山, 山野, 飯倉, 香坂

議 題

1. 昭和51年度実施防除士資格検定試験審査について
2. その他

第1回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年1月30日(金)

於 レストラン立山

出席者 河村委員長, 森, 森本, 布施, 香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. その他

第2回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年4月7日(火)

於 霞山会館

出席者 河村委員長, 森本, 森, 布施, 香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. その他

第3回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年7月2日(金)午後3時

於 レストラン立山

出席者 河村委員長, 森, 森本, 布施, 神山, 香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. 特定化学物質等作業主任者選任について
3. しろあり防除認定薬剤の審査について
4. その他

第4回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年8月10日(火)午後2時

於 レストラン立山

出席者 河村委員長, 森, 森本, 神山, 布施, 西本,
香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. 認定薬剤判定について
3. その他

第5回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年10月15日(金)午後1時

於 レストラン立山

出席者 森委員長代, 森本, 布施, 香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. 薬剤業者の要望について
3. その他

第6回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年11月26日(金)午後1時30分

於 レストラン立山

出席者 河村委員長, 森, 森本, 檜垣, 香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. その他

第1回しろあり防除処理仕様書検討委員会

昭和51年7月2日(火)午前11時

於 レストラン立山

出席者 森本委員長, 森, 河村, 神山, 吉野, 内田,
亀崎, 香坂

議 題

1. しろあり防除処理仕様書検討について
2. その他

第1回機関誌等編集委員会 昭和51年5月15日(土)

於 虎ノ門共済会館

出席者 森委員長, 森本, 豊田, 香坂, 山野, 元木

議 題

1. 機関誌「しろあり」No.26 刊行について
2. その他

第2回機関誌等編集委員会

昭和51年10月15日(金)午前11時

於 レストラン立山

出席者 森委員長, 森本, 山野, 豊田, 香坂

議 題

1. 機関誌「しろあり」No.27 刊行について
2. その他

第1回しろあり被害調査委員会 昭和51年1月30日(金)

於 レストラン立山

出席者 前岡委員長, 亀崎, 元木, 前田, 吉野, 川
田, 香坂

議 題

1. しろあり被害調査実施方法について
2. その他

第2回しろあり被害調査委員会 昭和51年2月17日(火)

於 レストラン立山

出席者 前岡委員長, 酒井, 亀崎, 元木, 香坂

議 題

1. しろあり被害調査依頼について
2. その他

第1回表彰委員会 昭和51年2月27日(金)

於 レストラン立山

出席者 芝本委員長, 前岡, 森, 香坂, 前田

議 題

1. 昭和51年度表彰候補者審査について
2. その他

第1回くん蒸士検定委員会

昭和51年10月26日(火)午前10時

於 当協会6階会議室

出席者 森委員長, 森本, 河村, 香坂

議 題

1. 昭和51年度実施くん蒸士資格検定試験審査につい
て
2. その他

2. 事業の実施報告

2-1 第19回しろあり対策全国大会開催報告

第19回しろあり対策全国大会は昭和51年3月8日(月)午前9時30分より東京農林年金会館において全国より約320名の参加を得て開催された。

会は10時芝本会長の開会の挨拶があつて、建設省住宅局長代理、建築指導課長補佐石沢昭信氏・東京都主都整備局長代理、東京都首都整備局建築指導部指導第一課長戸城正博氏の祝辞があり、続いて各方面から祝電披露が行われた。続いて恒例によるしろあり関係功労者の表彰状授与式が行われ、会長より今後の一層の御健闘を祈る旨の挨拶があつて議事に入る。はじめに議長選任をはかり、司会者一任を得て森本博議長を指名、議長の挨拶があつて参加者より提案を受ける。別記各氏の提言をとりまとめ宣言決議案を提案、万場拍手で原案どおり採択された。続いて講演会に入る。はじめに当協会副会長、慶応義塾大学経済学部教授森八郎氏の「関東地方しろあり

事情」を中心にしてしろありの種類及びその現状について蘊蓄をかたむけられた。終って昼食休憩に入る。13時30分講演会を再開。中小企業診断協会東京支部理事、立正大学講師上原学氏の「経営幹部のリーダーシップ」についての講演があり企業経営者としての心構いについて指導啓発された。

これで講演会を終り、続いて研究会に入る。はじめに「しろあり防除処理業務基準案」提案、本案がしろあり防除処理企業者委員会で検討されている段階であるが、一応、今日までまとめたものを前岡委員長欠席のため香坂事務局長より披露参加各位から本案にもり込む内容、その他を提言してもらいたい旨を告げ、なお今後の協力を求める。続いて「枠組壁工法」のしろあり事情について」森本博、神山幸弘、両理事の司会で提言を求める。はじめに参考として「枠組壁工法の建設記録映画」上映。神山幸弘理事から補足説明があり提言を求める。参加者から本工法に対するしろあり防除処理実施体験についての提言があり、森本博理事より在来工法に比し本工法の脆弱性を補う特別処理仕様書の検討の要ある旨を提言、今後の協力を求める。

終って森八郎副会長より本大会が有意義に終了した旨の閉会の挨拶あり。小憩の後、協会主催の立食パーティを開催。会長挨拶あって中島顧問乾杯音頭をとり懇談会に入る。宴たけなわで恒例のお国自慢の披露が行なわれ午後8時和気あいあい裡に終了した。

宣言決議、表彰者氏名、祝電提供者は次のとおりである。

宣 言 決 議

しろありの被害は、官公民一体の努力にかかわらずその生息範囲を益々拡大し、今や、わが国全土に及んでいる。このときにあたり、木材資源の確保と建築物の耐久性の増進をはかることは、誠に緊要な施策である。

当協会は、昭和34年以来全国団体として、このことの重要性を認識し、一般への啓蒙と防除の適正に努力してきた。この現状に対しこれが効果を、一層引き上げるため、次の実現を強く要望する。

記

1. 国および地方公共団体は、しろあり被害の実態を把握し、しろあり対策を強力に推進すること。
2. 国は、建築物を必ず防蟻処理することを法律上の義務とする旨、関係法令に明確化すること。
3. 地方公共団体は、地域住民の生命、財産を守るため建築物の防蟻処理義務を地方条例に明確化すること。
4. 住宅金融公庫は、住宅金融公庫法による融資住宅の建設に際し、防蟻処理を融資の条件とすること。

5. しろあり防除処理企業およびしろあり防除処理技術者の資格を法制化すること。

第19回しろあり対策全国大会の総意にもとずき決議する。

昭和51年3月8日

第19回しろあり対策全国大会

表 彰 者 氏 名

氏 名	職 名	表彰事由
黒木猪三郎	宮崎県住宅公社課長 補佐	協会業務運営
新盛 明道	都城市建築係長	同 上
久喜 広一	防除士(和歌山県)	表彰内規2条1, 2
井上 繁俊	防除士(大阪府)	同 上
石丸 力雄	同 上(広島県)	同 上
峰崎 貞義	同 上(宮崎県)	同 上
城下 好	同 上(//)	同 上
金丸 正身	同 上(//)	同 上
右田 光雄	同 上(鹿児島県)	同 上
揚村 達郎	同 上(//)	同 上
以上 10名		

祝 電 提 供 者

日本木材保存協会	会 長	迫水 久常
日本木材防腐工業組合	理事長	角 武夫
日本ベストコントロール協会	理事長	元木三喜男
日本しろあり防除協会	理事長	亀崎 初蔵
関東しろあり防除協会		
東京都しろあり防除協会		
徳島県しろあり協会		
宮崎県しろあり防除協会		
鹿児島県しろあり防除協会	会長	
2-2 第4回(昭和51年度)		

しろあり問題ゼミナール開催報告

第4回(昭和51年度)しろあり問題ゼミナールは9月16日(木)13時より17時まで翌17日(金)午前9時より16時まで和歌山県高野町中央公民館に於て全国より約100名の参加を得て開催されました。会は芝本会長の開講の挨拶があって講議に入りその日程は下記のとおりであります。

受講者は終始熱心に聴講され、各講師に対しても質議応答を交わし、実りある研修を終了いたしました。

日 程

第1日 9月16日(木)		
13:00-13:10	開講の辞	会 長 芝本 武夫
13:10-14:00	木造建築物と建築行政	建設省住宅局建築指導課課長補佐

吉田 正良

14:00-15:00 しろあり被害の現況とその対策
日本特殊建築安全センター

常務理事 前岡 幹夫

15:00-17:00 建築物の虫害
慶応大学経済学部教授 森 八郎

第2日 9月17日(金)

9:00-10:00 防除薬剤の現状
東京農業大学農学部教授

河村 肇

10:00-11:30 建築用材の防腐防虫処理とその性能
京大木材研究所 西本 孝一

11:30-12:00 質疑応答 河村 肇・西本孝一

12:00-13:00 昼 食

13:00-15:00 建築物防虫防蟻問題
職業訓練大学教授 森本 博

15:00-15:10 閉講の辞 常務理事 香坂 正二

2-3 第1回しろあり写真全国コンクール審査結果発表

上記コンクールは会員多数応募を得て予期の成果を上げることができた。応募状況及び審査結果は次のとおりである。入賞作品以外にも中によいものがあり紙一重で入賞からはずれたものがあり誠に残念なものがあった。次の機会に傑作を期待したい。

1. 応募状況

件数 28件 提出点数 167点
被写体別 しろあり 22点 被害状況 126点
防除処理 17点 その他 2点

2. 審査結果

特選(1点) イエシロアリ4枚1組 山野勝次
1位(2点) 玄関壁の巣 吉田鬼知郎, ヤマトシロアリの羽アリ 橋本 智
2位(3点) 下駄裏のヤマトの被害2枚1組 桑野田郎, 大引の被害 橋本 智, イエシロアリのアカマツ被害 西本孝一
3位(5点) 飛び出し直前の羽アリ 大藪豊広, ヤマトシロアリの被害 山口秋美, シロアリ群団 田中英次郎, 橋脚の被害 前田保永, 土台の蟻道 桑野田郎
佳作 桑野田郎3点 前田保永3点 大藪豊広3点 津野治水2点 望月喜久男, 西本孝一, 山下節, 東芳弘, 田中英次郎, 近田昇, 吉田鬼智郎, 山口秋美, 橋本智

2-4 しろあり防除薬剤の分析調査について

従来しろあり防除薬剤については認定のまま放置されていたが本年度より主成分その他の構成が申請どおりになっているかを確認するため市販品により内容分析を下記のとおり実施している。

記

1. 調査対象薬剤

	認定No.	薬品名
予 防 剤	1059	ウッドリン20
//	1060	サンプレザー0
//	1062	エンバーウッドCB-300
//	1068	アリハッケン0
//	1069	オスモグリ
//	1070	ブチノックス
//	1072	ホリイワニット油剤
//	1074	アントムエース
//	1075	アリノック油剤
//	1076	アリコロバーK

2. 委託先

東京農業大学林学科林産化学研究室
財団法人 建築研究協会
近畿大学農学部林産化学研究室

2-5 しろあり防除薬剤の認定状況

区分	番号	商 品 名	会 社 名	認定年月日	
予 防 剤	1084	ウッドクリーンO	日本マレニット㈱	昭和51. 1.31	
	//	1085 アンタイザーD-2	㈱協立有機工業研究所	"	
	//	1086 エンバーウッド油剤DX-300	神東塗料㈱	"	
	//	1087 ウッドキングC	サンケイ化学㈱	"	
	//	1088 アリダウン油剤A	松下電工㈱	51. 5. 15	
	//	1089 アリホート油剤	㈱回商事㈱	"	
	//	1090 アリガード油剤	明治薬品工業㈱	"	
	//	1091 リクトールO	ケミホル㈱	"	
	//	1092 エーデン-O	東洋木材防蟻㈱	51. 8. 16	
	//	10 3 フマキラーアリキラー油剤	フマキラー㈱	"	
駆 除 剤	//	1094 ブチノックス-T C	㈱コシイプレザービング	"	
	//	1095 バルトンPO	㈱アンドリュース商会	"	
	//	1096 テルメスGO	イカリ消毒㈱	"	
	//	1067 アリアンチ	三 共 ㈱	51.11. 26	
	//	1098 ホームアンタイザーD	㈱協立有機工業研究所	"	
	予 防 剤	2083	ウッドクリーンO	日本マレニット㈱	51. 1. 31
	//	2084	ウッドクリーンC	同 上	"
	//	2085	エンバーウッド油剤CX-300	神東塗料㈱	"
	//	2086	ウッドキングC	サンケイ化学㈱	"
	//	2087	アリダウン油剤A	松下電工㈱	51. 5. 15
//	2088	アリホート油剤	㈱回商事㈱	"	
//	2089	アリガード油剤	明治薬品工業㈱	"	
//	2090	アリガード乳剤	同 上	"	
//	2091	ネオアリガード乳剤	同 上	"	

区分	番号	商品名	会社名	認定年月日
取除剤	2092	リクトールO	ケミホルツ(株)	昭和51. 5. 15
"	2093	フマキラーアリデス油剤	フマキラー(株)	51. 8. 16
"	2094	フマキラーアリデス40乳剤	同上	"
"	2095	ブチノックスTC	(株)コンイブプレザービング	"
"	2096	バルトンEN	(株)アンドリュース商会	51.10. 15
"	2097	アリハッケン 80	大阪化成(株)	51.11. 15
"	2098	テルメスGO	イカリ消毒(株)	"
"	2099	アリアンチ	三共(株)	51.11.26
土壌処理剤	3051	ウッドクリーン	日本マレニット(株)	51. 1. 31
"	3052	五バコウッド乳剤	神東塗料(株)	"
"	3053	ウッドキングA	サンケイ化学(株)	"
"	3054	エバーウッドC末	神東塗料(株)	"
"	3055	アリホート乳剤	鶴岡商事(株)	51. 5. 15
"	3056	ネオアリガード乳剤	明治薬品工業(株)	"
"	3057	リクトールTM	ケミホルツ(株)	"
"	3058	テルメスサンド	イカリ消毒(株)	51. 8. 16
"	3059	エーデンW	東洋木材防蝕(株)	"
"	3060	フマキラーアリデス	フマキラー(株)	"
"	3061	ドルサイド	日本農薬(株)	"
"	3062	コンタロールD	(株)コンイブプレザービング	"
"	3063	テルメスE	イカリ消毒	51.10. 15
"	3064	アリハッケン80	大阪化成(株)	"
"	3065	ホームアンタイザー	(株)協立有機工業研究所	51.11.26

2-6 しろあり防除施工士等検定試験の実施

試験地	受験者数	合格者数	登録者数	未登録者数
東京	209	157	154	3
大阪	124	95	93	2
福岡	69	57	57	0
沖縄	14	10	10	1
計	416	320	314	6

2-7 しろありくん蒸士検定試験の実施

試験地	受験者数	合格者数	登録者数	未登録者数
東京	57	42	42	0
計	57	42	42	0

2-8 昭和51年度しろあり防除相談状況報告

① しろあり防除相談の件数

期間	場所	相談件数
1月20日~12月25日	(社)日本しろあり対策協会	571
計		571

② 新聞その他の啓蒙活動

建築資料	4月	キャンペーン
住宅新報	11月	//
日本経済新聞	10月	//
朝日新聞	10月2日	啓蒙活動

読売新聞	10月2日	//
毎日新聞	10月2日	//
旬刊建材タイムス	6月25日	キャンペーン
月刊主婦と生活	6月	//
N. H. K	10月	//

2-9 機関誌および諸図書の刊行

- ① 機関誌「しろあり」第25号, 第26号, 第27号
- ② 第3回くん蒸処理実務講演会テキスト
- ③ 第4回しろあり問題ゼミナールテキスト
- ④ 広報紙「恐しいしろありの被害」
- ⑤ しろあり防除施工士検定試験問題集
- ⑥ しろあり防除処理業務基準書

2-10 しろあり供養の実施

例年実施しております高野山上のしろあり供養と併せて本年度からしろあり関係物故者の慰霊祭を実施することとし、会員各位に合祀者の合祀申込を募集いたしました。本年度8名の申込をいただき、9月18日午後1時から本部芝本、森正副会長、香坂常務理事、三村総務部長他、事務局員関西支部伊藤支部長、前田、酒井理事、高木事務局長、合祀者遺族その他5名の方々の参加で密蔵院法主祭主の下におごそかに行われました。終って各合祀者の供養契証が各遺族に交付され、永く高野の霊域にその名を止めることになりました。会員各位が同地方旅行の際は是非参詣されることをお願いいたします。

第2号議案

昭和51年度一般会計収入支出予算決算
(収入の部)

予算科目	本年度予算	決算	差引増△減
1. 会費収入	202,000,000	208,738,800	△6,738,800
(1) 正会員会費	195,000,000	199,100,000	△4,100,000
① 正会員会費	195,000,000	199,100,000	△4,100,000
(2) 賛助会費	100,000	110,000	△10,000
① 賛助会費	100,000	110,000	△10,000
(3) 過年度会費	600,000	853,800	△253,800
① 過年度会費	600,000	853,800	△253,800
2. 入会金収入	1,200,000	5,660,000	△4,460,000
(1) 入会金収入	1,200,000	5,660,000	△4,460,000
① 入会金収入	1,200,000	5,660,000	△4,460,000
3. 事業収入	1,225,000	15,760,000	△3,510,000
(1) 手数料収入	7,650,000	9,910,000	△2,260,000
① 薬剤認定手数料	2,500,000	4,290,000	△1,790,000
② 防蟻材料認定手数料	100,000	0	100,000
③ 防除士検定手数料	1,250,000	1,329,000	△79,000
④ 防除士登録手数料	1,500,000	3,140,000	△1,640,000
⑤ くん蒸士検定手数料	500,000	171,000	329,000

予 算 科 目	本年度予算	決 算	差引増△減
⑥ く ん 蒸 士 登 録 手 数 料	750,000	420,000	330,000
⑦ く ん 蒸 士 理 企 業 登 録 手 数 料	50,000	0	50,000
⑧ 防 除 処 理 企 業 登 録 手 数 料	1,000,000	560,000	440,000
(2) 研 修 会 収 入	600,000	510,000	90,000
① 研 修 会 収 入	600,000	510,000	90,000
(3) 講 習 会 収 入	4,000,000	5,340,000	△1,340,000
① 防 除 講 習 会 収 入	2,500,000	4,630,000	△2,130,000
② く ん 蒸 講 習 会 収 入	1,500,000	710,000	790,000
4. 雑 収 入	2,500,000	3,591,062	△1,091,062
(1) 雑 収 入	2,500,000	3,591,062	△1,091,062
① 雑 収 入	2,500,000	3,591,062	△1,091,062
5. 前 年 度 繰 越 金	9,162,262	9,162,262	0
(1) 前 年 度 繰 越 金	9,162,262	9,162,262	0
① 前 年 度 繰 越 金	9,162,262	9,162,262	0
合 計	45,312,262	55,047,124	△9,734,862

予 算 科 目	本年度予算	決 算	差引増△減
① 広 報 費	4,000,000	3,997,583	2,417
00 葬 祭 費	350,000	345,540	4,460
① 葬 祭 費	350,000	345,540	4,460
02 研 修 会 費	1,200,000	1,101,170	98,830
① 研 修 会 費	1,200,000	1,101,170	98,830
03 講 習 会 費	3,100,000	2,709,570	390,430
① 防 除 講 習 会 費	2,200,000	2,149,740	50,260
② く ん 蒸 講 習 会 費	900,000	559,830	340,170
2. 事 務 費	12,380,000	10,600,393	1,779,607
(1) 人 件 費	8,700,000	8,032,147	667,853
① 給 料	4,600,000	4,371,848	228,152
② 諸 手 当	3,500,000	3,758,23	124,177
③ 福 利 厚 生 費	600,000	284,476	315,524
(2) 需 要 費	3,280,000	2,417,286	862,714
① 物 品 費	240,000	204,290	35,710
② 通 信 運 送 費	700,000	682,732	17,268
③ 印 刷 製 本 費	300,000	297,709	2,291
④ 借 室 料	1,500,000	729,098	770,902
⑤ 会 議 費	240,000	203,980	36,020
⑥ 雑 費	300,000	299,477	523
(3) 旅 費	300,000	125,960	174,040
① 旅 費	300,000	125,960	174,040
(4) 会 費 負 担 金	100,000	25,000	75,000
① 会 費 負 担 金	100,000	25,000	75,000
3. 会 議 費	5,000,000	2,434,259	2,565,741
(1) 会 議 費	5,000,000	2,434,259	2,565,741
① 総 会 費	600,000	594,532	5,468
② 理 事 会 費	2,500,000	1,357,350	1,142,650
③ 委 員 会 費	1,500,000	395,537	1,104,463
④ 支 部 長 会 議 費	400,000	86,840	313,160
4. 支 部 交 付 金	5,000,000	3,230,000	1,770,000
(1) 支 部 交 付 金	5,000,000	3,230,000	1,770,000
① 支 部 交 付 金	5,000,000	3,230,000	1,770,000
5. 退 職 積 立 金	500,000	500,000	0
(1) 退 職 積 立 金	500,000	500,000	0
① 退 職 積 立 金	500,000	500,000	0
6. 予 備 費	42,262	0	42,262
(1) 予 備 費	42,262	0	42,262
① 予 備 費	42,262	0	42,262
合 計	45,312,262	35,144,400	10,167,862

(支出の部)

予 算 科 目	本年度予算	決 算	差引増△減
1. 事 業 費	22,390,000	18,379,748	4,010,252
(1) 大 会 開 催 費	2,000,000	1,238,215	761,785
① 大 会 開 催 費	2,000,000	1,238,215	761,785
(2) 薬 剤 認 定 費	1,300,000	1,208,955	91,045
① 薬 剤 認 定 費	1,300,000	1,208,955	91,045
(3) 防 蟻 材 料 認 定 費	100,000	0	100,000
① 防 蟻 材 料 認 定 費	100,000	0	100,000
(4) 防 除 費 等 検 定 費	2,400,000	1,907,554	492,446
① 防 除 士 等 認 定 費	2,400,000	1,907,554	492,446
(5) 企 業 登 録 費	2,550,000	2,539,540	10,460
① 企 業 登 録 費	2,550,000	2,539,540	10,460
(6) 機 関 誌 等 刊 行 費	4,400,000	3,212,514	1,187,486
① 機 関 誌 等 刊 行 費	4,400,000	3,212,514	1,187,486
(7) 調 査 費	500,000	49,657	450,343
① 調 査 費	500,000	49,657	450,343
(8) 相 談 費	240,000	0	240,000
① 相 談 費	240,000	0	240,000
(9) 表 彰 費	250,000	69,450	180,550
① 表 彰 費	250,000	69,450	180,550
00 広 報 費	4,000,000	3,997,583	2,417

収入支出計算書（一般会計）

（自 昭和51年1月1日
至 昭和51年12月31日）

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
事業費	18,379,748	会費収入	2,087,380
事務費	10,600,393	入会金収入	5,660,000
会議費	2,434,259	事業収入	15,760,000
支部交付金	3,230,000	雑収入	3,591,062
退職積立金	500,000	前年度繰越金	9,162,262
当期剰余金	1,990,274		
計	55,047,124	計	55,047,124

貸借対照表（一般会計）

昭和51年12月31日現在

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	678,577	預り金	489,280
普通預金	9,129,708	仮受金	5,000
定期預金	10,000,000	退職積立金	8,070,000
振替貯金	45,444	基本財産	5,760,000
借入金	260,000	事務所拡張積立金	10,000,000
有価証券	23,837,775	当年度繰越金	19,990,274
仮払金	275,500		
計	44,227,004	計	44,227,004

（支出の部）

予算科目	本年度予算	決算	差引増△減
1. 事業費	5,350,000	3,240,280	2,109,720
(1) 図書刊行費	1,500,000	266,480	1,233,520
① 図書刊行費	1,500,000	266,480	1,233,520
(2) スライド作成費	300,000	290,000	10,000
① スライド作成費	300,000	290,000	10,000
(3) 機材購入費	1,300,000	1,211,900	88,100
① 機材購入費	1,300,000	1,211,900	88,100
(4) 広報紙刊行費	2,250,000	1,471,900	778,100
① 広報紙刊行費	2,250,000	1,471,900	778,100
2. 事務費	3,320,000	2,413,213	906,787
(1) 人件費	2,500,000	2,331,413	168,587
① 給料	1,350,000	1,337,700	12,300
② 諸手当	950,000	912,837	37,163
③ 福利厚生費	200,000	80,876	119,124
(2) 需要費	620,000	81,800	538,200
① 物品費	100,000	41,300	58,700
② 通信運搬費	200,000	0	200,000
③ 印刷製本費	100,000	0	100,000
④ 会議費	120,000	0	120,000
⑤ 雑費	100,000	40,500	59,500
(3) 旅費	200,000	0	200,000
① 旅費	200,000	0	200,000
3. 予備費	299,367	0	299,367
(1) 予備費	299,367	0	299,367
① 予備費	299,367	0	299,367
合計	8,969,367	5,653,493	3,315,874

収入支出計算書（特別会計）

（自 昭和51年1月1日
至 昭和51年12月31日）

昭和51年度特別会計決算

（収入の部）

予算科目	本年度予算	決算	差引増△減
1. 事業収入	8,300,000	6,101,165	2,198,835
(1) 図書頒布収入	2,000,000	1,649,635	350,365
① 図書頒布収入	2,000,000	1,649,635	350,365
(2) スライド頒布収入	300,000	365,000	65,000
① スライド頒布収入	300,000	365,000	65,000
(3) 機材頒布収入	1,500,000	1,465,000	35,000
① 機材頒布収入	1,500,000	1,465,000	35,000
(4) 広報紙頒布収入	4,500,000	2,621,530	1,878,470
① 広報紙頒布収入	4,500,000	2,621,530	1,878,470
2. 雑収入	100,000	0	100,000
(1) 雑収入	100,000	0	100,000
① 雑収入	100,000	0	100,000
3. 前年度繰越金	569,367	569,367	0
(1) 前年度繰越金	569,367	569,367	0
① 前年度繰越金	569,367	569,367	0
合計	8,969,367	6,670,532	2,298,835

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
事業費	3,240,280	事業収入	6,101,165
事務費	2,413,213	前年度繰越金	569,367
期首棚卸主品	864,195	期末棚卸商品	556,635
当期剰余金	709,479		
計	7,227,167	計	7,227,167

貸借対照表（特別会計）

昭和51年12月31日現在

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	152,844	当期剰余金	709,479
棚卸商品	556,635		
計	709,479	計	709,479

財 産 目 録
(昭和51年12月31日現在)
資 産 の 部

科 目	摘 要	金 額
(一般会計)		
現 金	年度末手許保有金	678,577
普 通 預 金	第一勧業銀行東虎門支店	9,129,708
定 期 預 金	第一勧業銀行東虎門支店	5,000,000
	太陽神戸銀行虎門支店	5,000,000
振 替 貯 金	東京地方貯金局	45,444
有 価 証 券	割引興業債券	23,837,775
借 家 敷 金	(社)全国公営住宅共済会	260,000
仮 払 金	第20回しろあり全国大会 会場他使用料	275,500
(特別会計)		
現 金	年度末手許保有金	152,844
棚 卸 商 品		556,635
計		44,936,483

負 債 の 部
(昭和51年12月31日現在)

科 目	摘 要	金 額
(一般会計)		
預 り 金	源泉所得税預り金	489,280
仮 受 金	52年度正会員会費	5,000
	差引正味資産	44,442,203
計		44,936,483

上記のとおり昭和51年度収入支出決算書を作成いたしました。

昭和52年 月 日

社団法人 日本しろあり対策協会
会長 芝本 武夫[㊟]

上記監査の結果事実と相違なく正当正確であることを確認いたします。

昭和52年 月 日

監事 熊谷 兼雄[㊟]
// 中村 章[㊟]

昭和51年度剰余金処分(案)(一般会計)

昭和51年度剰余金 19,902,724円

上記剰余金を次のとおり処分いたします。

基本財産積立金 5,000,000円

次年度繰越金 14,902,724円

昭和52年 月 日

社団法人 日本しろあり対策協会
会長 芝本 武夫

第3号議案

昭和52年度事業計画(案)

- 第20回しろあり対策全国大会京都において開催

- しろあり防除薬剤の認定およびその内容の分析調査
- しろあり防除標準仕様書の改訂
- しろあり防蟻材料およびその施工方法の認定
- しろあり防除士受験資格講習会の開催
- しろありくん蒸処理実務講習会の開催
- しろあり防除士検定試験の実施
- しろありくん蒸士検定試験の実施
- しろありくん蒸処理企業者登録の実施
- しろあり問題セミナーの開催
- しろあり広報紙の刊行ならびにポスターの作成
- しろあり防除処理業務基準書の改正刊行
- 機関誌「しろあり」および関係諸図書の刊行
- しろあり被害の実態調査
- しろあり問題の広報
- 支部事業に対する補助金交付

第4号議案

昭和52年度一般会計収入支出予算(案)

(収入の部)

予 算 科 目	本年度予算	前年度予算	比較増減△	備 考
1. 会 費 収 入	22,700,000	20,200,000	2,500,000	
(1) 正 会 員 会 費	22,000,000	19,500,000	2,500,000	
① 正 会 員 会 費	22,000,000	19,500,000	2,500,000	
(2) 賛 助 会 費	100,000	100,000	0	
① 賛 助 会 費	100,000	100,000	0	
(3) 過 年 度 会 費	600,000	600,000	0	
① 過 年 度 会 費	600,000	600,000	0	
2. 入 会 金 収 入	2,500,000	1,200,000	1,300,000	
(1) 入 会 金 収 入	2,500,000	1,200,000	1,300,000	
① 入 会 金 収 入	2,500,000	1,200,000	1,300,000	
3. 事 業 収 入	10,100,000	12,250,000	△2,150,000	
(1) 手 数 料 収 入	6,500,000	7,650,000	△1,150,000	
① 薬 剤 認 定 手 数 料	3,000,000	2,500,000	500,000	
② 防 蟻 材 料 認 定 手 数 料	100,000	100,000	0	
③ 防 除 士 認 定 手 数 料	900,000	1,250,000	△350,000	
④ 防 除 士 登 録 手 数 料	2,000,000	1,500,000	500,000	
⑤ く ん 蒸 士 検 定 手 数 料	150,000	500,000	△350,000	
⑥ く ん 蒸 士 登 録 手 数 料	300,000	750,000	△450,000	
⑦ く ん 蒸 処 理 企 業 者 登 録 手 数 料	50,000	50,000	0	
		1,000,000	△1,000,000	
(2) 研 修 会 収 入	600,000	600,000	△100,000	
① 研 修 会 収 入	600,000	600,000	△100,000	
(3) 講 習 会 収 入	3,000,000	4,000,000	△1,000,000	

予 算 科 目	本年度予算	前年度予算	比較増減△	備 考
① 防除士指定収入	2,500,000	2,500,000	0	
② くん蒸会収入	500,000	1,500,000	△1,000,000	
4. 雑 収 入	4,000,000	2,500,000	1,500,000	
(1) 雑 収 入	4,000,000	2,500,000	1,500,000	
① 雑 収 入	4,000,000	2,500,000	1,500,000	
5. 前年度繰越金収入	14,902,724	9,162,262	5,740,462	
(1) 前年度繰越金収入	14,902,724	9,162,262	5,740,462	
① 前年度繰越金	14,902,724	9,162,262	5,740,462	
計	54,202,724	45,312,262	8,890,462	

(支出の部)

予 算 科 目	本年度予算	前年度予算	比較増減△	備 考
1. 事 業 費	23,040,000	22,390,000	650,000	
(1) 大会開催費	2,400,000	2,000,000	400,000	
① 大会開催費	2,400,000	2,000,000	400,000	
(2) 薬剤認定費	1,500,000	1,300,000	200,000	
① 薬剤認定費	1,500,000	1,300,000	200,000	
(3) 防蟻材料認定費	100,000	100,000	0	
① 防蟻材料認定費	100,000	100,000	0	
(4) 防除士等検定費	2,500,000	2,400,000	100,000	
① 防除士等検定費	2,500,000	2,400,000	100,000	
企業登録費		2,550,000	△2,550,000	
企業登録費		2,550,000	△2,550,000	
(5) 正会員登録費	1,000,000	0	1,000,000	
① 正会員登録費	1,000,000	0	1,000,000	
(6) 機関誌等刊行費	5,500,000	4,400,000	1,100,000	
① 機関誌等刊行費	5,500,000	4,400,000	1,100,000	
(7) 調 査 費	500,000	500,000	0	
① 調 査 費	500,000	500,000	0	
(8) 相 談 費	240,000	240,000	0	
① 相 談 費	240,000	240,000	0	
(9) 表 彰 費	250,000	250,000	0	
① 表 彰 費	250,000	250,000	0	
(10) 広 報 費	4,000,000	4,000,000	0	
① 広 報 費	4,000,000	4,000,000	0	
(11) 葬 祭 費	350,000	350,000	0	
① 葬 祭 費	350,000	350,000	0	
(12) 研 修 会 費	1,200,000	1,200,000	0	
① 研 修 会 費	1,200,000	1,200,000	0	
(13) 講 習 会 費	3,500,000	3,100,000	400,000	
① 防除講習会費	2,500,000	2,200,000	300,000	
② くん蒸講習会費	1,000,000	900,000	100,000	

予 算 科 目	本年度予算	前年度予算	比較増減△	備 考
2. 事 務 費	15,390,000	12,380,000	3,010,000	
(1) 人 件 費	10,250,000	8,700,000	1,550,000	
① 給 料	5,250,000	4,600,000	650,000	
② 諸 手 当	4,400,000	3,500,000	900,000	
③ 福利厚生費	600,000	600,000	0	
(2) 需 要 費	4,740,000	3,280,000	1,460,000	
① 物 品 費	300,000	240,000	60,000	
② 通信運搬費	1,000,000	700,000	300,000	
③ 印刷製本費	300,000	300,000	0	
④ 借 室 料	2,600,000	1,500,000	1,100,000	
⑤ 会 議 費	240,000	240,000	0	
⑥ 雑 費	300,000	300,000	0	
(3) 旅 費	300,000	300,000	0	
① 旅 費	300,000	300,000	0	
(4) 会 費 負 担 費	100,000	100,000	0	
① 会 費 負 担 費	100,000	100,000	0	
3. 会 議 費	5,400,000	5,000,000	400,000	
(1) 会 議 費	5,400,000	5,000,000	400,000	
① 総 会 費	600,000	600,000	0	
② 理 事 会 費	2,000,000	2,500,000	△ 500,000	
③ 委 員 会 費	2,000,000	1,500,000	500,000	
④ 支 部 会 議 費	800,000	400,000	400,000	
4. 支 部 交 付 金	4,000,000	5,000,000	△1,000,000	
(1) 支 部 交 付 金	4,000,000	5,000,000	△1,000,000	
① 支 部 交 付 金	4,000,000	5,000,000	△1,000,000	
5. 事 業 補 助 金	3,000,000	0	3,000,000	
(1) 事 業 補 助 金	3,000,000	0	3,000,000	
① 事 業 補 助 金	3,000,000	0	3,000,000	
6. 退 職 積 立 金	500,000	500,000	0	
(1) 退 職 積 立 金	500,000	500,000	0	
① 退 職 積 立 金	500,000	500,000	0	
7. 初 度 調 査 費	1,200,000	0	1,200,000	
(1) 初 度 調 査 費	1,200,000	0	1,200,000	
① 初 度 調 査 費	1,200,000	0	1,200,000	
8. 予 備 費	1,672,724	422,622	1,630,462	
(1) 予 備 費	1,672,724	422,622	1,630,462	
① 予 備 費	1,672,724	422,622	1,630,462	
計	54,202,724	45,312,262	8,890,462	

(附帯事項)

1. 昭和52年度予算が年度開始前に議決されない場合は、この間この予算を基準として執行すること

を承認する。

2. 収入のともなる事業の支出については当該事業の収入に見合って追加支出することができる。

昭和52年度特別会計収入支出予算（案）

（収入の部）

予 算 科 目	本年度予算	前年度予算	比較増減△	備 考
1. 事業収入	9,400,000	8,300,000	1,100,000	
(1) 図書頒分収入	4,500,000	2,000,000	2,500,000	
図書頒分収入	4,500,000	2,000,000	2,500,000	
(2) スライド頒分収入	400,000	300,000	100,000	
スライド頒分収入	400,000	300,000	100,000	
(3) 機材頒分収入	1,500,000	1,500,000	0	
機材頒分収入	1,500,000	1,500,000	0	
(4) 広報紙頒分収入	3,000,000	4,500,000	△1,500,000	
広報紙頒分収入	3,000,000	4,500,000	△1,500,000	
2. 雑収入	100,000	100,000	0	
雑収入	100,000	100,000	0	
雑収入	100,000	100,000	0	
3. 前年度繰越金収入	709,479	569,367	140,112	
前年度繰越金収入	709,479	569,367	140,112	
前年度繰越金収入	709,479	569,367	140,112	
計	10,209,479	8,969,367	1,240,112	

（支出の部）

予 算 科 目	本年度予算	前年度予算	比較増減△	備 考
1. 事業費	5,850,000	5,350,000	500,000	
(1) 図書刊行費	2,500,000	1,500,000	1,000,000	
① 図書刊行費	2,500,000	1,500,000	1,000,000	
(2) スライド作成費	250,000	300,000	△ 50,000	
① スライド作成費	250,000	300,000	△ 50,000	
(3) 機械購入費	1,300,000	1,300,000	0	
① 機械購入費	1,300,000	1,300,000	0	
(4) 広報紙刊行費	1,800,000	2,250,000	△ 450,000	
① 広報紙刊行費	1,800,000	2,250,000	△ 450,000	
2. 事務費	3,970,000	3,320,000	650,000	
(1) 人件費	3,150,000	2,500,000	650,000	
① 給料	1,650,000	1,350,000	300,000	
② 諸手当	1,200,000	950,000	250,000	
③ 福利厚生費	300,000	200,000	100,000	
(2) 需要費	620,000	620,000	0	
① 物品費	100,000	100,000	0	
② 通信運搬費	200,000	200,000	0	
③ 印刷製本費	100,000	100,000	0	
④ 会議費	120,000	120,000	0	

予 算 科 目	本年度予算	前年度予算	比較増減△	備 考
⑤ 雑費	100,000	100,000	0	
(3) 旅費	200,000	200,000	0	
① 旅費	200,000	200,000	0	
3. 予備費	3,894,799	2,993,677	901,122	
(1) 予備費	3,894,799	2,993,677	901,122	
① 予備費	3,894,799	2,993,677	901,122	
計	10,209,479	8,969,367	1,240,112	

（附帯事項）

1. 昭和52年度予算が年度開始前に議決されない場合は、この間この予算を基準として執行することを承認する。
2. 収入のともなる事業の支出については当該事業の収入に見合って追加支出することができる。

第5号議案

役員、顧問および参与の改選について

現在の役員は昭和52年2月27日を以って任期が満了となりましたの本年の総会において選任することといたしたい。

顧問および参与についても定款第16条第4項により役員の任期に準するので併せて推せんすることといたしたい。

第6号議案

定款の一部改正（案）について

定款第12条の中理事24名以内（会長及び副会長を含む）を次のとおり改正する。

理事30名以内（会長及び副会長を含む）

提案理由

当協会の理事の定数は24名となっているが下記諸理由により理事の定数を30名に増員する必要がある。

記

- (1) しろありの被害から国民の貴重な財産を守るという社会的使命に応えるためには、執行部の充実強化が必要である。
- (2) 会員数に正比例した理事の増加をはかり会員の意向を協会活動に反響せしめることが望ましい。
- (3) 主要地域における支部長を理事とし地域毎の特殊事情を協会活動に吸い上げ全体の意思の疎通をはかることが協会運営上望ましい。

正会員（しろあり防除処理業者）の除名処分について
しろあり防除処理営業の不正事件に関し、司法当局の

強制捜査を受けその事実がマスコミに大きく取り上げられましたことは本会の名誉を毀損し、本会々員の社会的信用を傷つける結果となりました。その責任は誠に重大であります。

本協会では、この事件を惹起した下記2社を定款第10条第2号の「本会の名誉を傷つけた者」に該当するものと認め除名処分とすることといたしたい。

記

西武消毒株式会社 代表取締役 大村 昭二
㈱中外化学消毒 // 浜野 健治

除名権限の一部を理事会への委任について
今後このような事故に対処し除名処分を適切に行なうため下記条件を付して総会の除名権限の中一部を理事会に委任することを決議いたしたい。

記

1. 除名条件

しるあり防除処理営業の不正行為により司法当局の強制捜査を受け社会的批難を受け協会の名誉を傷つけた者。

2. 委任期間

昭和52年度通常総会日の翌日から昭和53年度の通常総会開催の前日までの期間。

シロアリ、コクゾウなどの害虫音や
機械の異常音をキャッチ——

微音探知器
TYPES D-3

頒価 40,000円

申込先 東京都新宿区新宿2丁目5-10 (日伸ビル)

社団法人 日本しるあり対策協会

第20回しろあり対策全国大会開催報告

日 時 昭和52年3月24日(木)25日(金)

場 所 国立京都国際会館
京都市左京区宝池

行 事 (別紙のとおり)

第1日行事 3月24日(木)9時30分

開会挨拶	会 長	芝本武夫	9.30~9.35
祝 辞	建設省住宅局長	山岡一男	
〃	京都府知事	蜷川虎三	
〃	京都市長	船橋求己	9.35~

表彰状授与
決議採択
講演会

1. 近畿地方のしろあり事情
大阪府立大学農学部教授 伊藤修四郎
10.10~11.00
2. 松食虫について
農林省林業試験場技官 森本桂
11.00~12.00
昼 食 12.00~13.00
3. 文化財としろあり
宮内庁京都事務所総理府技官 佐藤理
13.00~14.00

研 究 会

しろあり防除に関する建築条令との問題点について
職業訓練大学校教授 森本博
14.00~16.30

映画の上映

京の四季 30分 16.30~17.00
閉会挨拶 関西支部長 伊藤修四郎
17.00~17.05

懇 親 会 会費 ¥5,000

会場 国立京都国際会館 17.30~19.30
〒606 京都市左京区宝池
TEL 075-791-3111

第2日行事 3月25日(金)

見 学 会 会費 ¥2,000 京都市内見学会
予定コース ホテル(8.30)=京都御所=京都伝統産
業会館=白沙村荘=京都駅前解散(12.30)

第20回しろあり対策全国大会は昭和52年3月24日、25日の両日国立京都国際会館で全国より300名の参加を得て開催された。会は9時30分芝本会長の開会の挨拶があり、続いて建設省住宅局長代理建設省住宅局指導課長補佐石沢昭信氏、京都府土木部建築課長岸本元和氏の祝辞があり、続いて京都市長はじめ各方面から祝電披露が行なわれた。続いて恒例によるしろあり功労者の表彰並びに感謝状授与式が行なわれ、出席者の拍手による祝福を受けられた。続いて大会宣言、決議案を提案、原案、酒徳正秋理事が読み上げ満場の拍手で採択された。この決議は国会、政府、地方公共団体並びに住宅金融公庫に対し陳情。これが実現を期することとなっている。

新しい講演会に入る。はじめに「近畿地方のしろあり事情」について当協会関西支部長伊藤修四郎氏、「松喰虫について」農林省熊本林業試験分場技官森本桂氏の講演があり、御両氏共スライドを併用され分り易く話された。続いて昼食に入る。

13時講演会を再会。「文化財としろあり」について宮内庁京都事務所総理府技官佐藤理氏の講演があり、文化財の被害調査結果を披露、しろあり対策の必要性を強調された。

これで講演会を終り、研究会に入る。テーマは「しろあり防除に関する建築条令との問題点について」である。本部森本博理事が司会者となり開始、はじめに司会者より建築条令制定促進について各地区毎の活動状況について発言あり、沖縄、九州、四国、中国、関西及び新潟地区代表者より当該地区の状況が披露されたが、その際本部活動に対する批判も行なわれた。この研究会に時間を用意したが、一方通行で予期の成果は得られなかったようであった。今後の研究会の進め方を検討する必要があると思われた。

続いて映画「京の四季」が上映され、古都京都が紹介された。終って関西支部長伊藤修四郎氏より閉会の挨拶あり、小憩の後懇親会を地元関西支部の松岡一雄氏司会の下に開催。芝本会長の挨拶あり、大村顧問の首頭で乾杯あって懇親会に入る。京都祇園美妓による踊りで興を添え恒例によるお国自慢の披露が行なわれ、午後8時和気あいあい裡に終了した。

翌25日はバス2台を連ねてホテル前を出発、京都御所、京都伝統産業会館及び白沙村荘を見学12時京都駅前で散会全行事無事終了した。今大会開催に当り、会場設

営をはじめ万般にわたり御手配下された地元関西支部の
皆様の御協力に対し深甚の謝意を表します。

祝電提供者

京都市長
兵庫県建築部長
日本木材保存協会長
日本ペストコントロール協会理事長
兵庫県住宅管理センター理事長
日本しろあり防除協会理事長
関東しろあり防除協会理事長
東京都しろあり防除協会理事長
日本木材防腐工業組合理事長
宮崎県しろあり防除協会長
愛媛県しろあり防除協会長
中島茂協会顧問
大分県支所長

表彰者氏名

氏名	職名	表彰事由
清水 安夫	宮崎県建築指導係長	協会業務運営
束元 義人	宮崎県住宅供給公社 係長	〃
今村小三郎	防除士(福岡県)	表彰内規2条1, 2
寺崎九州男	〃 (〃)	〃
有富栄一郎	〃 (熊本県)	〃
山下吉三市	〃 (鹿児島県)	〃
山東 春香	〃 (〃)	〃
田中 義治	〃 (〃)	〃
内田 実	〃 (沖縄県)	〃
佐藤洋太郎	〃 (熊本県)	〃

感謝状贈呈者氏名

栗原 英和 元愛媛県建築住宅課 協会業務運営

前田保永氏建設大臣表彰受賞



の建設大臣表彰を行なっているが、本年度の第29回国
土建設週間にあたり、当協会理事前田保永氏が7月12
日建設省大会議室において永年におたるしろあり防除
に努力された功績により建設大臣表彰を受賞された。
同氏のこの榮譽に対し衷心より御祝を申し上げると共
に今後共一層の御精心を期待する。

建設大臣表彰はさきに松平藤佐根氏が受賞されたが
今回の前田保永氏と重ね重ねの受賞でこのことは協会
の社会的評価のあらわれとも言い得ると考えます。

今後共この榮譽の受賞者の出ることを祈りたい。

建設省では毎年国土建設週間に建設事業関係功労者

昭和52年度「しろあり防除施工士」資格検定試験

結果の講評

昭和52年度「しろあり防除施工士」資格検定試験は昭和52年3月19日(土)午前10時より12時までの2時間下記各地区会場で行なわれた。

東京地区209名、関西地区149名、福岡地区69名、沖縄地区11名、合計438名、前年度比12名の増加で本業界で活躍しようとする人の多いことが看取された。

本年は合格率は例年のそれに比して低く、東京地区35.9%、関西地区51%、九州地区49.2%、沖縄地区45.4%、全国平均で43.3%である。都道府県別防除士資格検定試験並びに合否及び合格者氏

名は下記のとおりである。

地区別	会 場
東京地区	社会文化会館 東京都千代田区永田町1-8-1
関西地区	日本生命中ノ島研修所 大阪市北区常安町29
九州地区	電気ビル地下2階8号会議室 福岡市中央区渡辺通2-1-82
沖縄地区	那覇市民会館B会議室 那覇市字寄宮311

都道府県別防除士資格検定試験合否者数

都道府県別	受験者数	合格数	不合格数	都道府県別	受験者数	合格数	不合格数
北海道	2	2	0	奈良	2	1	1
青森	1	—	1	和歌山	5	5	0
秋田	1	1	0	岡山	3	3	0
岩手	4	1	3	広島	2	—	2
山形	1	1	0	島根	8	5	3
宮城	3	2	1	山口	1	1	0
福島	2	1	1	徳島	3	2	1
栃木	3	1	2	香川	3	2	1
群馬	3	2	1	高知	5	3	2
茨城	5	2	3	愛媛	8	7	1
埼玉	21	6	15	福岡	26	9	17
千葉	29	7	22	佐賀	3	1	2
東京都	55	20	35	長崎	6	6	0
神奈川県	38	11	27	熊本	4	3	1
新潟	15	6	9	大分	3	—	3
富山	5	2	3	宮崎	12	8	4
福井	1	—	1	鹿児島	10	5	5
山梨	1	—	1	沖縄	11	5	6
長野	1	—	1	計	438	190	248
静岡	24	10	14	会 場 別			
岐阜	1	1	0	東京会場	209	75	134
愛知	20	9	11	大阪会場	149	76	73
三重	5	3	2	福岡会場	69	34	35
滋賀	5	2	3	沖縄会場	11	5	6
京都	13	8	5	計	438	190	248
大阪	36	13	23				
兵庫	28	13	15				

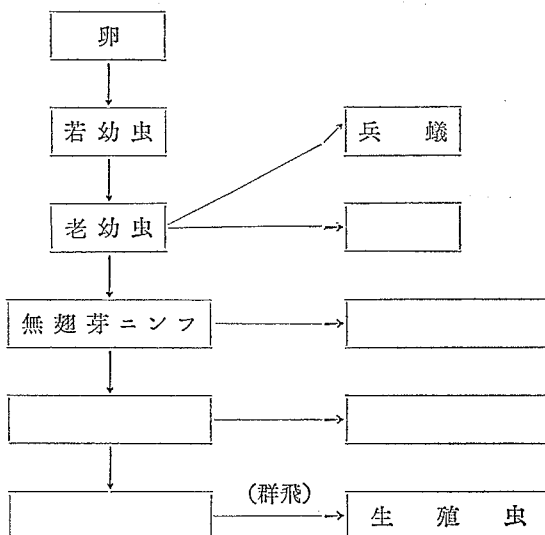
52年度 しろあり防除施工士資格検定試験合格者名簿

北海道	花田礼寿, 梅原時雄	京都	田中義和, 橋本章治, 田中俊則, 大塚泰生, 原口昇, 浜口美貴, 田中肇, 田中進
岩手	大久保博幸	大阪	尾崎雅彦, 田中正彦, 東郷進, 吉村幸一, 榎本益郎, 西村隆喜, 森上行雄, 田中和彦, 泉谷明, 北山晋, 中島春潮, 横山雅行, 由良源治郎
宮城	佐藤静雄, 三上福三郎	兵庫	上西幸一郎, 寺垣欣昭, 中村誠, 佐藤廉平, 多島寿郎, 青木臯, 江崎逸夫, 小林豊, 三砂慶恭, 徳山幸市, 外山良輔, 福森兼男, 秋中貢
秋田	山本芳久	奈良	戸田良一
山形	伊藤好太郎	和歌山	前憲一, 内原学, 安芸良雄, 田中耐三, 西出一彦
福島	半沢薫	島根	前崎慶信, 角田一夫, 石川誠三, 野津茂, 内久保武志
茨城	大久保行夫, 池田安雄	岡山	三上誠, 高祖邦子, 齊藤隆富
栃木	高嶋政男	山口	福谷輝幸
群馬	沼田稔, 菅野末吉	徳島	鳥野雅一, 西山時広
埼玉	秋山哲也, 大崎知治, 伊藤仁市, 田中英彦, 永本幸章, 加藤寿一	香川	榎田純一, 国方康夫
千葉	小川正行, 桑原光雄, 桜井孝, 森川一喜, 小倉敏明, 長谷仁, 玉田志敏	愛媛	藤原一高, 清水泰彦, 高倉純一, 日和佐和正, 越智清, 上田吉広, 大野正師
東京	永田誠, 河本操, 岸良平, 高山重男, 鍛治勉, 高橋登, 滝木秀彦, 大畑豊教, 田川八州雄, 神山縣二, 藤田進, 諸橋達男, 田端正一, 村尾良日郎, 平塚政明, 酒井久男, 岡田保, 金子義博, 浦野洋司郎, 峰野広, 福島武邦, 九野外四大	高知	沢村嘉則, 沢田和司, 永野憲一
神奈川	阿部伸一, 矢部長順, 原沢雅幸, 藤曲光夫, 森真吾, 北田三郎, 石橋満, 羽原正治, 鈴木喜代武	福岡	渡辺健一, 福田拓生, 橘秀夫, 曾山昭洋, 菱岡紀代志, 矢木田実, 大村哲夫, 手島達三, 西田五三
新潟	佐藤啓次, 新保信栄, 佐藤弘司, 笠井正弘, 西村光男, 清田和衛	佐賀	大島泰三
富山	金岡英治, 金岡享	長崎	久布白哲夫, 柿原乃子, 木下盛幸, 吉田津代志, 白石真一, 大楠恵祐
岐阜	彦坂繁	熊本	三浦隆夫, 国川欽右, 上田勝之進
静岡	菅原陸郎, 武田敏男, 土屋甫, 土屋弘巳, 枝広武久, 望月靖夫, 小林弘治, 高井善之, 安藤章, 荻昌司	宮崎	木下千鶴子, 山川力, 吉田正男, 藤原得三郎, 長友常男, 黒田等, 東洋一, 東秀徳
愛知	嶋田徳郎, 石山敬雄, 山下浩一, 吉松利夫, 久保要, 大西円次, 田中研一, 古嶋外輝政, 都築基	鹿児島	深町治郎, 中島健一, 上原政志, 大田秀夫, 宮原千春
三重	今井滋, 崎地和幸, 福岡信幸	沖縄	小嶺幸信, 根舛秀安, 金城孝夫, 山内昌昭, 大城正清
滋賀	広嶋敏一, 村松正一		

昭和 52 年度 試験 問題

[1]

問 1 下記の図はイエシロアリの階級分化の方向を示したものである。□ 内に適切な語句を入れて完成しなさい。



問 2 つぎの語句に最も関係の深い語句を下記のものから選び、その番号を () 内に記入しなさい。

腹板腺 ()

ヒポープス ()

タイワンシロアリ ()

サポニン ()

イエシロアリ ()

1. コナダニ団 2. 殺蟻成分 3. 菌室 4. 分巢 5. 道しるべフェロモン

問 3 つぎの文はシロアリの木材に対する一般的な加害習性について述べたものである。正しいものに○印をつけなさい。

1. 硬い材より軟かい材を好んで加害する。
2. 辺材より心材が加害されやすい。
3. 秋材より春材が加害されやすい。
4. 春材・秋材の別がほとんどなく被害は進行し、ひどい部分を取って潰してみると、微粉状になる。
5. 樟脳をとるクス材だけは加害しない。
6. 蟻害と腐朽は同時に起こることはない。

問 4 昨年12月東京都江戸川区にある木造2階建共同住宅で、見慣れないシロアリによる被害が発見された。この建物は昭和33年の建築で、米ツガなどかなり外材が多く使用されているが、改修なく今日に至っている。10年ほど前に1階の部屋の柱・貫などの表面所々に径3mmくらいの丸い虫孔が穿たれ、それより木粉(嚙り屑)あるいは虫糞のようなものが排出されているのに住居者が気づき、いわゆるキクイムシの被害であると思った。その後被害個所がますます増え、しかも、2階の小屋組など、かなり離れた場所に被害が所々新しく発見されるようになり、借りていた住居者があまりにひどい被害なので、ついに逃げ出してしまった。建物の所有者が専門業者に調査を依頼して、はじめてキクイムシ被害ではなく、サツマシロアリにかなり似ているが、やや大きいシロアリが食害していることが判明した。

この文を熟読して下の設問に答えなさい。

1) シロアリをその生息環境から分類すると、

①地下シロアリ Subterranean termite (ヤマトシロアリ・イエシロアリのように生活の基礎を地下においているシロアリ類)

②樹木生息シロアリ Wood-dwelling termite (サツマシロアリ・カタシロアリのように樹木に生息し、地下とは関係ないシロアリ類)

③湿材シロアリ Damp-wood termite (オオシロアリの1種 *Zootermopsis* のように湿った伐根などに生息しているシロアリ)

④乾材シロアリ Dry-wood termite (ダイコクシロアリのように乾いた木材・家具・ステレオ・ピアノなどに生息しているシロアリ類)

などとなるが、新しく発見されたシロアリはどの部類にはいるか。○のなかに相当する番号を記入しなさい。答

2) シロアリ被害の新しい発生は、1. 蟻道による場合、2. 群飛による場合、3. 人為的に運ばれる場合があるが、このシロアリはどの経路で、いつ頃 (1. 新築時、2. 10年ほど前) この建物にはいったか。正しいと思う番号を○でかこみなさい。

3) このシロアリは、分類学上、つぎに記してあるどの科に属するシロアリであるか。番号を○でかこみなさい。

1. シロアリ科 2. ミゾガシラシロアリ科 3. レイビシロアリ科 4. オオシロアリ科
5. ゲンシロアリ科 6. シュウカクシロアリ科 7. ノコギリシロアリ科

4) 丸い虫孔から排出されているものは、主として木粉 (嚙り屑) であるか、虫糞であるか、正しいと思うほうの数字を○でかこみなさい。

1. 木粉 (嚙り屑) 2. 虫糞

問 5 神奈川県において下記図のような木造瓦葺平屋建住宅 (門と生垣に木柱使用) について、シロアリの被害調査を依頼されたが、下記設問に答えなさい。

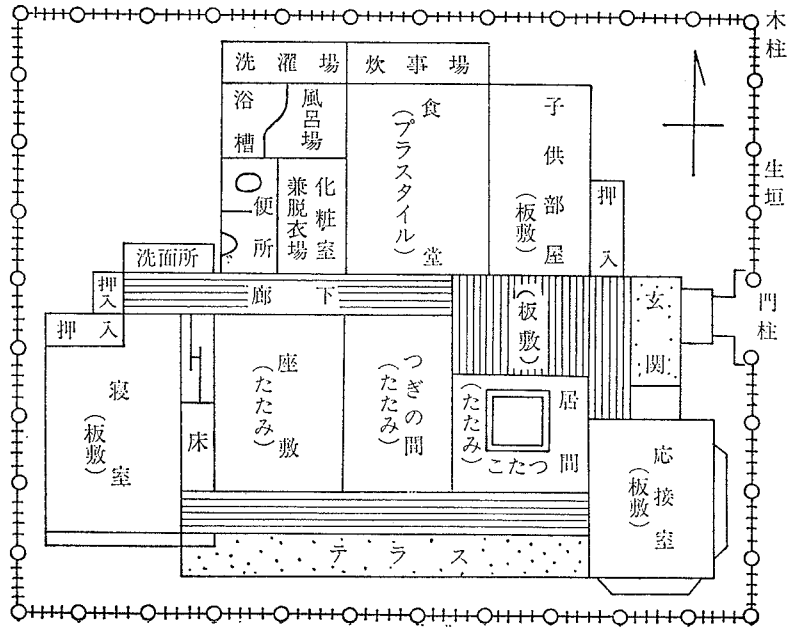
1) 最も被害の発生しやすいと思う場所を○でかこみなさい。

2) 便所の窓にはめられた細目の金網戸にシロアリの多少黒味がかかった翅がひっかかっていたが、このシロアリの種類は何か。1行で答えなさい。

答 _____

3) 床下にもぐってみると、土台・柱・束・大引・根太などにシロアリの食痕と思われるものが認められたが、シロアリの食痕はどんな特徴をもっているか。下に答えなさい。

- ① 木口面においては、_____
- ② 柾目面においては、_____
- ③ 板目面においては、_____

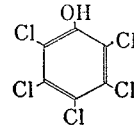


[2]

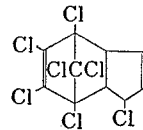
問 1 有機スズ化合物の一般式を記しなさい。

問 2 化合物の名称とその構造式を線で結びなさい。

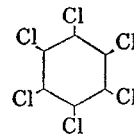
γ-BHC



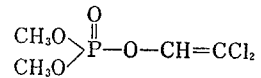
アルドリン



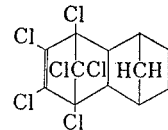
PCP



ヘプタクロル



DDVP



問 3 つぎの防除剤はどんな形態でできているか。説明しなさい。

燻煙剤

燻霧剤

燻蒸剤

問 4 つぎの防腐防虫剤と最も関係のある事項を右らんより選んで、その番号を に記入しなさい。

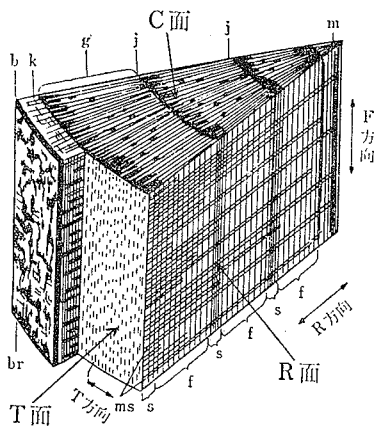
- | | | |
|----------|----------------------|------------------------|
| クレオソート油 | <input type="text"/> | 1. 除虫菊 |
| 亜硫酸 | <input type="text"/> | 2. ナフタリン, クレゾール, フェノール |
| CCA | <input type="text"/> | 3. JIS K 1554 |
| フッ化サルフリル | <input type="text"/> | 4. 致死量 0.06~0.1g |
| ピレトリン | <input type="text"/> | 5. 呼吸毒 |

問 5 つぎの 1~5 の化学式の番号を、それに相当する薬剤名の前の () に記入しなさい。

- | | | | | |
|---|-----|---------------|-----|------------|
| 1. $\text{Na}_2\text{B}_4\text{O}_7 \cdot 10\text{H}_2\text{O}$ | () | ホウ酸 | () | PCP |
| 2. $\text{C}_6\text{H}_6\text{Cl}_6$ | () | ヒ酸鉛 | () | ホウ砂 |
| 3. $\text{C}_6\text{Cl}_6\text{OH}$ | () | ディルドリン | () | ヒ酸水素ナトリウム |
| 4. Na_2HASO_4 | () | クロルデン | () | パラジクロルベンゼン |
| 5. CCl_3NO_2 | () | γ -BHC | () | クロルピクリン |

[3]

問 1 下図は木材の組織の模式図であるが、その各部分の名称のうち、空白のところに適当な名称を書き入れなさい。



br ; 外皮 b ; 韌皮

k ; 形成層 g ; ()

j ; 年輪界 m ; 髓 ms ; ()

s ; () f ; ()

F方向 ; () 方向

R方向 ; 放射 (半径) 方向

T方向 ; 接線方向

C面 ; () 面, R面 ; () 面

T面 ; () 面

問 2 10cm 角で長さ 4 m の角材の全面に薬剤を 2 回塗布したとき、全塗布量で約 290ml であった。1 m² につき約何 ml 塗布したことになるか。つぎの数字のなかから、最も近いものに○をつけなさい。

140ml/m² 160ml/m² 180ml/m² 200ml/m² 220ml/m²

問 3 つぎの吹付け処理法の操作上の注意についての文を読み、() 内に適当な数字・字句を書き入れなさい。

(1) この処理の薬剤消費量は多く、塗布処理の () に達することが多い。

(2) ノズルから出る薬液の霧は、できるだけ細かいほうが材中に吸収され () 。

(3) この処理では、非常に丁寧にやっても、使用量の () は損失する。

(4) 塗布に比べて作業能率は()が、塗布と同じ()をあたえるためには2倍近くの量が必要である。

問 4 土壌処理を実施する際の注意を5つ列記しなさい。

問 5 防除土がシロアリ防除処理を請負った場合に、作業現場において行なわなければならない管理上の注意を4つ列記しなさい。

[4]

問 1 シロアリの被害を受けている木造建築物について、つぎの間に答えなさい。

(1) 土台のうちで、どこの部分が被害を受けたら、最も危険であるか。その理由と、その部分とを図示しなさい。

(2) 主要構造部材の3部材が交わる部分がシロアリの被害を受けたら、最も木造建物の耐力度の低下する部分があるが、その部分を図示しなさい。

① 軸組部分(下部)

② 小屋組部分(上部)

問 2 構造耐力上の主要な部材およびその他の部材で、シロアリの被害を受けやすい部材名を、各々つぎの間について書きなさい。

(1) 構造耐力上の主要な部材(10部材)

(2) その他の部材(5部材)

問 3 木造建築物の保存対策を規定している法規で、つぎの建築基準法および同施行令について、その内容をできるだけ簡明瞭に書きなさい。

(1) 建築基準法(法律)

① 第8条～

② 第19条～

(2) 建築基準法施行令(政令)

① 第22条～

② 第37条～

③ 第49条～

問 4 真壁構造と大壁構造では、どちらがシロアリの被害を受けやすいか。また、その理由も簡単に述べなさい。

問 5 シロアリ防除処理標準仕様書で規定されている鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造の予防処理について、A～Dまでの種別に分類し、処理の方法を表にまとめなさい。

[5]

問 1 通常の木造建築物の構造手法は、つぎのうちどれか。○印をつけさい。

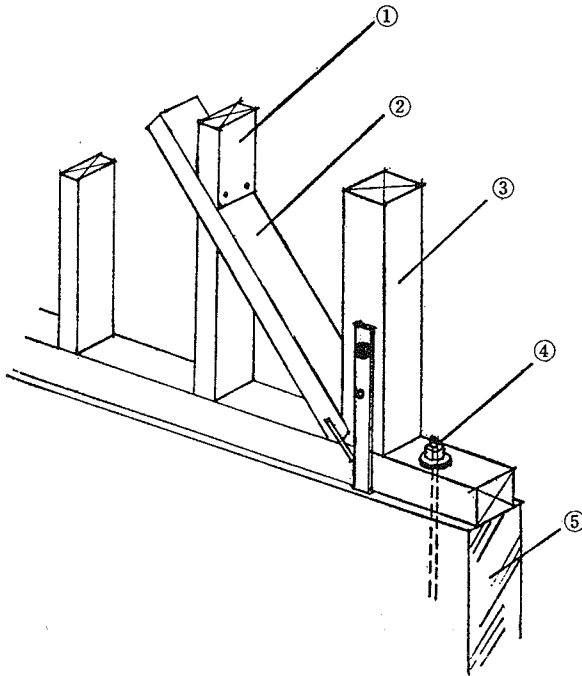
1. 架構式構造
2. 組積式構造
3. 一体式構造
4. パネル構造

問 2 和風真壁造の基準寸法について、つぎの記述が完成するように線で結びなさい。

田舎間は 関東に多く 柱心の間隔 稍大である。
が基準で

京間は 関西に多く 畳，建具寸法 稍小である。
が基準で

問 3 図は木造建築物の下部の構造を示したものである。番号で示した部分の名称を表に記入しなさい。



番号	名 称
①	
②	
③	
④	
⑤	

問 4 通常の木造住宅の設計で、屋根の雨もりを防ぐため、屋根型について注意すべきことを述べなさい。

問 5 つぎの説明文のうち誤っているのはどれか。×印をつけなさい。

1. 建築物の主要構造部とは、壁，柱，床，はり，屋根などをいい，間柱は含まれない。
2. 土台は柱の根元を固めるとともに，筋かいをトラスとして有効に働かせるためにコンクリート造布基礎に緊結しなければならぬ。
3. 2階建以上の建物におけるすみ柱は，通し柱としなければならない。
4. はりの中央付近の上側の欠き込みは，はりの引張り側の耐力を減ずるので，避けなければならない。
5. 火打材は床面，小屋組面を固めるために用いられる。

協会のうごき

1. 理事会および各種委員会開催

昭和52年月以降の理事会および各種委員会の開催状況は次のとおりである。

第2回理事会 昭和52年3月18日(金)午後2時

於 立山8階

出席者 森、野村両副会長森本、山野、内田、酒徳、前田、豊田、野原、横尾、西本、香坂、檜垣

委任状 伊藤、曾根田、芝本、河村、前岡 計18名

- 議 題
1. 正副会長の互選について
 2. 各委員の選任について
 3. 常務理事の選任について
 4. 表彰者の決定について
 5. 第20回しろあり対策全国大会実施細目について
 6. しろあり防除薬剤の認定について
 7. 四国支部設置承認について
 8. その他

第3回理事会 昭和52年4月27日(水)午後2時

於 立山8階

出席者 芝本会長、森副会長、森本、河村、檜垣、元木、豊田、横尾、前田、酒徳、桑野、吉野、真部、野原、香坂、内田、尾崎、見城 18名

委任状 伊藤、前岡、西本、酒井、神山、野村、布施、山野 8名

- 議 題
1. しろあり防除士試験の審査結果について
 2. 第21回しろあり対策全国大会開催地について
 3. しろあり防除士の資格はくだつについて
 4. 第5回しろあり問題ゼミナール開催計画について
 5. 第1回しろあり防除処理業者委員会の要望事項について
 6. 旅費規程の制定について
 7. しろあり防除必携(仮称)およびシロアリ問題精説(仮称)刊行計画について
 8. しろあり防除処理企業者の入会勸奨と入会金免除特別取扱のメ切について
 9. くん蒸土実務講習会および試験の実施について
 10. 事業費補助金交付申請について
 11. その他

第4回理事会 昭和52年6月28日(火)午後2時

於 立山8階

出席者 芝本会長、前岡、森両副会長、森本、布施、檜垣、内田、豊田、酒井、尾崎、山野、亀崎、横尾、香坂、見城、元木、真部、野原(代理)川田、西本

委任状 曾根田、野村、伊藤、酒徳、桑野、吉野、神山、前田、河村

- 議 題
1. 協会新事務所借上げについて
 2. しろあり防除薬剤の分析調査51年度、結果報告および52年度分析調査委託について
 3. しろあり関係図書の執筆者に対する原稿料等の支払基準について
 4. 防除士資格および登録の取消しについて
 5. モデル建築条例案委員会の設置について
 6. 世界のドワイトユアセルフ展(於銀座松屋)参加について
 7. その他

第2回企画調査委員会 昭和52年4月25日(月)午後2時

於 立山8階

出席者 芝本委員長 森、森本、香坂

- 議 題
1. 第21回しろあり対策全国大会開催地について
 2. しろあり防除士の資格はくだつについて
 3. 第1回しろあり問題ゼミナール開催計画について
 4. 第5回しろあり防除処理業者委員会の要望事項について
 5. 出張旅費規程の制定について
 6. その他

第3回企画調査委員会 昭和52年5月27日(金)午後2時

於 立山8階

出席者 芝本、森本、前田、香坂、前岡、豊田、亀崎、森

- 議 題
1. 第21回しろあり対策全国大会沖縄開催計画について
 2. しろあり関係図書の原稿料等の支払方法について
 3. 協会事務所借上げについて
 4. モデル条例案作成委員会の設置について
 5. しろあり問題広報映画の作成検討について
 6. 防除士の資格及び登録の取消しについて
 7. その他

第1回表彰委員会 昭和52年3月14日(月)午後2時

於 立山8階

出席者 芝本委員長 森、野村、香坂

議 題 1. 昭和52年度表彰候者審査について
2. その他

第2回しろあり防除薬剤認定委員会 昭和52年3月14日(月)午前11時 於 立山8階

出席者 河村委員長, 森, 檜垣, 香坂

議 題 1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. その他

第3回しろあり防除薬剤認定委員会 昭和52年6月28日(火)12時 於 立山8階

出席者 河村委員長, 森本, 森, 檜垣, 布施, 香坂

議 題 1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. その他

第1回機関誌等編集委員会 昭和52年5月12日(木)午後2時 於 立山8階

出席者 森委員長 森本, 河村, 山野, 元木, 香坂
議 題 1. 機関誌「しろあり」No. 29 刊行について
2. その他

2. しろあり防除薬剤の認定状況

区 分	番号	商 品 名	会 社 名	認 定 月 日
予 防	1103	ダイクロ油剤	三丸製薬合資会社	52年3月18日
〃	1104	ゴールドクレスト	ベルシコールパシフィックリミテッド東京支社	〃
〃	1105	ゴールドクレスト40-VE	〃	〃
〃	1106	ゴールドクレスト40-VO	〃	〃
〃	1107	井筒屋シロアリシヤット乳剤A	井筒屋化学産業(株)	〃
〃	1108	井筒屋シロアリシヤット油剤	〃	〃
〃	1109	オスモソート	(株)アンドリュース商会	〃
〃	1110	エバーウッド油剤CC-300	神東塗料(株)	〃
〃	1111	サンケイアリサンA	琉球産経(株)	〃
〃	1112	サンケイアリサンW	〃	〃
駆 除	2105	タイクロン油剤	三丸製薬合資会社	
〃	2106	ゴールドクレスト2-VO	ベルシコールパシフィックリミテッド東京支社	〃
〃	2107	ゴールドクレスト40-VE	〃	〃
〃	2108	ゴールドクレスト40-VO	〃	〃
〃	2109	井筒屋シロアリシヤット乳剤A	井筒屋化学産業(株)	〃
〃	2110	エバーウッド油剤CC-300	神東塗料(株)	〃
〃	2111	サンケイアリサンA	琉球産経(株)	〃
〃	2112	サンケイアリサンW	〃	〃
駆 除 剤	2113	アンタイザーE-2	(株)協立有機工業研究所	〃
土 壌 処 理	3070	ダイクロン乳剤40	三丸製薬合資会社	〃
〃	3071	ダイクロン乳剤20	〃	〃
〃	3072	井筒屋シロアリシヤット乳剤B	井筒屋化学産業(株)	〃
〃	3073	アリホート乳剤	明治薬品工業(株)	
〃	3074	オスモソール40	(株)アンドリュース商会	〃
〃	3075	アイタイザーE-2	(株)協立有機工業研究所	〃

しろあり防除薬剤認定商品名一覧表

(51. 12. 1 現在)

用途別	商品名	認定 番号	仕様書による 薬剤種別等		主成分の組成	製 造 元	
			指定濃度	稀釈 剤		名 称	所 在 地
予防剤	アグドックス グリーン	1001	原 液	—	PCP, ナフテン酸銅	(株)アンドリュ ウス商会	東京都港区芝大門 1-1-26
〃	アリコン	1003	原 液	—	PCP, クロルナフタレン γ-BHC	近畿白蟻(株)	和歌山市雑賀屋町東ノ丁
〃	アリノン	1005	原 液	—	ペンタクロロフェニールラ ウレート, クロルデン	山宗化学(株)	東京都中央区八丁堀 2-25-5
〃	アントキラー	1006	原 液	—	クロルナフタレン, γ-BH C, パラジクロルベンゼン, PCP	富士白蟻研究 所	和歌山市東長町10-35
〃	ウッドキーパ ー	1007	原 液	—	PCP, DDT, γ-BH C	(株)日本白蟻研 究所	東京都渋谷区渋谷 2-5-9
〃	ウッドリン ー O	1008	原 液	—	ディルドリン, ジニトロオ ルトクレゾール, パラニト ロフェノール, PCP	日本マレニッ ト(株)	東京都千代田区丸ノ内 2-4-1
〃	オスモクレオ	1009	ペースト 状のまま	—	クレオソート油, コールタ ール, ディルドリン, ヒ酸ナ トリウム, フッ化ナトリウ ム, 重クロム酸カリウム	(株)アンドリュ ウス商会	
〃	オスモサー	1010	仕様書の特記によ る拡散法に適用す る予防剤		フッ化ナトリウム, ジェト ロフェノール, 亜酸ナトリ ウム, 重クロム酸ナトリウ ム	〃	
〃	ネオ・マレニ ット	1013	30 倍	水	JIS K-1550 第1種2 号製品	日本マレニッ ト(株)	
〃	キシラモンT Rブラン	1015	原 液	—	クロルナフタレン, PCP	武田薬品工業 (株)	大阪市東区道修町2-27
〃	ポリデンソ ルトK33	1016	50 倍	水	JIS K-1554の2号製品 (固形分中の無水クロム酸 酸化銅, ヒ酸)	(株)コシイプレ ザービング	大阪市住之江区御崎 4-11-15
〃	ペンタグリー ン NY-O	1017	原 液	—	クロム酸カリウム, 五酸化 二ヒ素	山陽木材防腐 (株)	千代田区神田須田町1-26 芝信神田ビル
〃	A.S.P	1019	30 倍	水	フッ化物, フェノール化合 物, 砒素化合物, クロム化 合物	児玉化学工業 (株)	東京都港区赤坂7-9-3
〃	ターマイトン	1020	原 液	—	クロルデン, ビストリブチ ル錫オキシサイド	前田白蟻研究 所	和歌山市小松原通り4-1
〃	アリシス	1021	原 液	—	クロルデン, ビストリブチ ル錫オキシサイド, γ-BHC	東洋木材防腐 (株)	大阪市此花区桜島 3-2-15
〃	パルトンR76	1024	原 液	—	ディルドリン, γ-BHC, PCP	(株)アンドリュ ウス商会	
〃	サトコート	1025	原 液	—	γ-BHC, ディルドリン, トリブチル錫オキシサイド	イサム塗料(株)	大阪市福島区鷺州上 2-15-24
〃	アリサニタ	1027	原 液	—	有機錫, ディルドリン, リ ンデン	日本油脂(株)	東京都千代田区有楽町 1-10-1
〃	アリキラーヤ マト	1028	10 倍	水	リンデン, ディルドリン, アルドリン, PCP	東都防疫(株)	東京都豊島区池袋本町 1-34-10
〃	ギボー	1030	原 液	—	アルドリン, PCPナトリ ウム薬, 揮発, (アンモニ ャ水及水), ナフテン酸銅	吉田化薬(株)	東京都千代田区外神田 1-9-9
〃	フジソルト	1031	4 %	水	クロム化合物, 銅化合物 ヒ素化合物	富士鋼業株式 会社	藤枝市仮宿1357
〃	ハウスステイ ン	1032	原 液	—	ペンタクロロニトロペンゼ ン, オルソフェニールフェ ノール, ペンタクロロフェ ノール, ディルドリン, γ- BHC, フェニルマーキウ リヂオクチールスルホクレ ネート	関西ペイント 株式会社	尼崎市神崎365
〃	T-7.5-7号 油剤	1033	原 液	—	γ-BHC, アルドリン, P CP, フェノール物質(O・ M・Pクレゾール, クレオ ソート, グャコール等)	井筒屋化学産 業(株)	熊本市花園町1-11-30

予防剤	T-7.5-乳 剤Q	1034	5	倍	水	7-BHC, アルドリン, P CP, フェノール物質(O・ M・Pクレゾール, クレオ ソート, グァコール等)	〃	
〃	フマキラーウ ッド100	1036	原	液	—	リンデン, クロルナフタリ ン, トリブチルチンオキサ イド	フマキラー(株)	東京都千代田区神田美倉 町11
〃	ブチノックス	1037	原	液	—	ディルドリン, ビストリブ チル錫オキサイド	(株)コシイブレ ザービング	
〃	キシラモンT Hクリア	1038	原	液	—	クロルナフタリン, PCP その他の有機防腐剤	武田薬品工業 (株)	
〃	ネオアリシス	1039	原	液	—	モノジトリクロルナフタリ ン混合物, BHC, トリブ チル錫オキサイド, メチル ナフタリン	東洋木材防腐 (株)	
〃	ウッドリン	1040	10	倍	水	ディルドリン, 4.6-ジニト ロ-O-クレゾール, P-ニト ロフェノール	日本マレニッ ト(株)	
〃	ウッドエース B	1041	原	液	—	クロルナフタリン, クロル デン, モノクロルオルソフ ェニルフェノール	日本カーリッ ト(株)	東京都千代田区丸の内 1-2-1
〃	アントノン Z-S	1042	原	液	—	モノクロルナフタリン, ペ ンタクロルフェノール, ノ ンソルフェンソルベント	全環製薬(株)	藤沢市鶴沼1950
〃	アンタイザー W	1043	原	液	—	ディルドリン, ナフテン酸 銅	(株)協立有機工 業研究所	東京都中央区銀座 7-13-15
〃	アリキラーダ ーク	1044	原	液	—	トリブチル錫オキサイド	吉富製薬(株)	大阪市東区平野町3-35
〃	アリキラーク リヤー	1045	原	液	—	トリブチル錫オキサイド, クロルデン, 有機溶剤	〃	
〃	アリゾール	1047	原	液	—	アビエチルアミン・ペンタ クロルフェネート, アルド リン, キシロール, ソルベ ン	大日本木材防 腐(株)	名古屋市港区千鳥町 1-3-17
〃	ケミガード O	1048	原	液	—	クロルナフタリン, 有機錫 化合物, ナフテン酸金属塩	児玉化学工業 (株)	
〃	アリゾールE	1049	10	倍	水	アビエチルアミン・ペンタ クロルフェノール, クロル ナフタリン, アルドリン, キシロール	大日本木材防 腐(株)	
〃	ネオイワニッ ト	1050	4	%	水	クロム化合物 $K_2Cr_2O_7$, 銅 化合物 $CUSO_4 \cdot 5H_2O$, 砒 素化合物 $AS_2O_5 \cdot 2H_2O$	岩崎産業(株)	東京都中央区銀座 2-7-11
〃	ドルトップ	1051	原	液	—	クロルデン, ビス(トリブ チル錫)オキサイド	日本農薬(株)	東京都中央区日本橋 1-2-5
〃	特製ドルトッ プ	1052	原	液	—	クロルデン, クロルフェニ ルフェノール	〃	
〃	ケミロック	1053	10	倍	水	クロルデン, ナフテン酸金 属塩	児玉化学工業 (株)	
〃	ケミロック O	1054	原	液	—	クロルデン, クロルナフタ リン	〃	
〃	エバーウッド 油剤C-300	1055	原	液	—	クロルデン, 有機錫系防腐 剤	神東塗料(株)	兵庫県尼崎市南塚口町 6-10-73
〃	ハウスステイ ン各色	1056	原	液	—	合成樹脂ワニス油, 防虫剤 (ノナフチルN-メチルカー バメート) 防カビ剤(デ ビドロアビエチルアミン- DID誘導体)	関西ペイント (株)	
〃	デッカミン 510	1057	原	液	—	ペンタクロルフェノールデ ヒドロアビエチルアミン塩 オルソセカンダリーブチル N-メチルカーバメート	大日本インキ 化学工業(株)	東京都中央区日本橋 3-7-20
〃	アンタイザー LP	1058	2	倍	水	クレオソート油, トリクロ ルナフタリン, モノクロル オルソフェニルフェノール	(株)協立有機工 業研究所	
〃	ウッドリン20	1059	40	倍	水	ディルドリン, 4.6-ジニト ロ-O-クレゾール, トリブ チルスズオキサイド	日本マレニッ ト(株)	

予防剤	サンブレザー O	1060	原	液	—	クロルデレ, ペンタクロル フェノールラウレートフェ ニトロチオン	山陽木材防腐 ㈱	
//	サンブレザー —W	1061	20	倍	水	クロルデン, TBT-O, フェニトロチオン	//	
//	エバーウッド —CB-300	1062	原	液	—	クロルデン, ナフテン酸亜 鉛	神東塗料㈱	
//	パラギタン —O	1065	原	液	—	Na-PCP, デイルドリン	三共消毒商事 ㈱	東京都大田区大森4-7-1 北守屋ビル
//	ポリイワニッ ト	1067	20	倍	水	デイルドリン, ビストリブ チルスズオキシド, ディ クスゾール201, キンロー ル	岩崎産業㈱	
//	アリハッケン —O	1068	原	液	—	クロルデン, ビス—トリ N-フチルスズオキシド, ケロシン	大阪化成㈱	大阪市西淀川区中島 2-6-11
//	オスモグリン	1069	5	倍	水	有機錫, クロルデン	㈱アンドリュ ース商会	
//	ブチノックス	1070	原	液	—	クロルデン, 8-オキシキノ ール銅	㈱コンイブレ ザービング	
//	アリハッケン —OT	1071	原	液	—	クロールデン, ビス—トリ —N-ブチルスズオキシド, ケロシン	大阪化成㈱	
//	ポリイワニッ ト油剤	1072	原	液	—	クロルデン, 錫化合物	岩崎産業㈱	
//	デイクトラン 油剤2	1073	原	液	—	1,2,4,5,6,7,8 8-オクタク ロール 3a4,77aテトラヒ ドロ-4,7-メタノインデン, ビストリブチルチオンオ キシド	大日本インキ 化学工業㈱	
//	アントムエ ース	1074	原	液	—	クロルデン	丸和化学㈱	大阪市福島区海老江 5-2-7
//	アリノック油 剤	1075	原	液	—	クロルデン, PCP	東洋化学薬品 ㈱	東京都中央区日本橋小伝 馬町2-2
//	アリコロパー —K	1076	原	液	—	クロルデン, ビス(トリブ チ錫)オキシド	有恒薬品工業 ㈱	西宮市津門飯田町 2-123
//	ニッサンアリ —サニタP	1077	原	液	—	クロルデン, ラウゾール (ヘンタクロロフェニルラ ウレート)	日本油脂㈱	
//	トリデンTC —80	1078	原	液	—	クロルデン, トリブチルチ オンオキシド	松榮化学工業 ㈱	名古屋市熱田区六野町1 番地
//	アリコロリン 油剤2号	1079	原	液	—	PCPラウレート, クロル デン, ケロシン	㈱リスロン	東京都豊島区西池袋 3-29-2
//	ドルサイド	1080	原	液	—	クロルデン, ビス(トリブ チル錫)オキシド, モノ クロロオルトフェニルフェ ノール	日本農薬㈱	
//	アリダウン油 剤	1081	原	液	—	クロルデン, 有機亜鉛化合 物(ナフテン酸)	松下電工㈱	四日市北新開50
//	アリコロリン 油剤	1082	原	液	—	クロルデン, 有機錫系防腐 剤	尼崎油化㈱	尼崎市三反田町2-7-35
//	ポリイワニッ ト	1083	10	倍	水	クロルデン, ファンガミン	岩崎産業㈱	
//	ウッドクリー ン—O	1084	原	液	—	クロルデン, テトラクロル エチルチオテトラヒドロフ タルイミド, トリブチルス ズオキシド, テトラクロ ルイソフタロニトリル	日本マレニッ ト㈱	
//	アンタイザー —D-2	1085	10	倍	水	デイルドリン, ペンタクロ ルフェノールラウレート	㈱協立有機工 業研究所	
//	エバーウッド 油剤CX-300	1086	原	液	—	クロルデン, N-ニトロソ ンクロヘキシル, ヒドロ キシルアミンA ₂ 塩	神東塗料㈱	
//	ウッドキング —C	1087	原	液	—	クロルデン, ビストリブ スズオキシド	サンケイ化学 ㈱	
//	アリダウン油 剤A	1088	原	液	—	クロルデン, N-ニトロソ ンクロヘキシルヒドロキシ ルアミンA ₂ 塩	松下電工㈱	

予防剤	アリホート油剤	1089	原液	—	クロルデン, TF-100, 香料	鵬岡商事(株)	
〃	アリガード油剤	1090	原液	—	クロルデン, PCPラウレート	明治薬品工業(株)	
〃	リクトールO	1091	原液	—	クロルデン, トリプチルスズオキサイド	ケミホルツ(株)	
〃	エーデン—O	1092	原液	—	クロルデン, クエニトロチオントリプチル錫フタレート	東洋木材防腐(株)	
〃	フマキラーアリデス油剤	1093	原液	—	クロルデン, ナフテン酸亜鉛	フマキラー(株)	
〃	ブチノックス—TC	1094	原液	—	クロルデン, TBTO	(株)コシイプレザービング	
〃	パルトンPO	1095	原液	—	有機沃素, クロルデン	(株)アンドリュース商会	
〃	テルメスCO	1096	原液	—	クロルデン, ペンタークロロフェニールラウレート	イカリ消毒(株)	
〃	アリアンチ	1097	原液	—	クロルデン, クロルナフタリン, キシラザン—BDD	三共(株)	
〃	ホームアンタイザーD	1098	10倍	水	クロルデン, ペンタクロロフェニールラウレート	(株)協立有機工業研究所	東京都中央区銀座 2—7—12
〃	ディクトラン油剤2—N	1099	原液	—	クロルデン, ラウレート, ナフテン, 酸亜鉛	大日本インキ化学工業(株)	
〃	アリホートベル油剤	1100	原液	—	クロルデン, ベルサイダー灯油	明治薬品工業(株)	
〃	アントムV	1101	原液	—	クロルデン, ベルサイダー香料, 灯油	丸和化学(株)	
〃	サンケイアリサンO	1102	原液	—	クロルデン, ベルサイダー有機溶剤	琉球産経(株)	
〃	ダイクロ油剤	1103	原液	—	クロルデン, ケロシン, ベルサイダー	三丸製薬合資会社	仙台市中央3—3—3
〃	ゴールドクレスト	1104	〃	—	クロルデン, 有機溶剤, ベルサイダー	ベルシコールパシフィックリミテッド東京支社	東京都港区六本木 6—3—18
〃	ゴールドクレスト40—VE	1105	20倍	水	クロルデン乳化剤, ベルサイダー, 有機溶剤	〃	〃
〃	ゴールドクレスト40—VO	1106	20倍	灯油	クロルデン, 有機溶剤, ベルサイダー	〃	〃
〃	井筒屋シロアリシャット乳剤A	1107	10倍	水	クロルデン, キンロール, ラウゾール, 乳化剤	井筒屋化学産業(株)	
〃	井筒屋シロアリシャット油剤	1108	厚液	—	クロルデン, クロシン, ラウゾール	〃	
〃	オスモソート	1109	〃	—	クロルデン, 油性染料有機錫, 溶剤その他	(株)アンドリュース商会	
〃	エバーウッド油剤CC—300	1110	〃	—	クロルデン, 有機溶剤, ナフテン酸銅他	神東塗料(株)	
〃	サンケイアリサンA	1111	20倍	水	クロルデン, 乳化剤, ベルサイダー, 有機溶剤	琉球産経(株)	
〃	サンケイアリサンW	1112	10倍	水	クロルデン, 乳化剤, ベルサイダー有機剤	〃	
駆除剤	アリノン	2004	原液	—	ペンタクロロフェニールラウレ, クロルデン	山宗化学(株)	
〃	ウッドキーパー	2005	原液	—	PCP, DDT, γ-BHC オルトジクロルベンゼン, パラフィン, クレオソート油	(株)日本白蟻研究所	
〃	ウッドリン	2006	10倍	水	ディルドリン, ジニトロオルトクレゾール, パラニトロフェノール	日本マレニット(株)	
〃	三共アリコロシ	2007	10倍	水	クロルデン, クロルオルトフェニールフェノール, PCP, テトラクロルフェノール, パラジクロルベンゼン, クレオソート油	三共(株)	
〃	メルドリン	2009	10倍	水	ディルドリン, 有機水銀化合物	日本マレニット(株)	

//	シキラモンT Bブラウン	2011	原	液	—	クロルナフタレン, PCP その他の有機防腐剤	武田薬品工業 ㈱	
//	アントキラー	2013	原	液	—	PCP, γ -BHC, クロー ルナフタレン, パラジクロ ルベンゼン	富士白蟻研究 所	
//	ターマイトン	2015	原	液	—	クロルデン, ビストリブチ ル錫オキシサイド	前田白蟻研究 所	
//	アリシス	2016	原	液	—	クロルデン, γ -BHC, ビ ストリブチル錫オキシサイド	東洋木材防腐 ㈱	
//	アリゼット	2020	原	液	—	ディルドリン, ペンタクロ ルフェノール	協和化学㈱	鯖江市神中町2-3-36
//	コロナ	2021	10	倍	水	リンデン, エンドリン, デ ィルドリン, フェニトロチ オン (スミチオン), ディク ロールギス, トリクロルエ チレン	みくに化学㈱	東京都台東区東上野 3-36-8
//	アグトックス クリヤーC	2022	5	倍	水	PCP, 有機錫, ディルド リン, γ -BHC	㈱アンドリュ ウス商会	
//	ケミドリン	2023	原	液	—	アルドリン, ディルドリン, 有機錫化合物, ペンタクロ ロフェノール	児玉化学工業 ㈱	
//	T.D.M	2024	原	液	—	PCP, アルドリン, リン デン, ケロシン	㈱山島白蟻	清水市天神1-1-1
駆除剤	アリサニタ	2025	原	液	—	有機物, ディルドリン, リ ンデン	日本油脂㈱	
//	アリキラーヤ マト	2026	10	倍	水	リンデン, ディルドリン, アルドリン, PCP	東都防疫本社	
//	T-7.5-乳 剤Q	2028	5	倍	水	γ -BHC, アルドリン, P CP, フェノール物質	井筒屋化学産 業㈱	
//	ウッドリン- O	2031	原	液	—	ディルドリン, 4,6シニト ロオルトクレゾール, パラ マトロフェノール, ペンタ クロルフェノール	日本マレニッ ト㈱	
//	ブチノックス	2032	原	液	—	ディルドリン, ビストリブ チル錫オキシサイド	㈱コシイプレ ザービング	
//	シキラモンT Hクリア	2033	原	液	—	クロルナフタリン, PCP その他の有機防腐材	武田薬品工業 ㈱	
//	ネオアリシス	2034	原	液	—	モノジトリクロルナフタレ ン混合物, γ -BHC, トリ ブチル錫オキシサイド, メチ ルナフタレン	東洋木材防腐 ㈱	
//	ウッドエッ S	2035	原	液	—	クロルナフタリン, クロル デン, モノクロロオルソフ ェニルフェノール	日本カーリッ ト㈱	
//	アントノン- Z	2036	原	液	—	ディルドリン, モノクロル ナフタリン, ペンタクロル フェノール, ノンソルファ ーソルベント	全環製薬㈱	
//	アンタイザー W	2037	原	液	—	ディルドリン, ナフテン酸 銅	㈱協立有機工 業研究所	
//	アンタイザー D	2038	10	倍	水	ディルドリン, ペンタクロ ルフェノール	//	
//	アリキラーダ ーク	2039	原	液	—	トリブチル錫オキシサイド	吉富製薬㈱	
//	アリキラーク リヤー	2040	原	液	—	トリブチル錫オキシサイド, クロルデン	//	
//	サンプルザー S	2041	原	液	—	サリチルアニライド, チオ フォスフェイト, ジェチル トルアミド	山陽木材防腐 ㈱	
//	アリゾール	2043	原	液	—	アビエチルアミン・ペンタ クロルフェネート, アルド リン, キシロール	大日本木材防 腐㈱	
//	ケミガード- O	2044	原	液	—	クロルナフタリン, 有機錫 化合物, ナフテン酸金属塩	児玉化学工業 ㈱	
//	アリゾールE	2045	10	倍	水	アビエチルアミン・ペンタ クロルフェノール, クロル ナフタリン (軟化点95°C) アルドリン, キシロール	大日本木材防 腐㈱	

//	ドルドップ	2046	原液	—	クロルデン, ビス(トリブチル錫)オキシド	日本農薬(株)	
//	特製ドルドップ	2047	原液	—	クロルデン, クロルフェニルフェノール	//	
//	ケミロッカーO	2048	原液	—	クロルデン, クロルナフタリン	児玉化学工業(株)	
//	エバーウッド油剤C300	2049	原液	—	クロルデン, 有機錫系防腐剤	神東塗料(株)	
//	シエルドライト	2050	20—40倍	水	ディルドリン, キシン	シエル化学(株)	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5
//	アンタイザーLP	2051	2倍	水	クレオソート油, トリクロルナフタリン, モノクロルオルソフェニルフェノール	(株)協立有機工業研究所	
//	アントム乳剤	2052	20倍	水	クロルデン, DDVP	丸和化学(株)	
//	ケミロック	2053	10倍	水	クロルデン, ナフテン酸金属塩, 有機錫化合物	児玉化学工業(株)	
//	メルドリン20	2054	40倍	水	ディルドリン	日本マレニット(株)	
//	ウッドリン20	2055	40倍	水	ディルドリン, 4,6-ジニトロ-O-クレゾール, トリブチルスズオキシド	//	
駆除剤	サンプルザーO	2056	原液	—	クロルデン, ペンタクロルフェノールラウレート, フェニトロチオン	山陽木材防腐(株)	
//	サンプルザーW	2057	20倍	水	クロルデン, TBT-Oフェトロチオン	//	
//	ブチノックス	2058	原液	—	クロルデン, 8-オキシキノール銅	(株)コシイプレザービング	
//	エバーウッドCB-300	2061	原液	—	クロルデン, ナフテン酸亜鉛	神東塗料(株)	
//	パラギタンO	2062	原液	—	Na-PCP, ディルドリン	三共消毒商事(株)	
//	ポリイワニット乳剤	2063	20倍	水	ディルドリン C ₁₂ H ₁₈ Cl ₆ O ダイクソゾール201	岩崎産業(株)	
//	アリハツケンO	2065	原液	—	クロルデン, ビス-トリ-N-フチルスズオキシド, ケロシン	大阪化成(株)	
//	アリキラー乳剤	2066	30倍	水	クロルデン, キシン	吉富製薬(株)	
//	アリコロリン油剤	2067	原液	—	アルドリン, ケロシン	(株)リスロン	
//	ポリイワニット油剤	2068	原液	—	クロルデン, 錫化合物(ビストリブチルスズオキシド)	岩崎産業(株)	
//	ダイクトラン油剤2	2069	原液	—	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロル-3a,4,7-7aテトラヒドロ-4,7-メタノインデン, ビストリブチルチンオキシド	大日本インキ化学工業(株)	
//	アントムゴールド	2070	原液	—	クロルデン, 1F-10000	丸和化学(株)	
//	アリノック油剤	2071	原液	—	クロルデン, PCP	東洋化学薬品(株)	
//	アリコロパーK	2072	原液	—	クロルデン, ビスオキシド	有恒薬品工業(株)	
//	アリコロパーM	2073	20倍	水	クロルデン	//	
//	ニッサンアリサニタP	2074	原液	—	クロルデン, ラウゾール(ペンタクロロフェニルラウレート)	日本油脂(株)	
//	アリメツS	2075	20倍	水	クロルデン, 脱臭ケロシン	第一消毒(株)	国分寺市本多3-10-15
//	トリデンTC-80	2076	原液	—	クロルデン, トリブチンオキシド	松栄化学工業(株)	
//	アリハツケン40	2077	20倍	水	クロルデン, ケロシン	大阪化成(株)	

〃	アリコロリン 2号	2078	原	液	—	PCPラウレート, クロル デン, ケロシン	(株)リスロン	
〃	ドルサイド	2079	原	液	—	クロルデン, ビス(トリブ チル錫)オキシド, モノ クロオルトフェニルフェノ ール	日本農薬(株)	
〃	アリダウン油 剤	2080	原	液	—	クロルデン, 有機重鉛化合 物, ナフテン酸亜鉛	松下電工(株)化 学材料事業部	
〃	サトコート油 剤	2081	原	液	—	クロルデン, プレミアムス ミチオン	イサム塗料(株)	
〃	アリコロ油 剤	2082	原	液	—	クロルデン, 有機錫系防腐 剤	尼崎油化(株)	
〃	ウッドクリー ンO	2083	原	液	—	クロルデン, トリブチルス ズオキシド, テトラクロ ルイソフタロニトリル, テ トラクロルエチルチオテ ラヒドロフタルイミド	日本マレニッ ト(株)	
〃	ウッドクリー ン	2084	20	倍	水	クロルデン	〃	
〃	エバーウッド 油剤CX-300	2085	原	液	—	クロルデン, N-ニトロソ ーシクロヘキシルヒドロキ シアミンA ₀ 塩	神東塗料(株)	
〃	ウッドキング C	2086	原	液	—	クロルデン, ビストリブチ ルスズオキシド	サンケイ化学 (株)	
駆除剤	アリダウン油 剤A	2087	原	液	—	クロルデン, N-ニトロソ ーシクロヘキシルヒドロキ シアミンA ₀ 塩	松下電工(株)四 日市工場	
〃	アリホート油 剤	2088	原	液	—	クロルデン, 1F100	鵬図商事(株)	
〃	アリガード油 剤	2089	原	液	—	クロルデン, PCPラウレ ート	明治薬品工業 (株)	
〃	アリガード乳 剤	2090	10	倍	水	クロルデン, 乳化剤KH13	〃	
〃	ネオアリガード 乳剤	2091	20	倍	水	クロルデン, 乳化剤KH13	〃	
〃	リクトールO	2092	原	液	—	クロルデン, トリブチルス ズオキシド	ケミホルツ(株)	
〃	フマキラー アリデス油剤	2093	原	液	—	クロルデン, ナフテン酸亜 鉛	フマキラー(株)	
〃	フマキラーア リデス40乳剤	2094	10	倍	水	クロルデン, 界面活性剤	〃	
〃	ブチノックス -TC	2095	原	液	—	クロルデンTBTO	(株)コシイプレ ザービング	
〃	パルトンEN	2096	15	倍	水	クロルデン, 二臭化エチレ ン	(株)アンドリュ ウス商会	
〃	アリハッケン 80	2097	40	倍	水	クロルデン, ケシロン	大阪化成(株)	
〃	テルメスGO	2098	原	液	—	クロルデン, ペンタクロロ フェニルラウレート	イカリ消毒(株)	
〃	アリアンチ	2099	原	液	—	クロルデン, クロルナフタ リン, キシランザン-BD	三共(株)	
〃	ディクトラン 油剤2-N	2100	原	液	—	クロルデン, ラウレート, ナフテン酸亜鉛	大日本インキ 化学工業(株)	
〃	ポリイワニッ ト30	2101	30	倍	水	クロルデン, 有機溶剤, 液 化剤	岩崎産業(株)	
〃	アリホートベ ル乳剤	2102	原	液	—	クロルデン, ベルサイダー 灯油	明治薬品工業 (株)	
〃	サンケイアリ サンO	2103	原	液	—	クロルデン, ベルサイダー 有機溶剤	琉球産経(株)	
〃	ギノン乳剤20 A	2104	20	倍	水	ケロシン, キシロール, デ ルドリン, トキサノン, ノ ンポール	三光薬品(株)	神戸市生田区下山手通 5-16
〃	タイクロン油 剤	2105	原	液	—	クロルデン, ケロシン, ベ ルサイダー	三丸製薬合資 会社	
〃	ゴールドクレ スト 2-VO	2106	〃	〃	—	クロルデン, 有機溶剤, ベ ルサイダー	ベルシコール パンフィック リミテッド東 京支社	

駆除剤	ゴールドクレ スト 40-V E	2107	20	倍	水	クロルデン, 乳化剤, ベル サイダー, 有機溶剤	〃	
〃	ゴールドクレ スト 40-V O	2108	20	倍	灯油	クロルデン, 有機溶剤, ベ ルサイダー	〃	
〃	井筒屋 シロアリシヤ ット乳剤A	2109	10	倍	水	クロルデン, キンロール, ラウゾール, 乳化剤	井筒屋化学産 業(株)	
〃	エバーウッド 油剤C C-300	2110	原	液	—	クロルデン, 有機溶剤, ナ フテン酸銅	神東塗料(株)	
〃	サンケイ アリサンA	2111	20	倍	水	クロルデン, 乳化剤, ベル サイダー, 有機溶剤	硫球産経(株)	
〃	サンケイ アリサンW	2112	10	倍	水	クロルデン, 乳化剤, ベル サイダー, 有機溶剤	〃	
〃	アンタイザー E-2	2113	40	倍	水	ディルドリン溶剤, 界面活 性剤	(株)協立有機工 業研究所	
土壌 処理剤	アリデン末	3001	原	粉	—	クロルデン	三共(株)	
〃	アリデン	3002	20	倍	水	クロルデン	〃	
〃	アリノンSM	3003	20	倍	水	クロルデン	山宗化学(株)	
〃	アリノンパウ ダー	3004	原	粉	—	クロルデン	〃	
〃	クレオーゲン	3005	3	倍	水	クレオソート油, クロルデ ン, トリブチル錫オキサ イド, γ -BHC	東洋木材防腐 (株)	
〃	メルドリン	3006	10	倍	水	ディルドリン, 有機水銀化 合物	日本マレニッ ト(株)	
〃	メルドリンP	3007	原	粉	—	ディルドリン	〃	
〃	アントキラ	3010	原	粉	—	ディルドリン, γ -BHC	富士白蟻研究 所	
〃	ターマイトキ ラー2号	3011	20	倍	水	クロルデン	東洋木材防腐 (株)	
〃	ターマイトン SD	3012	10	倍	水	ディルドリン, γ -BHC	前田白蟻研究 所	
〃	アントキラ 乳剤	3013	30	倍	水	ディルドリン	富士白蟻研究 所	
〃	ソリュウム粉 剤	3015	原	粉	—	リンデン, アルドリン, タ ルク(粉末)	(株)山島白蟻	
〃	キルビ	3018	5	倍	水	ディルドリン, リンデン, カクサン剤	武田薬品工業 (株)	
〃	T-7.5乳剤 U	3019	10	倍	水	γ -BHC, アルドリン	井筒屋化学産 業(株)	
〃	ネオクリオー ゲン	3023	3	倍	水	ディルドリン, トリブチル 錫オキサイド	東洋木材防腐 (株)	
土壌 処理剤	アンタイザー E	3024	20	倍	水	ディルドリン	(株)協立有機工 業研究所	
〃	アリゾール S	3025	25	倍	水	アビエチルアミン・ベンタ クロルフェノール, アルド リン, キシロール	大日本木材防 腐(株)	
〃	ウッドエース G	3026	20	倍	水	クロルデン	日本カーリッ ト(株)	
〃	ニッサンアリ サニタE	3027	20	倍	水	クロルデン	日本油脂(株)	
〃	ドルトップ乳 剤50	3028	30	倍	水	クロルデン	日本農薬(株)	
〃	エバーウッド 乳剤C-100	3029	10	倍	水	クロルデン	神東塗料(株)	
〃	エバーウッド 乳剤-C200	3030	20	倍	水	クロルデン	〃	
〃	シエルドライ ト	3031	20—40倍		水	ディルドリン, キシレン	シエル化学(株)	
〃	ケミロッカー GL	3032	40倍以内		水	クロルデン	児玉化学工業 (株)	
〃	アリノック乳 剤	3033	10	倍	水	クロルデン	東洋化学薬品 (株)	
〃	メルドリン20	3034	40	倍	水	ディルドリン	日本マレニッ ト(株)	

//	サンソイルー W	3035	30	倍	水	クロルデン	山陽木材防腐 ㈱	
//	パラギタンー W	3036	30	倍	水	ディルドリン	三共消毒商事 ㈱	
//	ポリワイニッ ト乳剤	3037	20	倍	水	ディルドリン C ₁₂ H ₈ C ₆ O	岩崎産業㈱	
//	アリハツケン 20	3038	10	倍	水	クロルデン, ケロシン	大阪化成㈱	
//	アリハツケン 40	3039	20	倍	水	クロルデン, ケロシン	//	
//	アリキラー乳 剤	3040	30	倍	水	クロルデン, キシレン	吉富製薬㈱	
//	アリコロリン 乳剤	3041	10	倍	水	アルドリン, 芳香族溶剤, ミネラルスピリット	㈱リスロン	
//	アリサンC	3042	30	倍	水	クロルデン	琉球産経㈱	沖縄県豊見城村字高安 586
//	コシクロール	3043	30	倍	水	クロルデン	㈱コシイプレ ザービング	
//	テイクトラン 乳剤	3044	20	倍	水	クロルデン	大日本インキ 化学工業㈱	
//	アリコロパ ーM	3045	20	倍	水	クロルデン	有恒薬品工業 ㈱	
//	トリデンGー 85	3046	20	倍	水	クロルデン	松栄化学工業 ㈱	
//	アリコロリン 乳剤2号	3047	10	倍	水	クロルデン	㈱リスロン	
//	アリダウン乳 剤	3048	20	倍	水	クロルデン	松下電工㈱化 学材料事業部	
//	サトコール乳 剤	3049	20	倍	水	クロルデン	イサム塗料㈱	
//	アリコロリン 乳剤	3050	10	倍	水	クロルデン	尼崎油化㈱	
//	ウッドクリー ン	3051	20	倍	水	クロルデン	日本マレニッ ト㈱	
//	エバーウッド 乳剤C-500	3052	37.5	倍	水	クロルデン	神東塗料㈱	
//	ウッドキング A	3053	20	倍	水	クロルデン	サンケイ化学 ㈱	鹿児島市郡元町880
//	エバーウッド C末	3054	原	粉	—	クロルデン	神東塗料㈱	
//	アリホート乳 剤	3055	20	倍	水	クロルデン	鵬図商事㈱	東京都新宿区四谷1-20
//	ネオアリガー ド乳剤	3056	20	倍	水	クロルデン	明治薬品工業 ㈱	東京都新宿区西早稲田 2-11-13
//	リクトールT M	3057	20	倍	水	クロルデン	ケミホルツ㈱	京都府久世郡久御山町佐 山新開地194-1
土 壤 処理剤	テルメスサン ド	3058	原	末	—	クロルデン, 鉱物粉末, 撥 水剤	イカリ消毒㈱	東京都新宿区新宿 3-23-7
//	エーデンーW	3059	10	倍	水	クロルデン, 界面活性剤	東洋木材防腐 ㈱	
//	フマキラー アリデス	3060	10	倍	水	クロルデン, 界面活性剤他	フマキラー㈱	
//	ドルサイド乳 剤	3061	25	倍	水	クロルデン, BPMC	日本農薬㈱	
//	コシクロール ーD	3062	40	倍	水	デルドリン, 乳化剤他	㈱コシイプレ ザービング	
//	テルメスーE	3063	20	倍	水	クロルデン, 乳化剤, 炭化 水素系溶剤	イカリ消毒㈱	
//	アリハツケン 80	3064	40	倍	水	クロルデン, ケシロン, 乳 化剤	大阪化成㈱	
//	ホーム アンタイザー	3065	25	倍	水	クロルデン, 溶剤, 界面活 性剤	㈱協立有機工 業研究所	
//	ドルガートG 12粒剤	3066	原	粒	—	クロルデン, 有機溶媒等, 乳化剤, 増養剤	日本農薬㈱	
//	ポリイワニッ ト30	3067	30	倍	水	クロルデン, 液化剤, 有機 溶剤	岩崎産業㈱	
//	アントムF	3068	20	倍	水	クロルデン, 溶剤, 乳化剤	丸和化学㈱	

//	ギノン乳剤20 A	3069	20	倍	水	ケロシン, キシロール, デ ルドリン, トキサノン, ノ ニポール	三光薬品(株)	
//	ダイクロン乳 剤40	3070	20	倍	水	クロルデン, ケロシン, 乳 化剤VT207	三丸製薬合資 会社	
//	ダイクロン乳 剤20	3071	10	倍	水	クロルデン, ケロシン, 乳 化剤VT207	//	
//	井筒屋 シロアリシヤ ット乳剤B	3072	10	倍	水	クロルデン, 乳化剤, キン ロン	井筒屋化学産 業(株)	
//	アリホート乳 剤	3073	37.5	倍	水	クロルデン溶剤, 乳化剤	明治薬品工業 (株)	
//	オスモソール 40	3074	40	倍	水	クロルデン, 展着剤, 溶剤, 乳化剤	(株)アンドリュ ウス商会	
//	アンタイザー E-2	3075	40	倍	水	ティルドリン溶剤, 界面活 性剤	(株)協立有機工 業研究所	
燻蒸剤	エキボン	4001	原	液	-	酸化エチレル, 臭化メチル	液化炭酸(株)	東京都北区志茂5-20-8

しろあり防蟻材料認定商品名一覧表

(昭和51. 12. 1 現在)

認 定 番 号	商 品 名	注 入 薬 剤	製 造 元		電 話
			名 称	所 在 地	
第1号	グリーンウッド	トヨゾールおよび ポリデンソルト	東洋木材防腐株式会社	大阪市此花区桜島 3-2-15	06(461) 0431
第2号	PGスケヤーおよ びPGアピトン	ペンタグリーン	山陽木材防腐株式会社	東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル	03(454) 6011
第3号	サンインPGスケ ヤー	ペンタグリーン	山陰木材防腐株式会社	東京都千代田区有楽町 1-10-1	03(212) 7888
第4号	ポリデンウッド	ポリデンソルト	(株)コシイブレザービング	大阪市住之江区御崎 4-11-15	06(685) 8737
第5号	富士土台	ポリデンソルト	清水港木材産業協同組合	清水市富士見町2-5	0543(53) 3231
第6号	デンソー	ポリデンソルトK -33	シュリロ貿易株式会社	東京都港区新橋 6-17-20	03(433) 4251
第7号	ロックウッド	ネオイワニッド	岩崎産業株式会社	東京都中央区銀座 2-7-11	03(561) 0136

会員の皆様へ

「しろあり防除処理標準仕様書」についての要望書提出方依頼

協会では現在「しろあり防除処理標準仕様書の見なおしを行なっております。皆様の防除処理の実務を通して改正して欲しい点, 又付加して欲しい点をどしどし要望して下さい。皆んなでよりよい仕様書を作りましょう。改正の時期の関係もありますので昭和52年4月末日までに協会宛御送付下さい。

新 会 員

昭和52年 8月20日現在

(しろあり防除処理業者)

登録番号 第591号
事業所名 常盤ピーシーオー株式会社
代表者氏名 取締役社長 枝廣省三
資本金 金 200万円
設立年月日 昭和49年10月1日
事業所所在地 〒759-02 宇部市大字妻崎開作860-1
電 話 0832-41-6111, 41-6320
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 および登録番号 番屋右二 第1741号

登録番号 第594号
事業所名 イソベ化学白蟻工業
代表者氏名 磯部洋志
資本金 金 150万円
設立年月日 昭和45年10月15日
事業所所在地 〒862 熊本市健軍2-13-10
電 話 0963-68-2520
従業員数 技術系4名, 事務系, 1名, 計5名
防除施工士氏名 および登録番号 磯部洋志 第724号

登録番号 第592号
事業所名 環境サービス
代表者氏名 高橋 章
資本金 金 150万円
設立年月日 昭和49年4月1日
事業所所在地 〒371 前橋市文京町3-16-15
電 話 0272-21-9416
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 および登録番号 高橋 章 第1355号

登録番号 第595号
事業所名 前菌白蟻施工所
代表者氏名 前菌曾右衛門
資本金 金 万円
設立年月日 昭和41年6月1日
事業所所在地 〒860 熊本市八景水谷1-24-3
電 話 0963-44-8519
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 および登録番号 前菌曾右衛門 第372号

登録番号 第593号
事業所名 株式会社第一福岡白蟻研究社
代表者氏名 代表取締役 内田友吉
資本金 金 100万円
設立年月日 昭和50年10月22日
事業所所在地 〒814 福岡市西区姪ノ浜町1513
電 話 092-891-2688
従業員数 技術系7名, 事務系2名, 計9名
防除施工士氏名 および登録番号 内田好夫, 内田 登 第1639号, 第1640号

登録番号 第596号
事業所名 (有)肥後化学白蟻研究所
代表者氏名 代表取締役 上田泰一
資本金 金 100万円
設立年月日 昭和49年3月1日
事業所所在地 〒862 熊本市竜田町上立田1178-9
電 話 0963-38-0107
従業員数 技術系3名, 事務系2名, 計5名
防除施工士氏名 および登録番号 北里 瞳 第1403号

登録番号 第597号
事業所名 松本白蟻研究所
代表者氏名 近藤碩臣
資本金 金 万円
設立年月日 大正14年11月4日
事業所所在地 〒866 八代市八幡町1-8
電話 09653-2-4615
従業員数 技術系2名, 事務系2名, 計4名
防除施工士氏名 近藤碩臣
および登録番号 第1266号

登録番号 第598号
事業所名 (有)清水白蟻工業所
代表者氏名 代表取締役 村上信朗
資本金 金 200万円
設立年月日 昭和50年4月1日
事業所所在地 〒860 熊本市清水亀井町43-64
電話 0963-44-8133, 44-6440
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 村上信朗
および登録番号 第198号

登録番号 第599号
事業所名 (有)清水白蟻工業所大分支店
代表者氏名 代表取締役 村上信朗
資本金 金 200万円
設立年月日 昭和50年4月1日
事業所所在地 〒870 大分市花津留8組8
電話 0975-21-1466
従業員数 技術系5名, 事務系2名, 計7名
防除施工士氏名 庵村敬一郎, 大沢秀俊
および登録番号 第1182号, 第1183号

登録番号 第600号
事業所名 三和白蟻工業
代表者氏名 小森田 武
資本金 金 万円
設立年月日 昭和35年7月15日
事業所所在地 〒860 熊本市南千反畑町12-14
電話 0963-52-4953
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 小森田武
および登録番号 第804号

登録番号 第601号
事業所名 タケダ白蟻工業有限会社
代表者氏名 代表取締役 中村一茂
資本金 金50万円
設立年月日 昭和45年11月9日
事業所所在地 〒860 熊本市紺屋今町1-6
電話 0963-54-1001 (代)
従業員数 技術系4名, 事務系1名, 計5名
防除施工士氏名 中村一茂
および登録番号 第525号

登録番号 第602号
事業所名 有限会社相互白蟻工業社
代表者氏名 代表取締役 村松 勉
資本金 金 20万円
設立年月日 昭和50年5月12日
事業所所在地 〒862 熊本市健軍町3667-8
電話 0963-67-4728
従業員数 技術系2名, 事務系 名, 計2名
防除施工士氏名 村松 勉
および登録番号 第1852号

登録番号 第603号
事業所名 有限会社泉白蟻工業
代表者氏名 代表取締役 嶋村輝吉
資本金 金50万円
設立年月日 昭和46年11月10日
事業所所在地 〒862 熊本市尾の上1-32-5
電話 0963-81-5656 (代)
従業員数 技術系3名, 事務系2名, 計, 5名
防除施工士氏名 嶋村輝吉
および登録番号 第1674号

登録番号 第604号
事業所名 田代白蟻工業株式会社
代表者氏名 取締役社長 坂口兼重
資本金 金40万円
設立年月日 大正3年4月1日
事業所所在地 〒860 熊本市北千反畑町3-11
電話 0963-43-2219
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 坂口兼重
および登録番号 第284号

登録番号 第605号
事業所名 戸木田白蟻工業所
代表者氏名 戸木田文雄
資本金 金100万円
設立年月日 昭和38年10月15日
事業所所在地 〒861-21 熊本市秋津町沼山津720
電話 0963-68-6837
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 戸木田文雄
および登録番号 第826号

登録番号 第606号
事業所名 古澤化学白蟻工業有限公司
代表者氏名 代表取締役 古澤 寿
資本金 金50万円
設立年月日 昭和41年5月7日
事業所所在地 〒862 熊本市出水4-366
電話 0963-71-7001
従業員数 技術系2名, 事務系0名, 計, 2名
防除施工士氏名 古澤 寿
および登録番号 第296号

登録番号 第607号
事業所名 有限会社東洋住宅管理熊本工業社
代表者氏名 取締役 竹山 勇
資本金 金100万円
設立年月日 昭和45年3月20日
事業所所在地 〒860 熊本市清水町大字麻生田
1794-2
電話 0963-38-8858
従業員数 技術系1名, 事務系1名, 計2名
防除施工士氏名 竹山 勇
および登録番号 第1586号

登録番号 第608号
事業所名 橋口白蟻工業所
代表者氏名 橋口辰夫
資本金 金100万円
設立年月日 昭和37年5月 日
事業所所在地 〒860 熊本市黒髪2-19-10
電話 0963-44-1677
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 井上直喜
および登録番号 第712号

登録番号 第609号
事業所名 有限会社西日本防蟻工業
代表者氏名 代表取締役 國武壽鶴
資本金 金30万円
設立年月日 昭和47年10月6日
事業所所在地 〒861-24 菊池郡大津町大字外牧
1267-1
電話 09629-3-3937
従業員数 技術系2名, 事務系1名, 計3名
防除施工士氏名 國武壽鶴
および登録番号 第1846号

登録番号 第610号
事業所名 有限会社邦正白蟻工業社
代表者氏名 代表取締役 森田 勇
資本金 金50万円
設立年月日 昭和45年10月22日
事業所所在地 〒862 熊本市国府3-16-48
電話 0963-66-7046
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 森田 勇
および登録番号 第1884号

登録番号 第611号
事業所名 有限会社東洋白蟻工業社
代表者氏名 代表取締役 喜多尚純
資本金 金50万円
設立年月日 昭和50年6月2日
事業所所在地 〒861-22 熊本市戸島町3067-3
電話 0963-69-3231
従業員数 技術系1名, 事務系 名, 計1名
防除施工士氏名 喜多尚純
および登録番号 第1860号

登録番号 第612号
事業所名 秋光社
代表者氏名 藤原利一
資本金 金150万円
設立年月日 昭和47年8月 日
事業所所在地 〒862 熊本市神水本町19-4
電話 0963-71-2240
従業員数 技術系2名, 事務系1名, 計3名
防除施工士氏名 藤原利一
および登録番号 第2086号

登録番号 第613号
事業所名 有限会社共栄化学白蟻工業
代表者氏名 代表取締役 大塚哲哉
資本金 金50万円
設立年月日 昭和47年6月15日
事業所所在地 〒862 熊本市水前寺1-10-8
電話 0963-66-2470, 63-0730
従業員数 技術系2名, 事務系2名, 計4名
防除施工士氏名 大塚哲哉
および登録番号 第518号

登録番号 第614号
事業所名 濱崎白蟻駆除予防研究所
代表者氏名 濱崎重徳
資本金 金 万円
設立年月日 昭和41年7月1日
事業所所在地 〒890 鹿児島市紫原2-48-26
電話 0992-55-9414, 53-3609
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 濱崎重徳
および登録番号 第312号

登録番号 第615号
事業所名 西日本白蟻駆除研究所
代表者氏名 田中義郎
資本金 金300万円
設立年月日 昭和42年1月24日
事業所所在地 〒852 長崎市川平町1544-11
電話 44-6986
従業員数 技術系4名, 事務系1名, 計5名
防除施工士氏名 田中義郎
および登録番号 第641号

登録番号 第616号
事業所名 三和白蟻工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 野口 貢
資本金 金100万円
設立年月日 昭和49年9月13日
事業所所在地 〒157 世田谷区南烏山6-33-30
電話 03-307-2033
従業員数 技術系6名, 事務系2名, 計8名
防除施工士氏名 菅原 洋
および登録番号 第1997号

登録番号 第617号
事業所名 大和商会消毒センター
代表者氏名 角 峯男
資本金 金100万円
設立年月日 昭和47年10月1日
事業所所在地 〒890 鹿児島市玉里町3662-1
電話 0992-23-0521
従業員数 技術系2名, 事務系1名, 計3名
防除施工士氏名 角 峯男
および登録番号 第1014号

登録番号 第618号
事業所名 三州駆除シロアリ予防
代表者氏名 林 幸正
資本金 金 万円
設立年月日 昭和43年5月1日
事業所所在地 〒892 鹿児島市柳町6-8
電話 0992-22-7067
従業員数 技術系1名, 事務系1名, 計2名
防除施工士氏名 林 幸正
および登録番号 第374号

登録番号 第619号
事業所名 ときわ白蟻研究所
代表者氏名 幡井充雄
資本金 金 万円
設立年月日 昭和41年4月1日
事業所所在地 〒300-15 北相馬郡藤代町宮和田283
電話 02978-2-5333
従業員数 技術系4名, 事務系2名, 計6名
防除施工士氏名 幡井充雄
および登録番号 第1902号

登録番号 第620号
事業所名 有限会社マルミヤ蟻研
代表者氏名 取締役 宮添信次
資本金 金100万円
設立年月日 昭和51年5月13日
事業所所在地 〒810 福岡市中央区平尾5-4-13
電話 092-521-0873
従業員数 技術系2名, 事務系1名, 計3名
防除施工士氏名 宮添 勝
および登録番号 第731号

登録番号 第 621 号
事業所名 押川白蟻駆除予防工務所
代表者氏名 押川清保
資本金 金 万円
設立年月日 大正10年 月 日
事業所所在地 〒880-21 宮崎市大字浮田3088
電話 0985-48-1531
従業員数 技術系 1 名, 事務系 名, 計 1 名
防除施工士氏名 および登録番号 押川清保 第 757 号

登録番号 第 625 号
事業所名 有限会社中川工務店
代表者氏名 代表取締役 中川 清
資本金 金 100万円
設立年月日 昭和48年 9 月 5 日
事業所所在地 〒770 徳島市津田本町5-2-111
電話 0886-62-1324, 2043
従業員数 技術系 2 名, 事務系 1 名, 計 3 名
防除施工士氏名 および登録番号 中川和男 第1869号

登録番号 第 622 号
事業所名 富士白蟻研究所
代表者氏名 出来 正
資本金 金 万円
設立年月日 昭和37年 4 月 日
事業所所在地 〒897-11 加世田市小湊8161
電話 09935-3-9207
従業員数 技術系 2 名, 事務系 1 名, 計 3 名
防除施工士氏名 および登録番号 出来 正 第 159 号

登録番号 第 626 号
事業所名 岩崎産業株式会社
代表者氏名 代表取締役 岩崎与八郎
資本金 金 8 億円
設立年月日 昭和15年 4 月 日
事業所所在地 〒891-01 鹿児島市東開町7
電話 0992-69-3369
従業員数 技術系60名, 事務系250名, 計310名
防除施工士氏名 および登録番号 椎原敬夫, 長野隆史, 西園靖彦, 第 949 号, 第1621号, 第2056号, 大田和信 第2057号

登録番号 第 623 号
事業所名 日産しろあり駆除工業社
代表者氏名 竹之内和子
資本金 金 万円
設立年月日 昭和27年 3 月 日
事業所所在地 〒857 佐世保市藤原町36-4
電話 0956-31-3639
従業員数 技術系 4 名, 事務系 1 名, 計 5 名
防除施工士氏名 および登録番号 竹之内和子, 竹之内九八郎 第 864 号, 第 165 号

登録番号 第 627 号
事業所名 森山白蟻研究所
代表者氏名 森山大助
資本金 金 万円
設立年月日 昭和47年 4 月 1 日
事業所所在地 〒816 大野城市大字牛頸1866-4
電話 596-2456
従業員数 技術系 2 名, 事務系 1 名, 計 3 名
防除施工士氏名 および登録番号 森山大助 第 399 号

登録番号 第 624 号
事業所名 有限会社東洋白蟻工務店
代表者氏名 代表取締役 嶋田義憲
資本金 金65万円
設立年月日 昭和48年 4 月 5 日
事業所所在地 〒801 北九州市門司区上本町2-9
電話 093-321-7484
従業員数 技術系 4 名, 事務系 2 名, 計 6 名
防除施工士氏名 および登録番号 嶋田義憲 第 889 号

登録番号 第 628 号
事業所名 光和白蟻工事社
代表者氏名 比嘉弘武
資本金 金 150万円
設立年月日 昭和45年 4 月 日
事業所所在地 〒905 名護市字名護2605
電話 09805-2-3917
従業員数 技術系 3 名, 事務系 1 名, 計 4 名
防除施工士氏名 および登録番号 比嘉弘武 第1578号

登録番号 第629号
事業所名 有限会社佐竹商会、佐竹しろあり研究所
代表者氏名 代表取締役 竹之内幸雄
資本金 金100万円
設立年月日 昭和49年11月29日
事業所所在地 〒857 佐世保市赤崎町764-3
電話 0956-28-0374, 31-3700
従業員数 技術系2名, 事務系1名, 計3名
防除施工士氏名 竹之内幸雄
および登録番号 第805号

登録番号 第633号
事業所名 株式会社昭和建物保存センター
代表者氏名 代表取締役 米田 昭
資本金 金100万円
設立年月日 昭和48年10月8日
事業所所在地 〒166 杉並区高円寺南2-19-1
由起ビル
電話 03-315-3901
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 米田日出夫
および登録番号 第1372号

登録番号 第630号
事業所名 ホームサービス株式会社
代表者氏名 代表取締役 樋口 勲
資本金 金300万円
設立年月日 昭和46年3月 日
事業所所在地 〒577 東大阪市中小坂316
電話 06-724-3601, 8101
従業員数 技術系7名, 事務系2名, 計9名
防除施工士氏名 樋口 勲, 荒木 裕
および登録番号 第699号, 第697号

登録番号 第634号
事業所名 相武日東エース株式会社
代表者氏名 代表取締役 田村 豊
資本金 金200万円
設立年月日 昭和48年3月10日
事業所所在地 〒194 町田市旭町1-16-24
電話 0427-23-1537
従業員数 技術系7名, 事務系3名, 計10名
防除施工士氏名 田村 豊
および登録番号 第1776号

登録番号 第631号
事業所名 松尾白蟻研究所
代表者氏名 松尾 守
資本金 金 万円
設立年月日 昭和25年3月 日
事業所所在地 〒854-06 南高来郡小浜町飛子578-2
電話 09577-4-9865
従業員数 技術系2名, 事務系1名, 計3名
防除施工士氏名 松尾 守
および登録番号 第1879号

登録番号 第635号
事業所名 株式会社ラットパトロール消毒
代表者氏名 代表取締役 酒井奎吾
資本金 金300万円
設立年月日 昭和50年3月1日
事業所所在地 〒461 名古屋市東区東桜1-4-37
電話 052-951-5648 (代)
従業員数 技術系8名, 事務系3名, 計11名
防除施工士氏名 酒井奎吾
および登録番号 第1950号

登録番号 第632号
事業所名 邦和理工株式会社
代表者氏名 代表取締役 片山重磨
資本金 金100万円
設立年月日 昭和45年7月1日
事業所所在地 〒320 宇都宮市若草町2686-6
電話 0286-24-8991 (代)
従業員数 技術系7名, 事務系1名, 計8名
防除施工士氏名 菊池秀昭
および登録番号 第1784号

登録番号 第636号
事業所名 有限会社サニター
代表者氏名 代表取締役 小笠原 進
資本金 金50万円
設立年月日 昭和42年1月10日
事業所所在地 〒430 浜松市上島町2989
電話 0534-72-3210
従業員数 技術系8名, 事務系7名, 計15名
防除施工士氏名 萩 昌司
および登録番号 第2140号

登録番号 第637号
事業所名 株式会社埼玉消毒
代表者氏名 代表取締役 半貫勇三
資本金 金60万円
設立年月日 昭和47年2月22日
事業所所在地 〒350-13 狭山市柏原1106
電話 0429-53-2754
従業員数 技術系7名, 事務系3名, 計10名
防除施工士氏名 および登録番号 半貫常春 第1328号

登録番号 第638号
事業所名 関西化工株式会社
代表者氏名 代表取締役 山下大作
資本金 金100万円
設立年月日 昭和35年10月10日
事業所所在地 〒670 姫路市飯田410
電話 0792-34-1235
従業員数 技術系5名, 事務系33名, 計38名
防除施工士氏名 および登録番号 川口順造 第1872号

登録番号 第639号
事業所名 株式会社ピコイ白蟻研究所長野支店
代表者氏名 支店長 堀越益夫
資本金 金400万円
設立年月日 昭和51年12月1日
事業所所在地 〒380 長野市大字南堀字大道北 1663-12
電話 0262-44-6471
従業員数 技術系5名, 事務系1名, 計6名
防除施工士氏名 および登録番号 堀越益夫, 吉澤直和 第1788号, 第2051号

登録番号 第641号
事業所名 協和消毒
代表者氏名 小澤十一
資本金 金200万円
設立年月日 昭和52年6月21日
事業所所在地 〒183 府中市片町3-12-3
電話 0423-64-3245
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 および登録番号 涌井康守 第1976号

登録番号 第642号
事業所名 株式会社ラット
代表者氏名 代表取締役 菱岡利嗣
資本金 金350万円
設立年月日 昭和52年1月13日
事業所所在地 〒805 北九州市八幡東区大蔵 2-15-20
電話 651-5012, 7863
従業員数 技術系4名, 事務系2名, 計6名
防除施工士氏名 および登録番号 菱岡紀代志 第2149号

登録番号 第643号
事業所名 有限会社白蟻南予相談所
代表者氏名 代表取締役 高倉純一
資本金 金100万円
設立年月日 昭和48年7月6日
事業所所在地 〒798 宇和島市柿原890
電話 08952-22-8924
従業員数 技術系5名, 事務系1名, 計6名
防除施工士氏名 および登録番号 高倉純一 第2114号

登録番号 第644号
事業所名 リスロン大阪
代表者氏名 寺垣欣昭
資本金 金 万円
設立年月日 昭和52年7月1日
事業所所在地 〒550 大阪市西区西本町3-1-46 奥内ビル5号館4F
電話 06-533-0591
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 および登録番号 寺垣欣昭 第2173号

登録番号 第645号
事業所名 山陽木材防腐株式会社化成部品
代表者氏名 化成部品部長 遠藤 醇
資本金 金2億2千万円
設立年月日 昭和6年12月 日
事業所所在地 〒101 千代田区神田須田町1-26
電話 03-254-0831
従業員数 技術系7名, 事務系3名, 計10名
防除施工士氏名 および登録番号 松本千明, 神山懸二, 近藤晴彦, 第830号, 第2174号, 第615号, 有田喧二 第1390号

登録番号 第646号
事業所名 中日白蟻防除センター
代表者氏名 石山敬雄
資本金 金 300万円
設立年月日 昭和52年6月2日
事業所所在地 〒489 瀬戸市本郷町79
電話 0561-48-0339
従業員数 技術系4名, 事務系1名, 計5名
防除施工士氏名 石山敬雄
および登録番号 第2207号

登録番号 第647号
事業所名 株式会社環境保全管理センター
代表者氏名 代表取締役 今井 滋
資本金 金 100万円
設立年月日 昭和47年6月2日
事業所所在地 〒514 津市上浜町3-6
電話 0592-26-0568
従業員数 技術系2名, 事務系1名, 計3名
防除施工士氏名 今井 滋
および登録番号 第2139号

登録番号 第648号
事業所名 東洋消毒株式会社
代表者氏名 代表取締役 伊藤与一
資本金 金 200万円
設立年月日 昭和51年3月18日
事業所所在地 〒430 浜松市住吉1-27-24
電話 0534-72-5624
従業員数 技術系5名, 事務系2名, 計7名
防除施工士氏名 藤江敬蔵
および登録番号 第947号

登録番号 第649号
事業所名 石澤産業株式会社
代表者氏名 代表取締役 大平幸雄
資本金 金 200万円
設立年月日 昭和52年8月2日
事業所所在地 〒311-34 東茨城郡小川町大字小川
1665
電話 02995-8-2854
従業員数 技術系5名, 事務系3名, 計8名
防除施工士氏名 仁尾 武
および登録番号 第1601号

登録番号 第650号
事業所名 株式会社佐藤伝兵衛薬局
サニタリー部サニー消毒
代表者氏名 代表取締役 佐藤浩一
資本金 金 300万円
設立年月日 明治4年4月 日
事業所所在地 〒998 酒田市中町1丁目2-27
電話 0234-24-5129
従業員数 技術系3名, 事務系20名, 計23名
防除施工士氏名 齊藤信二
および登録番号 第1271号

登録番号 第651号
事業所名 キルカバー製薬株式会社
代表者氏名 代表取締役 山本高顕
資本金 金50万円
設立年月日 昭和27年12月23日
事業所所在地 〒550 大阪市西区京町堀2丁目2-15
電話 06-441-7471~2
従業員数 技術系7名, 事務系2名, 計9名
防除施工士氏名 山本高顕
および登録番号 第1236号

登録番号 第652号
事業所名 チューガイ白蟻研究所
代表者氏名 真東 潮
資本金 金 万円
設立年月日 昭和45年4月30日
事業所所在地 〒662 西宮市若松町3-8
電話 0798-23-2038
従業員数 技術系5名, 事務系2名, 計7名
防除施工士氏名 真東 潮
および登録番号 第403号

登録番号 第653号
事業所名 株式会社三幸
代表者氏名 代表取締役 三宅弘文
資本金 金 500万円
設立年月日 昭和49年12月21日
事業所所在地 〒125 東京都葛飾区高砂2-20-3
電話 03-672-2866 (代)
従業員数 技術系7名, 事務系2名, 計9名
防除施工士氏名 三宅弘文
および登録番号 第1304号

登録番号 第654号
事業所名 株式会社ライフサービス
代表者氏名 代表取締役 内田弘次
資本金 金 350万円
設立年月日 昭和49年1月17日
事業所所在地 〒422 静岡県池田381-1
電話 0542-61-6185
従業員数 技術系13名, 事務系2名, 計15名
防除施工士氏名 村松悦雄
および登録番号 第1608号

登録番号 第655号
事業所名 ナギ産業株式会社埼玉営業所
代表者氏名 吉元敏郎
資本金 金 500万円
設立年月日 昭和45年12月18日
事業所所在地 〒336 埼玉県浦和市沼影1-21-2
電話 0448-63-9640, 9685
従業員数 技術系4名, 事務系1名, 計5名
防除施工士氏名 森 良一
および登録番号 第1137号

登録番号 第656号
事業所名 ナギ産業株式会社水戸営業所
代表者氏名 吉元敏郎
資本金 金 500万円
設立年月日 昭和45年12月18日
事業所所在地 〒310 茨城県水戸市栄町2-8-6
電話 0292-21-0164
従業員数 技術系3名, 事務系1名, 計4名
防除施工士氏名 吉元昌弘
および登録番号 第823号

登録番号 第657号
事業所名 東和化学株式会社
代表者氏名 代表取締役 郷田文吾
資本金 金 600万円
設立年月日 昭和44年4月1日
事業所所在地 〒733 広島市舟入中町12-7
電話 0822-91-0464
従業員数 技術系14名, 事務系4名, 計18名
防除施工士氏名 郷田文吾
および登録番号 第707号

登録番号 第658号
事業所名 日本サニタリー株式会社
代表者氏名 代表取締役 太田良一
資本金 金 480万円
設立年月日 昭和38年11月25日
事業所所在地 〒534 大阪市都島区都島本通
3-7-22
電話 06-943-6041 (代)
従業員数 技術系8名, 事務系3名, 計11名
防除施工士氏名 太田哲郎
および登録番号 第1143号

しろありくん蒸処理業登録者紹介

昭和52年8月20日現在

登録番号 第101号
事業所名 国際衛生株式会社
代表者氏名 代表取締役 島津幸生
資本金 金 1,000万円
設立年月日 昭和21年5月9日
事業所所在地 〒105 港区海岸2-3-7
電話 03-451-3211
従業員数 技術系32名, 事務系8名, 計40名
くん蒸士氏名 島津幸生, 原田豊秋, 寺岡喜行
および登録番号 第333号, 第105号, 第281号
柳原 勉, 船木 透
第334号, 第335号

登録番号 第102号
事業所名 株式会社日本衛生センター
代表者氏名 代表取締役 岩川 徹
資本金 金 500万円
設立年月日 昭和50年4月1日
事業所所在地 〒186 国立市谷保6442
電話 0425-76-5938 (代)
従業員数 技術系20名, 事務系5名, 計25名
くん蒸士氏名 岩川 徹, 田村喜吉, 岩川文孝
および登録番号 第241号, 第242号, 第270号